【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年５月29日
【計算期間】	第１期（自　平成25年９月18日　至　平成26年11月30日）
【ファンド名】	コクサイ －ＭＵＧＣトラスト － 短期高利回り社債ファンド2013-09 円建 円高ヘッジ・円安追随型 (Kokusai - MUGC Trust - Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 JPY-denominated JPY Appreciation Hedged and Depreciation Followed Type)
【発行者名】	ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ （Mitsubishi UFJ Global Custody S.A.）
【代表者の役職氏名】	マネージング・ディレクター　　磯村　尚賢
【本店の所在の場所】	ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ　Ｌ－1150、アーロン通り　287－289番 （287-289, Route d'Arlon, L-1150 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg）
【代理人の氏名又は名称】	弁護士　　中野　春芽
【代理人の住所又は所在地】	東京都港区元赤坂一丁目２番７号　赤坂Ｋタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【事務連絡者氏名】	弁護士　　中野　春芽 同　　橋本　雅行
【連絡場所】	東京都港区元赤坂一丁目２番７号　赤坂Ｋタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【電話番号】	03（6888）1000
【縦覧に供する場所】	該当事項なし。

（注１）サブ・ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立されるが、受益証券は円建であるため、以下の金額表示は別段の記載がない限り円をもって行う。

（注２）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入して記載している。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入して記載している。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

①　ファンドの目的、信託金の限度額および基本的性格

短期高利回り社債ファンド2013-09 円建 円高ヘッジ・円安追随型（以下「サブ・ファンド」という。）は、ケイマン諸島の法律に基づき、平成23年７月29日付信託証書に従って同日付で登録されたアンブレラ・ファンドであるコクサイ － ＭＵＧＣトラスト（以下「ファンド」という。）のサブ・ファンドである。なお、アンブレラとは、１つの投資信託の下で１または複数の投資信託（サブ・ファンド）を設定できる仕組みのものを指す。平成27年５月29日現在、ファンドは、本サブ・ファンドを含む15本のサブ・ファンドにより構成されている。

サブ・ファンドの表示通貨は、円である。

サブ・ファンドの投資目的は、新興国を含む世界中の会社が発行する、多様な通貨建の世界の高利回り社債（ただし、日本企業が発行したものおよび円建のものを除く。）に主として投資する、コクサイ － ＭＵＧＣマスター・トラスト－グローバル短期高利回り社債ファンド４（Kokusai - MUGC Master Trust - Global Short-Term High Yield Bond Fund 4）（以下「投資先ファンド」という。）への投資を通じて、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指すことである。

「高利回り社債」とは、スタンダード・アンド・プアーズ社、ムーディーズ社もしくはフィッチ社によってＢＢ＋格／Ｂａ１格以下の格付が付与されている社債（ハイ・イールド社債）（格付機関により異なる格付が付与されている場合には、最も高い格付が適用されるものとする。）、または、これら３格付機関のいずれも格付を付与していない社債については、投資先ファンド投資運用会社が同等の信用格付状況にあると判断する社債をいう。

また、サブ・ファンドは、保有する米ドル建資産について、派生商品等を活用して為替戦略を構築し、円高（米ドル安）時の為替損失の低減を図りながら、円安（米ドル高）が進行した場合の追加的収益の獲得を目指す。

サブ・ファンドは、資産のほぼすべてを投資先ファンドに投資することにより、その投資目的の達成を追求する。したがって、サブ・ファンドは、ファンド・オブ・ファンズの形態を有している。

サブ・ファンドの信託金の限度額は定められていない。

②　ファンドの性格

サブ・ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づきオープン・エンド型投資信託として設立された。

ファンドの各サブ・ファンドは、独立した法主体ではなく、受託会社は、各サブ・ファンドの資産および負債を分別するよう最善の努力を行うが、ケイマン諸島法上、いずれか一つのサブ・ファンドに帰属する資産を他のサブ・ファンドの資産から分別することを保証することは不可能である。

ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ（Mitsubishi UFJ Global Custody S.A.）（以下「管理会社」という。）は、サブ・ファンドの勘定で受益証券を発行する権利を有する。日本の投資者は、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「日本における販売会社」または「三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券」という。）または販売取扱会社を通じて管理事務代行会社に対して通知することにより、払込日以後の各営業日に、保有する受益証券の買戻しを請求することができる。買い戻された受益証券について支払われる買戻価格は、買戻請求が受諾された営業日現在の受益証券１口当たり純資産価格である。

（注）「営業日」とは、(ⅰ)ニューヨーク、ロンドン、ルクセンブルグおよび東京において国、州または地域の銀行が営業を行っている日であり、かつ(ⅱ)ロンドン証券取引所およびニューヨーク証券取引所の取引日である日をいう。

サブ・ファンドは、早期に終了する場合を除いて、平成30年９月28日に終了する。

（２）【ファンドの沿革】

昭和49年４月11日	**管理会社設立**
平成23年７月29日	**信託証書締結**
平成25年８月２日	**サブ・ファンドに関する補遺信託証書締結**
平成25年９月18日	**サブ・ファンドの運用開始**

（３）【ファンドの仕組み】

①　ファンドの仕組み

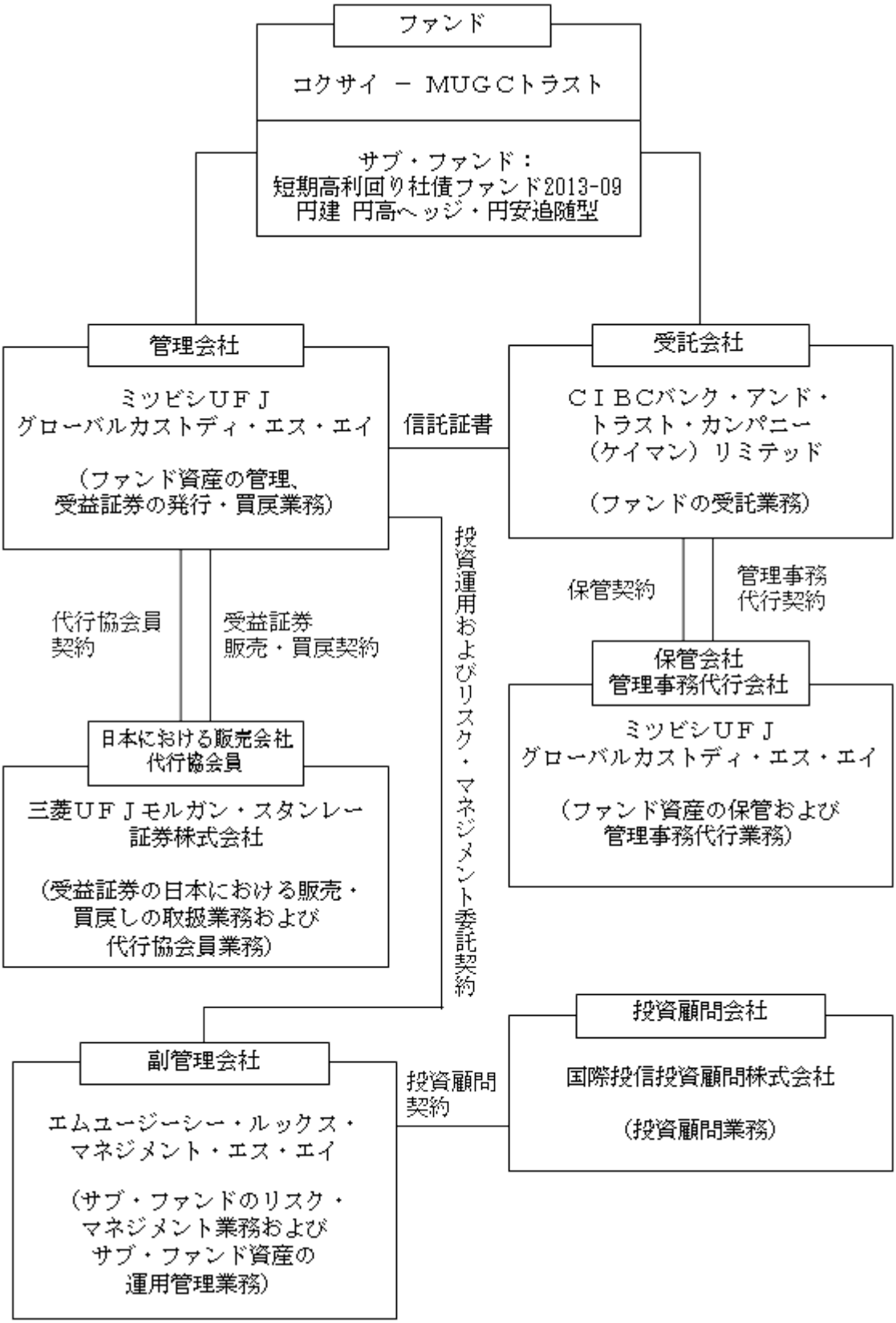

（注）サブ・ファンドは、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令に定められたファンド・オブ・ファンズとして以下の仕組みを有している。

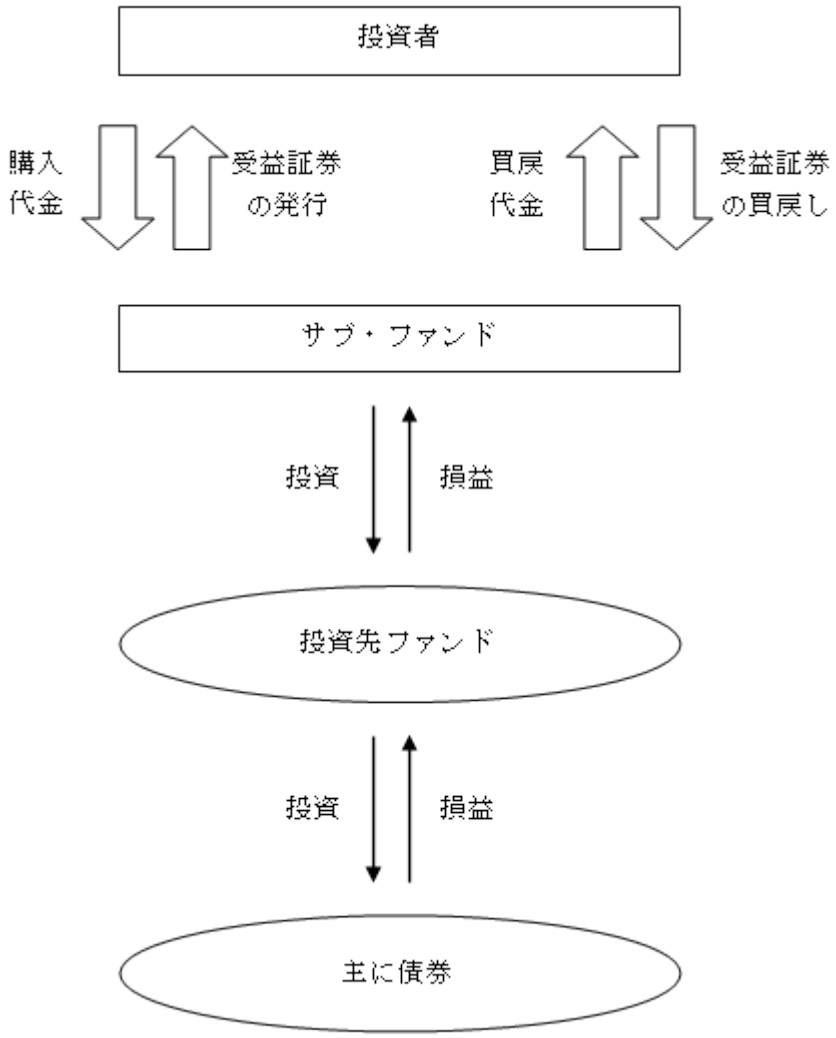

② 管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ（Mitsubishi UFJ Global Custody S.A.）	管理会社 保管会社 管理事務代行会社	平成23年７月29日付で信託証書および平成25年８月２日付で補遺信託証書（以下、総称して「信託証書」という。）を受託会社と締結。信託証書は、サブ・ファンドの資産の運用、管理、受益証券の発行、買戻しおよびファンドの終了等について規定している。 平成23年８月２日付で保管契約（注１）を受託会社と締結。同契約は、サブ・ファンドの資産の保管業務について規定している。 平成23年８月２日付で管理事務代行契約（注２）を受託会社と締結。同契約は、管理事務代行業務について規定している。
ＣＩＢＣバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited）	受託会社	信託証書を管理会社と締結。信託証書は、サブ・ファンドの資産の運用、管理、受益証券の発行、買戻しおよびファンドの終了等について規定している。
エムユージーシー・ルックス・マネジメント・エス・エイ(MUGC Lux Management S.A.)	副管理会社	平成26年７月18日付で投資運用およびリスク・マネジメント委託契約（注３）を管理会社と締結。同契約は、サブ・ファンドのリスク・マネジメント業務およびサブ・ファンド資産の運用管理業務について規定している。
国際投信投資顧問株式会社	投資顧問会社	平成26年７月18日付で投資顧問契約（注４）を副管理会社と締結。同契約は、投資顧問業務について規定している。
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	代行協会員 日本における販売会社	平成25年８月７日付で管理会社との間で代行協会員契約（注５）を締結。同契約は、代行協会員業務について規定している。 平成25年８月７日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約（注６）を締結。同契約は、受益証券の日本における販売・買戻しの取扱業務について規定している。

（注１）保管契約とは、受託会社によって任命された保管会社が、サブ・ファンドの資産保管業務の提供を約する契約である。

（注２）管理事務代行契約とは、受託会社によって任命された管理事務代行会社が、管理事務代行業務を提供することを約する契約である。

（注３）投資運用およびリスク・マネジメント委託契約とは、管理会社によって任命された副管理会社が、サブ・ファンドのリスク・マネジメント業務およびサブ・ファンド資産の運用管理業務の提供を約する契約である。

（注４）投資顧問契約とは、副管理会社によって任命された投資顧問会社が、副管理会社に対し、投資顧問業務を提供することを約する契約である。

（注５）代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、サブ・ファンドに対し、受益証券に関する目論見書の日本証券業協会に対する提出、受益証券１口当たり純資産価格の公表および決算報告書その他の書類の日本証券業協会に対する提出等、代行協会員業務を提供することを約する契約である。

（注６）受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された日本における販売会社が、受益証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けた受益証券を日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することならびに日本の投資者からの取得申込み・買戻しの注文を管理会社に取次ぐことを約する契約である。

③　管理会社の概況

（イ）設立準拠法

管理会社は、ルクセンブルグの1915年８月10日付商事会社法（改正済）に基づき、ルクセンブルグにおいて昭和49年４月11日に設立された。1915年８月10日付商事会社法（改正済）は、設立、運営、株式の募集等商事会社に関する基本的事項を規定している。

（ロ）事業の目的

事業の目的は、自己勘定および第三者の勘定で、すべての銀行業務および金融業務を引き受けることである。

（ハ）資本金の額（平成27年３月末日現在）

払込済資本金の額　　37,117,968.52アメリカ合衆国ドル（約45億円）

発行済株式総数　　1,002,080株（一株37.04アメリカ合衆国ドルの記名式額面株式）

（注）アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）の円貨換算は、便宜上、平成27年３月31日現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝120.17円）による。以下、米ドルの円貨表示はすべてこれによるものとする。

管理会社が発行する株式総数の上限については制限がない。

ただし、前記資本金の増減については、定款の規定に基づく株主総会の決議を要する。

（ニ）会社の沿革

昭和49年４月11日	設立
平成18年１月１日	会社名をバンク・オブ・トウキョウ・ミツビシ（ルクセンブルグ）エス・エイからバンク・オブ・トウキョウ・ミツビシＵＦＪ（ルクセンブルグ）エス・エイに変更
平成19年４月２日	会社名をバンク・オブ・トウキョウ・ミツビシＵＦＪ（ルクセンブルグ）エス・エイからミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイに変更

（ホ）大株主の状況

（平成27年３月末日現在）

名称	住所	所有株式数	比率
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目４番５号	638,510株	63.72%
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目７番１号	285,900株	28.53%

（４）【ファンドに係る法制度の概要】

①　準拠法の名称

サブ・ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づき設定されており、ファンドは、ケイマン諸島の信託法（2011年改訂）（以下「ケイマン諸島信託法」という。）に基づき登録されている。ファンドは、また、ミューチュアル・ファンドとして、随時改訂されるケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2013年改訂）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）により規制されている。

②　準拠法の内容

（イ）ケイマン諸島の信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、この問題に関する英国判例法のほとんどを採用している。更に、ケイマン諸島信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託会社に対して資金を払い込み、投資者（受益者）の利益のために投資運用会社はこれを運用する。各受益者は、信託資産持分比率に応じて権利を有する。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益権者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。

大部分のユニット・トラストは、免除信託として登録申請される。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者としない旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に届出される。

免除信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができる。

ケイマン諸島の投資信託は、150年まで存続することができ、一定の場合には無期限に存続できる。

サブ・ファンドは、早期に終了する場合を除いて、平成30年９月28日に終了する。

免除信託は、信託証書の変更を信託登記官に提出しなければならない。

免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

（ロ）ミューチュアル・ファンド法

後記「（６）監督官庁の概要」の項を参照のこと。

（５）【開示制度の概要】

①　ケイマン諸島における開示

（イ）ケイマン諸島金融庁に対する開示

サブ・ファンドは、目論見書を発行しなければならない。目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者がサブ・ファンドに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなしうるために必要なその他の情報およびケイマン規則に基づいて要求される情報を記載しなければならない。目論見書は、サブ・ファンドについての詳細を記載した申請書とともにケイマン諸島金融庁（以下「ＣＩＭＡ」という。）に提出しなければならない。

サブ・ファンドは、ＣＩＭＡが承認した監査人を選任し、会計年度終了後６か月以内に監査済会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程において、サブ・ファンドに以下の事由があると知ったとき、または以下の事由があると信ずべき理由があるときはＣＩＭＡに報告する法的義務を負っている。

（ｉ）弁済期に債務を履行できないまたはその可能性があること。

（ii）投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しもしくは事業を解散し、またはその旨意図していること。

（iii）会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行し、または遂行しようと意図していること。

（iv）詐欺的または犯罪的手法で事業を遂行し、または遂行しようと意図していること。

（ｖ）下記に違反する方法で事業を遂行し、または遂行しようと意図していること。

－　ミューチュアル・ファンド法および同法に基づく規則

－　金融庁法（2013年改訂）

－　マネー・ロンダリング防止規則（2013年改訂）

－　認可条件

サブ・ファンドの監査人は、ＫＰＭＧである。サブ・ファンドの会計監査は、ルクセンブルグで一般に公正と認められる会計基準または受託会社が随時文書で合理的であるとして定めるその他の一般に公正と認められる会計原則もしくは会計基準に基づいて行われる。

サブ・ファンドは、ＣＩＭＡが承認した監査人を任命しなければならず、毎年11月30日に終了する会計年度の監査済会計書類を６か月以内にＣＩＭＡに提出する。第一回の監査済年次財務書類は、平成26年11月30日までの期間について作成された。

（ロ）受益者に対する開示

サブ・ファンドの会計年度末は、毎年11月30日である。第一回の監査済年次財務書類は、平成26年11月30日までの期間について作成された。会計書類は、ルクセンブルグで一般に公正と認められる会計基準または受託会社が随時文書で合理的であるとして定めるその他の一般に公

正と認められる会計原則もしくは会計基準に従って作成される。会計年度末から通常３か月以内に、監査済会計書類が作成され、また、半期末から３か月以内に、未監査半期会計書類が作成される。第一回の未監査半期会計書類は、平成26年３月31日までの期間について作成された。監査済会計書類の写しは、サブ・ファンドの帳簿に記載された登録住所宛で受益者に対して送付される。

② 日本における開示

（イ）監督官庁に対する開示

（ｉ）金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における１億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）（以下「金融商品取引法」という。）に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（ＥＤＩＮＥＴ）等において、これを閲覧することができる。

受益証券の日本における販売会社または販売取扱会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。）を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。）を交付する。管理会社は、サブ・ファンドの財務状況等を開示するために、サブ・ファンドの各会計年度終了後６か月以内に有価証券報告書を、また、サブ・ファンドの各半期終了後３か月以内に半期報告書を、更に、サブ・ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をＥＤＩＮＥＴ等において閲覧することができる。

（ⅱ）投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含む。）（以下「投信法」という。）に従い、サブ・ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容およびその理由等を金融庁長官に届け出なければならない。更に、管理会社は、サブ・ファンドの資産について、サブ・ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

（ロ）日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であってその内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容およびその理由等を書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は日本における販売会社または販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知される。

前記のサブ・ファンドの運用報告書（交付運用報告書を作成している場合は交付運用報告書）は、日本の知れている受益者に交付される。

（６）【監督官庁の概要】

ファンドは、ミューチュアル・ファンド法に基づき規制されている。したがって、ファンド（および受託会社）は、特に、ミューチュアル・ファンド法上、ケイマン当局に申請書ならびに監査済年次財務諸表および年次報告書を提出しなければならない。ファンドは、規制された投資信託として、ミューチュアル・ファンド法に基づきＣＩＭＡの免許および監督に服し、ＣＩＭＡは、いつでも受託会社に、ファンドおよびサブ・ファンドの財務書類の監査を行い、同書類をＣＩＭＡが特定する一定の期日までにＣＩＭＡに提出するよう指示することができる。さらに、ＣＩＭＡは、受託会社にＣＩＭＡがミューチュアル・ファンド法上の義務を遂行するために合理的に必要とするファンドに関する情報または説明を提出するよう求めることができる。受託会社

は、ファンドに関するすべての記録を、合理的な時間に、ＣＩＭＡに提出または開示しなければならず、ＣＩＭＡは、開示された記録の写しを作成し、抄本を備置することができる。ＣＩＭＡの要求を遵守しない場合、受託会社は、高額の罰金に服し、ＣＩＭＡは、裁判所にファンドの解散を請求することができる。

規制された投資信託が、その義務を履行できなくなる可能性がある場合、また投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企図し、または任意解散を行おうとしている場合、ＣＩＭＡは、一定の措置を取ることができる。ＣＩＭＡの権限には、受託会社の交替を要求すること、ファンドの適切な業務遂行について受託会社に助言を与える者を任命すること、またはファンドの業務監督者を任命すること等が含まれる。ＣＩＭＡは、その他の権限（その他措置の承認を裁判所に申請する権限を含む。）を行使することができる。

ファンドの受託会社は、ケイマン諸島の会社として登録されており、かつ投資信託としてケイマン政府の許可を受けている。受託会社は、ＣＩＭＡの監督下にある。受託会社はまた、ミューチュアル・ファンド法に基づく投資信託管理会社として許可されている。

2【投資方針】

（1）【投資方針】

サブ・ファンドの投資目的

サブ・ファンドの投資目的は、新興国を含む世界中の会社が発行する、多様な通貨建の世界の高利回り社債（ただし、日本企業が発行したものおよび円建のものを除く。）に主として投資する投資先ファンドへの投資を通じて、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指すことである。

「高利回り社債」とは、スタンダード・アンド・プアーズ社、ムーディーズ社もしくはフィッチ社によってＢＢ＋格／Ｂａ１格以下の格付が付与されている社債（ハイ・イールド社債）（格付機関により異なる格付が付与されている場合には、最も高い格付が適用されるものとする。）、または、これら３格付機関のいずれも格付を付与していない社債については、投資先ファンド投資運用会社が同等の信用格付状況にあると判断する社債をいう。

サブ・ファンドは、その資産のほぼすべてを投資先ファンド受益証券に投資する予定である。投資先ファンドの投資運用会社は、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク（Morgan Stanley Investment Management Inc.）（以下「投資先ファンド投資運用会社」または「ＭＳＩＭ」という。）である。

（注）ＭＳＩＭは、ニューヨークを拠点にグローバルで資産運用ビジネスを展開し、米国をはじめ世界中の顧客に幅広い資産運用業務を提供している。ＭＳＩＭの親会社は、モルガン・スタンレー（Morgan Stanley）である。モルガン・スタンレーは、証券売買および仲介業務、投資銀行業務、リサーチおよび分析業務、ならびにファイナンスおよび金融アドバイザリー業務を提供するグローバル総合金融サービス企業である。

本書中の他の記載にかかわらず、株式および債券を含む他の有価証券に投資することがサブ・ファンドまたは受益者にとって有益であると管理会社が判断する場合、サブ・ファンドの資産は、かかる他の有価証券に投資されることがある。

サブ・ファンドまたは投資先ファンドがその投資目的を達成できるとの保証はない。

市況動向、資金動向またはサブ・ファンドの残存信託期間等の事情によっては、サブ・ファンドの資産について本書に記載した運用ができないことがある。

通貨エクスポージャーに関する方針

為替変動リスクの低減を図るため、投資先ファンドの米ドル以外の通貨建の組入資産については、投資先ファンドの段階で投資先ファンド投資運用会社により原則として対米ドルの為替ヘッジが行われる。

また、サブ・ファンドの段階で、投資顧問会社の助言に基づき、米ドル建の投資先ファンドへの投資額につき対円の為替ヘッジが行われる。

更に、サブ・ファンドは、保有する米ドル建資産について、派生商品等を活用して為替戦略を構築し、円高（米ドル安）時の為替損失の低減を図りながら、円安（米ドル高）が進行した場合の追加的収益の獲得を目指す。

サブ・ファンド設定時の為替水準と比べて円安（米ドル高）が強まるほど、サブ・ファンドが獲得できる追加的収益は大きくなる。ただし、円安（米ドル高）時に獲得できる追加的収益の水準は、為替水準、サブ・ファンドの信託期間終了までの期間およびその他の様々な要因により変化する。

一般的に、サブ・ファンドの信託期間中は、信託期間終了時と比べて、当該追加的収益が円安（米ドル高）傾向を追随する程度は低くなる。また、当該追加的収益は、サブ・ファンド設定時の受益証券１口当たり純資産価格に基づくものとなる。

サブ・ファンドは、円高（米ドル安）時の為替損失の低減を図るが、完全に為替リスクを排除することはできない。為替戦略の構築・維持にはコストがかかり、サブ・ファンドのパフォーマンスの低下要因となる。

＜サブ・ファンドの特色＞

特色1 サブ・ファンドは、新興国を含む海外の高利回り社債[*1]を主要投資対象とし、信用リスクに配慮しつつ相対的に利回りが高いと判断される銘柄に投資する投資先ファンドへの投資を通じて、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指す。

- サブ・ファンドは、投資先ファンドの米ドルヘッジクラスへの投資を通じて、海外の高利回り社債等に投資を行う。
  投資先ファンドは、ケイマン諸島籍外国投資信託であり、投資先ファンドの投資運用会社は、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク(以下「MSIM」という。)である。投資先ファンドは、日本企業の発行した債券または円建の債券には投資しない。
- 投資先ファンドは、主としてB－格相当以上[*2]の高利回り社債に投資を行う。原則として、CCC+格相当以下[*2]の債券には投資を行わない(保有している債券が格下げされた場合を除く。)。

*1 「高利回り社債」とは、格付機関による格付がBB+格相当以下[*2]の社債をいう。
*2 スタンダード・アンド・プアーズ社、ムーディーズ社およびフィッチ社の格付のうち最も高い格付が適用される。また、これら3格付機関のいずれも格付を付与していない場合には、MSIMが、同等の信用格付状況にあるかを判断する。以下同じ。

特色2 サブ・ファンドは、信託期間が約5年の単位型の投資信託である。投資先ファンドを通じて投資する高利回り社債等は、サブ・ファンドの信託期間終了前に満期を迎える短期の債券[*3]に限る。

- サブ・ファンドの信託期間は、原則として、平成25年9月18日から平成30年9月28日までである。
- 投資先ファンドは、信託期間終了前に満期を迎える短期の債券に投資を行い、当該債券を償還まで保有することを基本戦略とし[*4]、投資先ファンド(ひいてはサブ・ファンド)の信託期間終了時の金利変動リスクの低減を図る。
- 投資先ファンドによる再投資については、原則として高利回り社債に投資するが、市況動向や資金動向、残存信託期間等を勘案し、投資先ファンドの信託期間終了前に満期を迎える投資適格社債[*5]等で運用することがある。

*3 「短期の債券」とは、投資先ファンドおよびサブ・ファンドの信託期間(約5年)終了前に満期を迎える債券をいい、満期までの期間が1年未満の債券に限らない。
*4 保有している債券のデフォルト・リスクが高まったとMSIMが判断した場合や、保有している債券がBBB－格相当以上[*2]に格上げされた場合には、投資先ファンドは、当該債券の償還を待たずに途中売却することがある。
*5 「投資適格社債」とは、格付機関による格付がBBB－格相当以上[*2]の社債をいう。

特色3 保有する外貨建資産について、派生商品等を活用して為替戦略を構築し、円高(米ドル安)時の損失低減を図りながら、円安(米ドル高)が進行した場合の追加的収益の獲得を目指す。

- サブ・ファンド設定時の為替水準と比べて円安(米ドル高)が強まるほど、獲得できる追加的収益は大きくなる[*6]。
- 円高(米ドル安)時の損失低減を図るが、完全に為替リスクを排除することはできない。
- 為替戦略の構築にはコストがかかり、サブ・ファンドのパフォーマンスの低下要因となる。

*6 円安(米ドル高)時に獲得できる追加的収益は、為替水準や信託期間終了までの期間等の要因により変化する。一般的に、信託期間中は、信託期間終了時と比べて、当該追加的収益が円安(米ドル高)傾向を追随する程度は低くなる。当該追加的収益は、サブ・ファンド設定時の元本相当額(受益証券1口当たり純資産価格)に基づくものとなる。

＜サブ・ファンドの仕組み＞

（２）【投資対象】

サブ・ファンドは、その資産のほぼすべてを投資先ファンド受益証券に投資することを企図している。投資先ファンドの概要は、以下のとおりである。

投資先ファンドの投資目的

投資先ファンドの投資目的は、後記の「基本方針」に従い、新興国を含む世界中の会社が発行する、多様な通貨建の世界の高利回り社債（ただし、日本企業が発行したものおよび円建のものを除く。）に主として投資することにより、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指すことである。

基本方針

・投資目的を達成するため、投資先ファンドは、信用リスクに配慮しつつ相対的に利回りが高いと判断される債券に投資することを企図している。

・投資先ファンドは、基本戦略として「バイ・アンド・ホールド」の投資戦略（注１）をとるものとする。

（注１）「バイ・アンド・ホールド」の投資戦略とは、投資先ファンド（ひいてはサブ・ファンド）の償還時の金利変動リスクの低減を図るため、投資先ファンドの信託期間終了前に満期を迎える短期の債券に投資を行い、当該債券を償還まで保有することをいう。ここでいう「短期の債券」とは、投資先ファンド（およびサブ・ファンド）の信託期間（約５年）終了前に満期を迎える債券をいい、満期までの期間が１年未満の債券に限るものではない。

・保有している債券のデフォルト・リスクが高まったとＭＳＩＭが判断した場合、または、保有している債券がＢＢＢ－格相当以上に格上げされ「投資適格社債（注２）」の分類に含まれることとなった場合、投資先ファンドは当該債券を償還前に途中売却することがある。

（注２）「投資適格社債」とは、ＢＢＢ－格(スタンダード・アンド・プアーズ社、フィッチ社)／Ｂａａ３格（ムーディーズ社）以上の格付が付与された社債（格付機関により異なる格付が付与されている場合には、最も高い格付が適用されるものとする。）、または、これら３格付機関のいずれも格付を付与していない社債については、投資先ファンド投資運用会社が同等の信用格付状況にあると判断するものをいう。

・投資先ファンドは、その信託期間を通じて、原則として主に高利回り社債に投資することを企図している。ただし、再投資においては、市況動向や資金動向、投資先ファンドの残存信託期間等を勘案し、投資先ファンドの信託期間終了前に満期を迎える投資適格社債等で運用することがある。

投資先ファンドの主な投資指針および投資制限

・投資先ファンドは、主としてＢ－格（スタンダード・アンド・プアーズ社、フィッチ社）／Ｂ３格（ムーディーズ社）相当以上の格付を付与された高利回り社債（格付機関により異なる格付が付与されている場合には、最も高い格付が適用されるものとする。）に投資する。なお、これら３格付機関のいずれも格付を付与していない社債については、投資先ファンド投資運用会社が同等の信用格付状況にあるかを判断する。

・投資先ファンドは、原則として、ＣＣＣ＋格（スタンダード・アンド・プアーズ社、フィッチ社）／Ｃａａ１格（ムーディーズ社）相当以下の格付を付与された高利回り社債（格付機関により異なる格付が付与されている場合には、最も高い格付が適用されるものとする。）には投資しない（ただし、保有している債券が格下げされた場合を除く。）。なお、これら３格付機関のいずれも格付を付与していない社債については、投資先ファンド投資運用会社が同等の信用格付状況にあるかを判断する。

・投資先ファンドは、デフォルトした債券には投資しない。投資先ファンドは、保有している債券がデフォルトした場合、投資先ファンド投資運用会社の決定に基づき、投資先ファンドが終了するまでに当該債券を売却する。

・投資先ファンドは、投資先ファンド投資運用会社の意見により、投資可能な適切な高利回り社債または投資適格社債に投資できない場合には、米国国債に投資することができる。
・投資先ファンドの償還日の１年前まで、現金および短期金融商品を除いた投資対象の総割合は、投資先ファンドの純資産価額の80%以上とする。
・地域に関する指針
**　米国以外の発行体によって発行された債券の割合は、購入時点で、投資先ファンドの純資産価額の70%以下とする。**
・セクターの分散化
**　米国国債を除く一つの産業セクターの割合は、購入時点で、投資先ファンドの純資産価額の35%以下とする。**
・信用（発行体）の分散化
**　単一の発行会社により発行された社債の割合は、購入時点で、投資先ファンドの純資産価額の５%以下とする。**
・投資先ファンドは、日本企業が発行した債券に投資しない。
・投資先ファンドは、円建の債券に投資しない。
・投資先ファンドは、公的銀行ローンに投資しない。
・株式への直接投資は禁止される。
・ワラント債への直接投資は禁止される。

投資先ファンドの通貨エクスポージャーに対するヘッジ方針

**　米ドル以外の通貨建債券の割合は、投資先ファンドの純資産価額の50%以下とする。**
**　投資先ファンドの米ドル以外の通貨エクスポージャーは、投資先ファンド投資運用会社により、投資先ファンドにおいて米ドルに対して為替ヘッジが行われる。**

投資先ファンドの関係法人

管理会社・管理事務代行会社：	**ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ**
受託会社：	**エリアン・トラスティー（ケイマン）リミテッド（Elian Trustee (Cayman) Limited）**
投資運用会社：	**モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク**

（３）【運用体制】

管理会社は、副管理会社との間で投資運用およびリスク・マネジメント委託契約を締結し、同契約に基づき、副管理会社がサブ・ファンド資産の運用管理を行う。副管理会社は、投資顧問会社との間で投資顧問契約を締結し、同契約に基づき、投資顧問会社は、副管理会社に対して運用に係る助言等を実施する。副管理会社は、投資顧問会社からの助言を受け、サブ・ファンド資産に関する運用指図を行う。

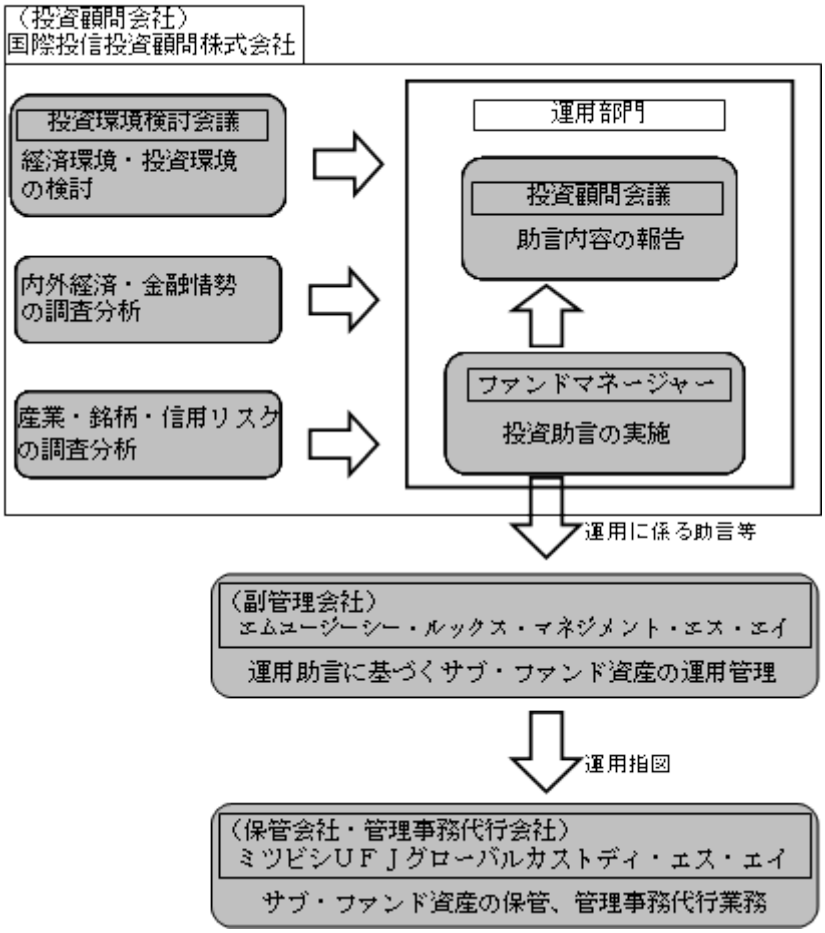

投資顧問会社における各会議の役割・機能

会議	役割・機能
投資環境検討会議	原則として月１回投資環境検討会議を開催し、経済環境等の長期的な構造変化や中長期的な投資環境について検討を行う。
投資顧問会議	原則として月１回投資顧問会議を開催し、助言内容の報告を行う。

（４）【分配方針】

受益者に対する分配は原則として行われない予定である。

なお、投資先ファンドについて、投資先ファンドの管理会社は、現在のところ、分配を行うことを予定していない。

（５）【投資制限】

以下の投資制限および借入制限が、サブ・ファンドの資産の運用に適用される。

（ｉ）空売りを行った証券の時価総額は、いつの時点においてもサブ・ファンドの純資産価額を超えてはならない。

（ii）残存借入総額がサブ・ファンドの純資産価額の10%を超える場合、借入れは禁止される。ただし、合併等の特別事態により一時的に当該10%の制限を超える場合にはこの限りではない。

（iii）サブ・ファンドは、一発行会社の株式取得の結果、管理会社の運用するすべての投資信託およびすべてのミューチュアル・ファンド（サブ・ファンドを含む。）の全体において、保有する株式の議決権の総数がかかる発行会社の株式の議決権の50%を超える場合、かかる発行会社の株式を取得しない。かかる制限は、他の投資信託に対する投資には適用されない。上記比率は、買付時に計算されるかまたは時価によることができる。

（iv）サブ・ファンドは、私募証券、非上場証券または不動産等の直ちに換金できない流動性に欠ける資産にサブ・ファンドの純資産価額の15%を超えて投資を行わない。ただし、日本証券業協会の外国証券の取引に関する規則第16条（随時改正および改訂される。）により要求される価格の透明性を確保する適切な措置が講じられている場合を除く。上記比率は買付時に計算されるかまたは時価によることができる。

（v）投資対象の購入、投資および追加の結果、金融商品取引法第２条第１項に規定される「有価証券」の定義に該当しない資産がサブ・ファンドの資産額の50%超を構成することとなる場合、かかる投資対象の購入、投資および追加を行わない。

（vi）管理会社またはその他第三者の利益のために管理会社により行われる取引等の受益者保護に反するまたはサブ・ファンドの資産の適正な運用を害するサブ・ファンドのための管理会社の取引は禁止される。

サブ・ファンドの投資対象の価値の変動、再編もしくは合併、サブ・ファンドの資産からの支払またはサブ・ファンドの受益証券の買戻しの結果としてサブ・ファンドに適用ある投資制限のいずれかに違反した場合、管理会社は、直ちにサブ・ファンドの投資対象を売却する必要はない。しかし、管理会社は、サブ・ファンドの受益者の利益を考慮した上で、違反が判明してから合理的な期間内にサブ・ファンドに適用ある制限を遵守するために合理的に実行可能な措置を講じる。

３【投資リスク】

(1) リスク要因

受益証券への投資は、高度のリスクを伴うものであり、証券、金融デリバティブおよび税務について相当の経験および個人的な知識を有し、かつ損失を負担することができる投資者によってのみ行われるべきである。受益証券への投資により生じる損失に対する保証や、サブ・ファンドの投資目的が達成される保証はない。世界的な証券および金融商品への投資が一定のリスクを伴うのと同様に、受益証券への投資はリスクを伴う。投資予定者は、本書全体を慎重に検討し、受益証券の申込みを行う前に自らの専門アドバイザーに相談するべきである。

過去の実績は必ずしも将来の業績を示すものではない。利益が達成される保証や、多額の損失を被らない保証はない。

受益証券は、相当の損失リスクを伴う投機的な非流動証券であり、サブ・ファンドに対する投資が完全な投資プログラムを反映するものではなく、かつサブ・ファンドに対する投資のリスクを十分に理解し、かかるリスクを負担する能力を有する、投資に精通した個人による投資のみに適している。サブ・ファンドは債務証券に集中的に投資するため、一部のポートフォリオによる投資には不適切となることがある。以下のリスクについての要約に記載されたサブ・ファンドならびにサブ・ファンドの投資対象および組入有価証券に関する言及は、サブ・ファンドの投資対象および組入有価証券に関する複合的リスクについて言及するものである。以下の勘案事項は、サブ・ファンドに対する投資に伴うすべてのリスクの完全なリストではないが、サブ・ファンドに対する投資を行う前に慎重に検討、評価されるべきである。

①　サブ・ファンドの主なリスク要因

以下は、主要なリスク要因および勘案事項であるが、すべてのリスク要因および勘案事項の完全なリストではなく、また、リスク要因および勘案事項は以下に限定されない。

サブ・ファンドは、投資先ファンドに投資を行うため、投資先ファンドに付随するリスク要因は、サブ・ファンドにも影響する。

受益証券１口当たり純資産価格は、組入有価証券等の値動きや為替相場の変動等により上下する。また、組入有価証券の発行体の経営または財務の状況の変化およびそれらに関する外部評価の影響を受ける。したがって、投資元本が保証されているものではなく、投資者は、受益証券１口当たり純資産価格の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがある。運用による損益はすべて投資者に帰属する。

サブ・ファンドに対する投資には、高度のリスクが伴う。サブ・ファンドの投資目的が達成されるという保証はなく、受益者が自己の投資額のすべてまたは実質的にすべてを失わないという保証もない。

為替変動リスク

投資先ファンドは米ドル建であるが、米ドル以外の多様な通貨建の資産に投資を行うことができる。投資先ファンドの米ドル以外の通貨建の組入資産については、投資先ファンドにおいて原則として対米ドルで為替ヘッジが行われ、為替変動リスクの低減を図るが、完全に為替変動リスクを排除することはできない。米ドル金利がかかる組入資産の基準通貨の金利よりも低い場合、投資先ファンドは、その金利差相当分のヘッジコストを負担することとなり、投資先ファンド受益証券の１口当たり純資産価格（ひいてはサブ・ファンドの受益証券１口当たり純資産価格）の下落要因となる。

また、サブ・ファンドは円建であり、投資先ファンドは米ドル建である。サブ・ファンドにおいて原則として対円で為替ヘッジが行われ、為替変動リスクの低減を図るが、完全に為替変動リスクを排除することはできない。円金利が米ドル金利よりも低い場合、サブ・ファンドは、その金利差相当分のヘッジコストを負担することとなり、サブ・ファンドの受益証券１口当たり純資産価格の下落要因となる。

更に、サブ・ファンドは、円安（米ドル高）が進行した場合の追加的収益の獲得を目的として、為替に係る派生商品に投資する。為替に係る派生商品の時価は、円に対する米ドルの水準に加え、金利や残存期間、変動率（ボラティリティ）の変化等により変動する。サブ・ファンドは、為替に係る派

生商品の時価の変動により損失を被ることがある。円安（米ドル高）となった場合でも、為替市場の値動きから想定されるほどには収益が得られないことがある。

金利変動リスク

サブ・ファンドが実質的に投資している債券の基準通貨の金利水準が上昇（低下）した場合、一般的に債券価格は下落（上昇）し、受益証券１口当たり純資産価格の変動要因となる。金利変動に伴う債券価格の変動は、デュレーション（注）が長いほど大きくなる。また、高利回り社債（ハイ・イールド社債）は、市況等の投資環境および発行体の業績等が変化した場合、その価格が大きく変動し、受益証券１口当たり純資産価格の変動要因となる。

（注）「デュレーション」とは、金利変動に対する債券価格の変動性を示すもので、債券に投資した場合の平均投資回収年限を表す指標である。値が大きいほど、投資元本の回収までに時間がかかり、金利変動に対する債券価格の変動（感応度）が大きくなる。

信用リスク（デフォルト・リスク）

サブ・ファンドが実質的に投資している債券の発行体の債務返済能力の変化等に伴う格付（信用度）の変更や変更の可能性によって債券価格が大きく変動し、これにより受益証券１口当たり純資産価格が大きく変動することがある。また、サブ・ファンドが実質的に投資している有価証券の発行体の倒産、財務状況または信用状況の悪化により、受益証券１口当たり純資産価格が下落し、損失を被ることがある。一般的に、高利回り社債（ハイ・イールド社債）のような低格付の債券は、高格付の債券と比較して、デフォルト（債務不履行および支払遅延）が生じるリスクが高いと考えられる。デフォルトが生じた場合には、債券価格は大きく下落する可能性が高くなる。更に、このような場合には、流動性が大幅に低下し、機動的な売買が行えないことがある。

流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券等を売却または購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、または売り供給がなく購入不可能となるリスクをいう。例えば、市況動向、有価証券等の流通の状況、または買戻金額の規模によっては、組入有価証券等を実勢時価よりも低い価格で売却しなければならないことがあり、かかる場合には、受益証券１口当たり純資産価格の下落要因となることがある。一般的に、高利回り社債（ハイ・イールド社債）のような低格付の債券は、高格付の債券と比較して市場規模や取引量が小さく、投資環境によっては機動的な売買ができないことがある。

また、サブ・ファンドが用いる為替に係る派生商品は特定の取引相手方との相対取引であるため、投資環境によっては、理論価格よりも大幅に不利な価格でしか売買できないことがある。

償還日が近づくにつれリターンが低下しうるリスク

サブ・ファンドが実質的に投資する債券は、投資先ファンドの信託期間終了前に満期を迎える債券に限定される。投資先ファンドは、当初投資した債券の償還後、投資先ファンドの信託期間終了前に満期を迎える適切な債券への投資が可能である場合、その資産を当該債券に再投資する。当該債券は、投資先ファンドが当初投資した債券に比べ、短期かつ低利回りのものである可能性がある。その結果、償還日が近づくにつれ投資先ファンドの利回りが低下することがある。

新興市場投資に関わるリスク

投資先ファンドは、「新興市場」に所在する発行体の証券に投資することができる。また、投資先ファンドは、「新興国」の通貨に関する取引を含む外国為替予約取引および直物為替先渡取引を行うことができる。新興市場への投資は、一般的に先進国に比べて画一的かつ未成熟な経済構造を有すること、および先進国に比べて不安定と予想されうる政治体制を有することによるリスクを含む、先進国への投資には伴わないリスクを伴う。投資に影響を与えることがある新興市場のその他の特徴には、国策により、関連する国家利益に対する影響が大きいとみなされる発行体または産業への外国人による投資を制限することがあること、また民間投資および対外投資ならびに私有財産を管理する成熟した体制が存在しないことが含まれる。更に、新興市場に所在する発行体の証券の市場規模が通常小さいこと、またかかる証券の取引量が少ないかまたは全く取引されない可能性があることにより、当該証券について流動性が欠如し、また価格の変動性が高いことがある。

純資産価額の計算

純資産価額は、ルクセンブルグにおいて一般に公正と認められた会計原則、または受託会社が随時書面により合理的に指定する一般に公正と認められた会計原則もしくは会計基準に従って決定される。サブ・ファンドの特定の投資（直接的かまたは間接的かを問わない。）について、正確な評価であると受託会社またはその委託先が合理的に考えた価格が後日不正確であったと判断された場合、受託会社またはその委託先のいずれも何ら責任を負わない。

多額の買戻しの影響

短期間における多額の買戻しがあった場合、サブ・ファンドの取引ポジションの相当部分を著しく不利な条件で清算することが必要となることがある。

受託会社および管理会社の限定的な役割

受託会社および管理会社は、サブ・ファンドの運営のあらゆる面につき最終的な権限を有する。しかし、かかる活動を管理する管理会社の能力は、限定的なものである。管理会社の役割は、サブ・ファンドの投資活動に対する監督であり、かかる投資活動に対する積極的な関与ではない。

法的、税務上および規制上のリスク

サブ・ファンドの存続期間中に法的、税務上および規制上の変更が生じる可能性があり、かかる変更は、サブ・ファンドに対して悪影響を及ぼすことがある。例えば、デリバティブ商品の規制環境および税務環境は進展しており、デリバティブ商品に対する規制上または税務上の変更は、サブ・ファンドが保有するデリバティブ商品の価値およびサブ・ファンドがその取引戦略を追求する能力に対して悪影響を及ぼすことがある。同様に、高レバレッジの投資者に対する規制環境も進展しており、高レバレッジの投資者に対する直接的または間接的な規制上の変更は、サブ・ファンドがその取引戦略を追求する能力に悪影響を及ぼすことがある。

損失リスク

サブ・ファンドに対する投資には、投資額のすべてが失われる可能性を含む、高度のリスクが伴う。

保証がないこと

サブ・ファンドの資産についての投資目的または投資戦略の実行が、受益者に損失を与える結果を招くことはないという保証はない。

サブ・ファンドは最近に設立され、運用歴が限定されていること

サブ・ファンドは最近に設立されており、運用実績について限定的である。

取引相手方およびブローカー

サブ・ファンドまたはサブ・ファンドの委託先が取引または投資する金融機関および取引相手方（銀行および証券会社を含む。）が、財務上の困難およびサブ・ファンドに対する債務の不履行に陥ることがある。かかる不履行は、サブ・ファンドにとって著しい損失を引き起こすおそれがある。更に、サブ・ファンドは、一定の取引を確保するために取引相手方に対して担保を差し入れることがある。

法律顧問

受託会社、管理会社ならびにそれらの委託先および／または関連会社の一部（以下、総称して「ファンド当事者」という。）は、助言をする法律顧問（複数の場合もある。以下、総称して「顧問」という。）を雇用している。顧問はまた、その他のファンド関係当事者の法律顧問として行為することもある。ファンド関係当事者の代表に関連して、顧問は、受益者を代表しない。いずれの独立法律顧問も受益者を代表するためにサブ・ファンドにより雇用されているものではない。

補償リスク

受託会社、管理会社、管理事務代行会社、保管会社、投資顧問会社、監査人およびその他の当事者ならびにそれぞれの代理人、代表者、役員、従業員および関連会社の各々は、一定の状況において、サブ・ファンドの資産から補償を受ける権利を有する。

通貨リスクおよび通貨ヘッジのリスク

投資顧問会社は、管理会社に対し、サブ・ファンドの米ドル・エクスポージャーの、サブ・ファンドの参照通貨（円）に対するヘッジについて助言を行う。ヘッジには、ヘッジを行う取引相手方によるデフォルトの可能性を含む特別なリスクが伴う。更に、ヘッジ対象通貨の価値が米ドルに対して減

少し、これにより損失を被ることがある。投資顧問会社は、実行可能とみなす方法で為替レートのリスクに関するヘッジ取引を行うための助言を行う。サブ・ファンドが為替レートのリスクに対して十分にヘッジするための助言を投資顧問会社が行わなかった場合、当該ヘッジは、当該通貨間の為替レートの変動に対して部分的な保護のみを提供することとなり、サブ・ファンドがかかるポジションに関して十分にヘッジされた場合よりも損失が大きくなることがある。

監査人の責任限定

ケイマン諸島の法律は、監査人が自らの責任を限定する能力を制限していないため、監査人と締結した監査契約書において、かかる責任限定が規定されることがあり、また、一定の場合に監査人を補償する規定が置かれることもある。

② 投資先ファンドに関するリスク

金利変動リスク

投資先ファンドが投資している債券の基準通貨の金利水準が上昇（低下）した場合、一般的に債券価格は下落（上昇）し、投資先ファンド受益証券の１口当たり純資産価格の変動要因となる。金利変動に伴う債券価格の変動は、デュレーションが長いほど大きくなる。また、高利回り社債（ハイ・イールド社債）は、市況等の投資環境および発行体の業績等が変化した場合、その価格が大きく変動し、投資先ファンド受益証券の１口当たり純資産価格の変動要因となる。

信用リスク（デフォルト・リスク）

投資先ファンドが投資している債券の発行体の債務返済能力の変化等に伴う格付（信用度）の変更や変更の可能性によって債券価格が大きく変動し、これにより投資先ファンド受益証券の１口当たり純資産価格が大きく変動することがある。また、投資先ファンドが投資している有価証券の発行体の倒産、財務状況または信用状況の悪化により、投資先ファンド受益証券の１口当たり純資産価格が下落し、損失を被ることがある。一般的に、高利回り社債（ハイ・イールド社債）のような低格付の債券は、高格付の債券と比較して、デフォルト（債務不履行および支払遅延）が生じるリスクが高いと考えられる。デフォルトが生じた場合には、債券価格は大きく下落する可能性が非常に高くなる。更に、このような場合には、流動性が大幅に低下し、機動的な売買が行えないことがある。

流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券等を売却または購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、または売り供給がなく購入不可能となるリスクをいう。例えば、市況動向、有価証券等の流通の状況、または買戻金額の規模によっては、組入有価証券等を実勢時価よりも低い価格で売却しなければならないことがあり、かかる場合には、投資先ファンド受益証券の１口当たり純資産価格の下落要因となることがある。一般的に、高利回り社債（ハイ・イールド社債）のような低格付の債券は、高格付の債券と比較して市場規模や取引量が小さく、投資環境によっては機動的な売買ができないことがある。

流動性の低い証券に対する投資先ファンドの投資は、かかる非流動的な証券を有利な時期または価格において売却することができないことがあるため、投資先ファンドのリターンを減少させることがある。投資先ファンドの主な投資戦略が、開発途上国の有価証券、デリバティブ、または重大な市場リスクおよび／もしくは信用リスクを伴う証券に関わる場合、投資先ファンドは、極めて大きな流動性リスクにさらされることになる。

発行体リスク

有価証券の価額は、運用パフォーマンス、財務レバレッジおよび発行体の商品または業務提供に対する需要の低下等、発行体に直接関係する多数の理由により、下落することがある。

決済リスク

一部の外国市場における決済および清算手続は、米国、欧州連合（ＥＵ）および日本のものとは大きく異なる。外国の決済および清算手続ならびに取引規則についても、支払または証券の受渡しの遅延等、米国の投資対象の決済には通常伴わない一定のリスクを伴うことがある。時には、一部の外国での決済が、証券取引の件数と足並みをそろえていない場合もある。これらの問題により、投資先ファンドが取引を行うことが困難となることがある。投資先ファンドによる証券購入について決済を

することができずまたは決済が遅延する場合、魅力的な投資機会を逃すことがあり、またある期間について資産の一部が未投資のままとなり、それについて得られたはずのリターンを得られないことがある。投資先ファンドによる証券売却について決済をすることができずまたは決済が遅延する場合、有価証券の価額がその後下落した場合には損失を負うことがあり、また別の当事者に当該有価証券を売却することを契約していた場合には生じた損失について投資先ファンドに責任が生じることがある。

③　戦略リスク

デリバティブ

投資先ファンドは、その投資対象をヘッジするため、またはリターンを強化することを目指して、デリバティブ商品を利用することがある。デリバティブによって、投資先ファンドは、自己のリスク・エクスポージャーを他の種類の商品よりも迅速かつ効率的に増減させることができる。デリバティブは、変動しやすく、以下を含む重大なリスクを伴う。

・信用リスク

デリバティブ取引における取引相手方（取引の反対側の当事者）が、投資先ファンドに対する金融債務を履行することができないリスク。

・レバレッジ・リスク

比較的小さい市場の動向が投資対象の価額を大きく変動させることがあるという、一定の種類の投資対象または取引戦略に伴うリスク。レバレッジを伴う一定の投資対象または取引戦略により、当初投資した金額を大きく超える損失を生じることがある。

・流動性リスク

一定の証券について、売り手が売却したい時期において、または売り手がかかる証券に現在その価値があると判断する価格において、売却することが困難または不可能となることがあるというリスク。

投資先ファンドは、予定ヘッジを含むヘッジ目的でデリバティブを利用することができる。ヘッジは、投資先ファンドが投資先ファンドのその他の保有財産に伴うリスクを相殺するためにデリバティブを利用する戦略である。ヘッジは、損失を減らすことができる一方で、市場が投資先ファンドの予測とは異なる態様で変動した場合またはデリバティブのコストがヘッジの利益を超えた場合には、利益を減少させもしくは消失させ、または損失を生じさせる可能性もある。ヘッジはまた、デリバティブ価額の変動が投資先ファンドが期待したとおりにヘッジされていた当該保有財産の変動に合致しないリスクを伴い、かかる場合、ヘッジされていた保有財産についての損失が減少せず、増加することがある。投資先ファンドのヘッジ戦略がリスクを減少させ、またはヘッジ取引が利用可能であり、もしくはヘッジ取引の費用負担が効率的であるという保証はない。投資先ファンドは、ヘッジの利用を義務付けられているわけではなく、利用しないことを選択することもできる。投資先ファンドは、リターンの拡大を目指してデリバティブを利用することができるため、投資先ファンドがヘッジ目的のためだけにデリバティブを利用する場合に比べて、投資先ファンドは、その投資により、より大きな前記のリスクを負担することとなる。リターンの拡大を目指したデリバティブの利用は、投機的とみなされることがある。

ソブリン債務および企業債務

投資先ファンドは、ソブリン債務および企業債務に投資することがある。投資先ファンドは、レバレッジをかけられ、かつその他キャッシュ・フローに負担がかけられた、したがって高い金融リスクを伴うソブリン債発行体および企業に投資することができる。投資先ファンドは、財務上もしくは経営上の困難に陥ったことのある、またはその他需要を失ったことのあるソブリン債発行体および企業債務にも投資を行うことができる。かかる投資は投機的とみなされることがあり、当該債務は、金利変動、経済情勢全般の変化もしくは特定のソブリン債発行体もしくは業界に影響を与える経済的要因、または法域内および／もしくは企業における特定の動向により悪影響を受けることがある。

相当なリスクを伴う新興市場債務

投資先ファンドは、新興国の企業債務（またはそれに関連する商品）に投資することができる。新興国の通貨および証券の価値は、当該国の政治的動向により大きく影響されることがある。更に、関連する国々の現政府が、国有化、収用、没収税もしくは規制の賦課、または利払に対する源泉徴収税の賦課を含む、投資先ファンドに不利な影響を与える可能性のある措置を取ることがある。

投資先ファンドが投資する国の多くは、このような政治的、経済的および／または社会的不安定に陥ったことがある。これらの多くの国々においては、自国通貨の価値が大幅に変動したこともある。こうした不安定性または変動が将来的に発生しない、または発生したとしてもそれらが投資先ファンドの運用成績に重大な悪影響を及ぼすことはないという保証はない。

多くの新興国の経済は、未だ近代的発展の早期の段階にあり、突発的かつ予想外の変化を生じうる。多くの場合、政府は経済に対し高い直接的支配力を保ち、突然かつ広範な影響を及ぼす措置を取ることがある。また、多くの新興国の経済は、少数の市場または単一の市場に大きく依存している。

多くの新興国は、インフラ面で盤石とはいえない。電気通信は一般に脆弱であり、銀行およびその他の金融システムは、あまり発達していないか、あまり規制されていない。多くの国において、国内貯蓄の供給が限られており、企業は運転資金の調達が困難であることがある。また、新興国は多額の対外債務を抱えていることもあり、それが経済の正常な機能に影響し、市場のパフォーマンスに対して悪影響を与えることがある。公正かつ経済合理性のある税制がないことが多いため、恣意的なまたは重い税金が突然課されるという付帯リスクが存在し、外国人投資家に対して不利な影響を及ぼすおそれがある。

新興国には、金利の大幅な変動が生じやすいほか、高インフレ期・高金利期が生じやすく、そうしたことが投資先ファンドに不利な影響を及ぼすことがある。投資先ファンドが購入した証券およびそれらに関して投資先ファンドが取引締結した商品について流動的な取引市場がないことがあり、そのため投資先ファンドがかかる証券を売却しまたは取引を終了することができないことがあり、それにより投資先ファンドが潜在的に無制限の損失を負うことがある。新興国証券の取引を行うために使われる仕組みは複雑であり、かかる仕組みがかかる法域で通常利用されているものであっても、多大なカウンター・パーティー（取引相手方）リスクを伴い、および／または現地の法律を遵守していない（もしくは遵守が明確でない）ことがある。一般に、新興国の会計、監査および財務報告基準は、より先進的な諸国で適用されるものと同等でなく、国によっては、実質的に投資家に対する支援とはならないことがある。新興国、関連する政府または企業体および一般的な経済指標に関する情報およびリサーチ（公式データを含む。）の入手可能性、質および信頼性は、先進市場への投資に関するものより低い傾向がある。新興国の会社の財務情報を公表する義務も限定的であることがある。

新興国に対する外国からの投資は制限されていることがある。これらの国の多くは通貨が交換できず、投資対象の価値は利用可能な為替レートの変動および為替管理規制に影響されることがある。したがって、利益の送金が制限されることがあり、投資先ファンドは、市場にアクセスするためおよび利益を送金するために、スワップ、パーティシペーション契約、ローンおよびその他の間接的投資手法を利用しなければならないことがある。更に、これらの国々の銀行システムは欧米の取引相手方ほど発展しておらず、これらの諸国内での資金の移転およびこれらの諸国からの金銭の送金について相当程度の遅れが生じることがある。

多くの新興国で、税法およびその他の法令が遡及的に適用されたことがあるという事実、多くの新興国の税法およびその他の法令の起草が不完全であり、解釈に委ねられている部分が非常に多く、かつ未公表または広く公布されていないことがあるという事実、デリバティブ契約およびその他の投資対象に関する利益および損失の課税上の取扱いが未だ整備されていないことがあるという事実、ならびに税法およびその他の法律の施行が予測不能かつ恣意的なことがあるという事実に伴う一定のリスクがある。

一部の新興国では国内会社の所有権およびコーポレート・ガバナンスを規制する法律（例えば、株式の大量買付けの開示または株主に対する一般募集を行うための過半数株主の開示の義務）は存在しないか、または少数株主に対する保護がほとんど付与されないことがある。開示および報告規制は、一般に、年次報告書および四半期報告書から目論見書の内容および交付要件に至るまで、最低限の場合から全く存在しない場合まである。詐欺取引防止およびインサイダー取引防止の制定法は一般に未

発達である。株主の同意なく、既存の事業運営を終了し、自社の資産につき売却もしくはその他の処分を行い、または会社の価値に著しく影響を及ぼすその他の行為を行う経営陣の権限について、現地法上禁止または制限がないことがある。持分の希薄化に対する保護も非常に限定的であることがある。

一般に、経営陣または取締役側に会社または株主全体に対する信任義務の概念がない。株主権の侵害に対する救済は、株主代表訴訟またはクラス・アクション訴訟の制度がないため困難なことがある。一般に、新興国に関する取引の経費は先進国市場における相応する取引の経費よりも高く（著しく高いこともある。）、外国通貨を取得するための経費をも含むことがある。新興市場の有価証券への投資に係る追加的リスクには、(a）流動性の欠如および価格の変動性、(b）一定の業界への投資に関する制限的な国の方針、(c）収用、国有化および没収的課税措置、(d）政治的、社会的および財政的不安定性、ならびに(e)（サブ・ファンドは主に米ドル建資産に投資するものの）米ドルと新興国通貨との間の為替レートの変動が含まれる。

ソブリン債（米国国債のみ）

投資先ファンドは、米国国債に投資することができる。米国国債等のソブリン債に対する投資は、高度のリスクを伴う。ソブリン債の返済を管理する政府機関は、かかる債務の要項に従って期限が到来した際に、元本および／または利息を返済することができないかまたはその意思がないことがある。期限の到来している元本および利息を適時に返済する政府機関の意思または能力は、特に、そのキャッシュ・フローの状況、外貨準備の程度、支払期限が到来している日付に十分な外国為替が利用できるかどうか、経済全体に対する債務返済負担の相対的な規模、国際通貨基金に対する政府機関の方針および政府機関が服することになる政治的な制約といった要因により影響を受けることがある。政府機関はまた、自己の債務の元本および利息の滞納額を削減するために、米国以外の政府、多国間機関およびその他の国際組織からの期待される支出に依存していることがある。このような支出を行う当該政府、政府機関およびその他における約定は、経済改革および／または経済活動、ならびにかかる債務者の債務の適時の返済の実施が条件となっていることがある。こうした改革の実施、このような水準の経済活動の達成、または期限が到来した際に、元本および利息の返済ができないことにより、政府機関に資金を貸し付けるという当該第三者の約定が解除されることになることがあり、それにより、債務を適時に返済するというかかる債務者の能力または意思が更に損なわれることがある。結果として、政府機関が自己のソブリン債について不履行となることがある。

ソブリン債の保有者は、かかる債務の繰延べに参加すること、および政府機関に対して追加貸付けを行うことを要請されることがある。政府機関による不履行の場合、かかる債務の回収のための効果的な法的救済手段は、ほとんどないかまったくないことがある。

変動の激しい市場

デリバティブ市場においては、一部の市場参加者の破産または政府による救済措置に関係して重大な混乱が生じたことがあり、また様々な政府介入に関する不確実性が存在する。かかる混乱および不確実性は、特に支払の遅滞または完全な不払い時の債務不履行に起因して、取引が期限前に終了された場合に、重大な損失をもたらすことがある。

取引相手方および保管リスク

投資先ファンドがオプション、スワップ、デリバティブもしくはシンセティック商品、先渡契約またはその他の店頭取引に投資を行う場合、投資先ファンドは、取引相手方の当事者に関する信用リスクおよび決済不履行のリスクを負担する。かかるリスクは、決済機関による保証、日々の値洗いおよび決済、ならびに仲介業者に適用される分別義務および最低資本要件により通常裏付けされる取引所での取引に付随するリスクとは大きく異なることがある。２当事者間で直接実行される取引は、かかる保護の恩恵を受けず、当事者は相手方不履行のリスクに晒されることがある。

投資先ファンドは、そのすべての有価証券の保管について管理しない。投資先ファンドの取引を決済する保管業者または仲介業者との取引に伴うリスクが存在する。保管会社または保管業者として選任されたその他の銀行または証券会社が支払不能に陥り、これにより、かかる保管業者により保有された資金または有価証券の全部または一部を投資先ファンドが失うことがある。

保管業者または仲介業者に預託される有価証券およびその他の資産は、投資先ファンドの資産として明確にまたは常に識別されないことがあり、したがって、投資先ファンドは、かかる当事者に関する信用リスクに晒されることがある。いくつかの法域においては、投資先ファンドの仲介業者の破産または財産管理の場合に、投資先ファンドがかかる仲介業者の無担保債権者にしかならないことがある。更に、かかる当事者の支払不能が発生した場合、その資産に対する投資先ファンドの権利の執行には、実務上のまたは時期的な問題が発生することがある。

リーマン・ブラザーズ・ホールディングスおよびその関連会社の破産および／または財産管理に関連して多くのヘッジファンドが被った近年の明らかに重大な損失は、デリバティブ取引および保管／仲介の取決めの両方に付随するリスクを例示するものである。多くのリーマン・ブラザーズの顧客は、その口座を凍結されており、これらの資金またはポジションへのアクセス不能は、損失を発生させ、かかるヘッジファンドによる特別の行為（純資産価額に係る償還の停止または当該資産のサイド・ポケットの宣言など）を引き起こしている。

資金調達の取決め／信用の利用可能性

近年の信用恐慌の間、銀行およびディーラーは、融資を大幅に縮小して担保要件を増加し、これにより多くのヘッジファンドが、ポジションの清算を強いられた。投資先ファンドが、その投資プログラムを追求しその目的を達成するために十分な資金調達を得ることができるとの保証はない。

非流動性

投資先ファンドが取引する市場の多くは、近年の信用恐慌において、著しい非流動性に直面した。

空売り

投資先ファンドは、自身が保有しない証券をその市場価格の下落を予想して売却する、いわゆる空売りの取引を行うことができる。空売りによる損失は、無限に発生する可能性がある。特に、投資先ファンドが空売りした証券の発行会社に関する株式公開買付けまたはこれに類する取引は、当該証券の価格を飛躍的に上昇させ、結果的に投資先ファンドに重大な損失をもたらすことがある。

先物取引の投機性および変動性

先物契約の価格は、大幅に変動することがある。先物契約の価格変動は、(ⅰ)需給関係の変化、(ⅱ)天候、(ⅲ)政府、農業、貿易、財政、金融および為替の管理計画および政策、(ⅳ)国内外の政治的および経済的事由、ならびに(ⅴ)市場の投機熱および思惑等の要素に影響される。また、政府は、一定の市場に随時介入する。更に、投資先ファンドは、純粋に投機的にかかる市場で取引を行う。投資先ファンドによる投機的な取引が、投資先ファンドにとって有益な取引となり、または投資先ファンドが重大な損失を被らないとの保証はない。

高度にレバレッジされる先物取引

先物取引においては、通常要求される当初証拠金が低額である（一般に、売買される契約価額の２％から15％の間である）ことから、極めて高度なレバレッジが生じることがある。したがって、比較的小さな価格変動が、投資先ファンドに直ちに多大な損失を与えることがある。他のレバレッジ投資と同様、取引により投資額を超える損失が発生することがある。レバレッジの利用は、投下資本利益率を大幅に向上させうるが、投資先ファンドの投資ポートフォリオが被りうる悪影響を増大させることもある。

先物取引の非流動性

大部分の米国の商品取引所では、特定の先物契約の１日の価格変動につき、価格変動制限または値幅制限と称される規制を課すことにより制限している。値幅制限の存在は、特定の市場において流動性を低下させ、また事実上取引を縮小させることがある。特定の先物契約の価格が一旦値幅制限まで上昇または下落した場合、事実上、その先物ポジションを購入または売却することができなくなる。値幅制限は、流動性を低下させうるものではあるが、それが日次ベースでのみ適用されることから、最終的な損失を限定するものではない。更に、先物契約の価格が値幅制限まで変動しなかった場合でも、当該先物契約の取引が少ない場合には、投資先ファンドが有利な価格で取引を執行することができないことがある。

非常権限の一環として、取引所または全米商品先物取引委員会（ＣＦＴＣ）が、特定の先物契約の取引を停止または制限し、特定の先物契約の即時清算または受渡しを命じ、または特定の先物契約に

ついて清算のための取引に限定することを命じることができる。また、為替レートを安定または固定させるために政府が介入を行い、影響を受ける通貨の取引が制限または実質的に排除されることがある。

先渡取引

投資先ファンドは、米国内外の銀行ならびに通貨ディーラーを通じた通貨等の特定の資産の取引について先渡契約を締結することができる。先渡契約は、将来において指定された数量の商品を指定期日以前に指定価格で売買する契約上の義務であり、したがって、先物契約と類似している。銀行およびディーラーは、かかる市場で取引主体として行動する。米国証券取引委員会（ＳＥＣ）、ＣＦＴＣおよび銀行当局はいずれも、現在、通貨先渡契約の取引を規制しておらず、米国外の銀行は、米国政府機関による規制を受けていない。先渡取引市場における取引参加者は、かかる契約のマーケット・メークを行い続けることを要求されていない。先渡市場の特定の参加者が先渡契約の価格の値付を拒否した期間、または購入する用意のある価格と売却する用意のある価格とのスプレッドを異常に広くして価格を提示する期間があった。政府当局がクレジット・コントロールを課す場合、かかる先渡取引は、かかるクレジット・コントロールがない場合に投資先ファンド投資運用会社が推奨したであろうと想定される水準以下に制限され、投資先ファンドに損害をもたらす可能性がある。投資先ファンドは、その先渡取引において、投資先ファンドが取引を行う取引主体の不履行リスク、またはその先渡契約に関するかかる取引主体の履行不能リスクもしくは履行拒否リスクに服する。また、かかる取引主体に預託された投資先ファンドの資産は、通常、ＣＦＴＣの規制を受ける商品ブローカーに預託された顧客資金に関してかかる商品ブローカーに課される要件と同一の分別要件により保護されない。ただし、投資先ファンドは、自己資本が充実した大手の銀行およびディーラーとの間においてのみ先渡取引を行うことを意図している。更に、投資先ファンド投資運用会社は、かかる市場において、投資先ファンドのために代理人を通じて取引の注文を行うことがある。よって、かかる当事者の倒産または破産により、投資先ファンドが損失リスクに服することがある。

モデル・リスク

投資先ファンド投資運用会社は、複製しようとしている複雑な金融市場または金融商品から抽出された限定された数量の変数に基づいた想定を含む多数のクオンタティブ・ファンダメンタル・モデルを採用することがある。これらの仮定の一つまたは全部が、過去の経験に裏付けされているか否かにかかわらず、時間の経過とともに不正確であると判明することがある。モデルの結果が市場の現実と相当程度異なり、大きな損失となることがある。

ヘッジ取引

投資先ファンドは、投資目的およびヘッジ目的双方のために、デリバティブ、オプション、金利スワップ、キャップおよびフロア、先物、ならびに先渡取引などの様々な金融商品を利用することができる。ヘッジは、特別なリスク（取引の他方当事者の不履行の可能性、非流動性、および投資先ファンド投資運用会社による一定の市場動向に関する判断が不正確となる範囲について、ヘッジを利用することにより、ヘッジが利用されない場合よりも多額の損失をもたらすことがあるというリスクを含む。）を伴う。しかし、一定の投資ポジションについては、投資先ファンドは、市場変動に対して十分にはヘッジされていないことがあり、かかる場合、投資ポジションは、当該ポジションについて十分にヘッジされていた場合に比べて損失が大きくなるおそれがある。更に、投資先ファンドのポートフォリオは、常に、信用リスク（特定の有価証券に関する場合も特定の取引相手方に関する場合もある。）などヘッジ不可能な一定のリスクを負担することに注意すべきである。

④　リスク開示の制限

リスク要因の前記リストは、サブ・ファンドへの投資に伴うリスクの完全な列挙または説明というわけではない。

受益者となる予定の者は、サブ・ファンドに関する本書全体および信託証書を読むべきであり、サブ・ファンドに投資を行うか否かを決定する前に自己の投資、法務、税務、会計およびその他のアドバイザーに相談するべきである。更に、サブ・ファンドの投資プログラムは時間の経過とともに展開し、変化するため、サブ・ファンドへの投資は更なる様々なリスク要因にさらされることがある。

(2) リスクに対する管理体制

副管理会社は、サブ・ファンドに影響する可能性のあるすべての判明しているリスクを検知し、理解し、管理するために合理的な努力をすることを目的としている。副管理会社のリスク・マネジメント機能は、事業全体にわたるリスクの特定、測定、モニタリング、報告および軽減措置を連係させ、また容易にするという役割を担っている。副管理会社のリスク・マネジメント機能は、サブ・ファンドがさらされているか、さらされる可能性のあるすべての重大なリスク・イベントの構造的な影響と発生可能性の評価を連係させる。

リスク・マネジメント機能は、ポートフォリオ・マネジメント機能から機能的に独立しており、更に、潜在的な利益相反を避け、またリスク・マネジメントとリスクを伴う活動との厳密な分離を確実にするため、経営上の責任を負わない。

４【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

①　海外における申込手数料
該当事項なし。

②　日本国内における申込手数料
該当事項なし。

（２）【買戻し手数料】

①　海外における買戻し手数料
買戻し手数料は、課されない。

②　日本国内における買戻し手数料
買戻し手数料は、課されない。

（３）【管理報酬等】

サブ・ファンドの管理報酬等は、合計で純資産価額の年率1.27%である。ただし、最低年間報酬が適用される場合がある。なお、後記の投資先ファンドに係る報酬等と合わせ、実質的には純資産価額の年率1.70%程度の報酬等を負担することとなる。

①　管理報酬（副管理報酬を含む。）および管理事務代行報酬

管理会社兼管理事務代行会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.14%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。管理会社は、サブ・ファンドから受領した自身の報酬から、副管理会社の報酬を支払う。

平成26年11月30日に終了した会計年度中の管理報酬および管理事務代行報酬は、8,587,831円であった。

②　保管報酬

保管会社は、合意済の取引手数料の支払を受領する権利を有し、また、サブ・ファンドの資産から適切な裏付けのある立替費用の払戻しを受ける権利を有する。

平成26年11月30日に終了した会計年度中の保管報酬は、支払われていない。

③　投資顧問報酬

投資顧問会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.42%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

平成26年11月30日に終了した会計年度中の投資顧問報酬は、27,206,605円であった。

④　受託報酬

受託会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.01%の報酬（ただし、サブ・ファンドに関する最低年間受託報酬を10,000米ドルとする。）を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

その報酬に加え、受託会社は、サブ・ファンドに関する終了手数料を受領する権利を有し、また、信託証書に基づきサブ・ファンドに関する自らの義務の履行にあたり負担したすべての立替費用について、サブ・ファンドの資産から払戻しを受ける権利を有する。

平成26年11月30日に終了した会計年度中の受託報酬は、1,251,844円であった。

⑤　販売報酬

日本における販売会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.60%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

平成26年11月30日に終了した会計年度中の販売報酬は、38,866,564円であった。

⑥　代行協会員報酬

代行協会員は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.10%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

平成26年11月30日に終了した会計年度中の代行協会員報酬は、6,477,752円であった。

（４）【その他の手数料等】

①　設立費用

平成26年11月30日に終了した会計年度中のサブ・ファンドの設立に関する費用は、8,317,915米ドルであった。サブ・ファンドの設立および終了の費用は、サブ・ファンドにより負担される。サブ・ファンドの設立に関する費用は、１会計年度で償却された。

②　その他の運営費用

支払利息、仲介手数料・仲介報酬、斡旋手数料およびその他の類似の費用、ならびに特定の投資対象に関するデュー・ディリジェンス、その他の専門家報酬およびコンサルティング料を含む投資関連費用は、受託会社によってサブ・ファンドの資産から支払われる。

弁護士、監査人および会計士にかかる費用、投資報酬ならびに仲介報酬を含むファンドまたはサブ・ファンドの直接的な運営費用も、サブ・ファンドの資産から支払われる。ただし、サブ・ファンドのみに割り当てることができない費用については、受託会社がその裁量により公平と考える基準に基づき、複数のサブ・ファンド間で比例按分される。

以上に類似し、管理会社がサブ・ファンドにより負担することを適切と考えるその他すべての管理事務費用（受益証券の募集または販売に関して直接生じた広告宣伝費およびその他の費用を含む。）がサブ・ファンドの資産から支払われる。

サブ・ファンドは、管理会社が負担する費用を除き、そのすべての費用を支払う。

なお、投資先ファンド受益証券について申込手数料または買戻し手数料は課されない。

平成26年11月30日に終了した会計年度中のその他の運営費用は、109,683,526円であった。

③　投資先ファンドに係る報酬および費用

投資先ファンドに係る報酬等は、合計で純資産価額の年率0.43%である。ただし、最低年間報酬が適用される場合がある。

(イ）受託報酬

投資先ファンドの受託会社は、投資先ファンドの純資産価額の年率0.01%の報酬（ただし、最低年間報酬を10,000米ドルとする。）を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

(ロ）投資運用報酬

投資先ファンド投資運用会社は、投資先ファンドの純資産価額の年率0.42%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

(ハ）設立費用

投資先ファンドの設立および投資先ファンド受益証券の当初発行にかかる費用は、投資先ファンドから支払われ、１年で償却される。

(ニ）その他の運営費用

投資先ファンドが負担するその他の費用には、以下のものが含まれる。

（ｉ）投資先ファンドの資産および収益に課せられる一切の税金。

（ii）投資先ファンドの組入証券に関し、取引上支払うべき通常の銀行手数料。

（iii）投資先ファンドの登録・名義書換・所在地事務代行会社および支払事務代行会社に対する報酬および合理的な額の実費。

（iv）投資先ファンドの受益者の利益のための業務執行中に投資先ファンドの受託会社、管理会社または保管会社が支払った法律関係費用。

（ｖ）次の費用を含む管理費用。

- **投資先ファンドの受益証券の券面または確認書を作成および印刷する費用。**
- **投資先ファンドまたは投資先ファンドの受益証券の募集に関し管轄権を有する一切の監督当局（各地の証券業協会を含む。）に対し信託証書ならびに届出書、目論見書および説明書を含む投資先ファンドに関するその他一切の書類を作成、提出および印刷する費用。**

・前記監督当局の所管する適用法令のもとで要求される年次報告書、半期報告書およびその他の諸報告書等を実質的な受益者を含む投資先ファンドの受益者の利益のために必要とされる言語で作成しかつ配布する費用。
・会計、記帳および毎日のサブ・ファンドの純資産総額の計算に要する費用。
・投資先ファンドの受益者への通知・公告を作成しかつ配布する費用。
・弁護士および監査人の報酬。
・日本の適用法上および各国の証券業協会の諸規則上、投資先ファンドの管理会社が作成を要求される書類の作成に要するその他の費用。
・以上に類似し、投資先ファンドの管理会社が投資先ファンドにより負担することを適切と考えるその他すべての管理費用。投資先ファンドの受益証券の募集または販売に関して直接生じた広告宣伝費およびその他の費用を含む。

すべての経常費用は、まず収益から控除され、次いでキャピタル・ゲイン、投資先ファンドの資産の順序で控除される。その他の経費は、５年を超えない期間にわたり償却することができる。

その他の手数料等については、運用状況等により変動するものであり、事前に合計額および上限額ならびにこれらの計算方法を示すことができない。

手数料および費用等の合計額および上限額ならびにこれらの計算方法については、サブ・ファンドの運用状況や受益証券の保有期間等に応じて異なるため表示することができない。

（５）【課税上の取扱い】

以下の記載は、情報提供のみを目的とする。受益者となる予定の者は、サブ・ファンドへの投資による税金について、専門家である自己の税務アドバイザーに相談すべきである。税務上の帰結は、受益者となる予定の者の個々の状況に応じて異なりうる。

①　日本

平成27年５月29日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

Ｉ　サブ・ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

①　国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、サブ・ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

②　国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるサブ・ファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、源泉分離課税となり、20.315%（所得税（復興特別所得税を含む。以下同じ。）15.315%、住民税５%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、課税関係は終了するが、この場合、支払調書は提出されない。

③　日本の法人受益者が支払を受けるサブ・ファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、20.315%（所得税15.315%、住民税５%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等（所得税法別表第一に掲げる内国法人をいう。以下同じ。）または金融機関等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。なお、益金不算入の適用は認められない。

④　受益証券の売買および買戻しに基づく損益は、公募国内公社債投資信託の売買損益と同様に取り扱われ、個人の受益者の売買益については課税されない。

＜平成28年１月１日以後の課税上の取扱いについての注記＞

平成28年１月１日以後、公募外国公社債投資信託については、以下のような課税上の取扱いとなる。

①　受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

②　国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、サブ・ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

③　国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるサブ・ファンドの分配金については、平成28年１月１日以後は20.315%（所得税15.315%、住民税５%）、平成50年１月１日以後は20%（所得税15%、住民税５%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。

日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等（平成28年１月１日施行の改正租税特別措置法に定める上場株式等をいう。Ｉにおいて、以下同じ。）の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

④　日本の法人受益者が支払を受けるサブ・ファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等または金融機関等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（平成50年１月１日以後は15%の税率となる。）。なお、益金不算入の適用は認められない。

⑤　日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証

券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいう。以下同じ。）に対して、源泉徴収選択口座において、平成28年１月１日以後は20.315%（所得税15.315%、住民税５%）、平成50年１月１日以後は20%（所得税15%、住民税５%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降３年間の繰越も可能である。

⑥　日本の個人受益者の場合、サブ・ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、⑤と同様の取扱いとなる。

⑦　日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

Ⅱ　サブ・ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

①　受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

②　国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、サブ・ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

③　国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるサブ・ファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税５%。平成50年１月１日以後は20%（所得税15%、住民税５%）の税率となる。）の税率による源泉徴収が行われる。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいう。Ⅱにおいて、以下同じ。）の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

④　日本の法人受益者が支払を受けるサブ・ファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（平成50年１月１日以後は15%の税率となる。）。なお、益金不算入の適用は認められない。

⑤　日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税５%。平成50年１月１日以後は20%（所得税15%、住民税５%）の税率となる。）の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の株式等の譲渡損益（上場株式等以外との損益通算については、受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合に限る。）および一定の上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した場合または源泉徴収選択口座へ受け入れたサブ・ファンドの分配金に限る。）との損益通算が可能である（注：平成28年１月１日以後は、一定の他の上場株式等（平成28年１月１日施行の改正租税特別措置法に定める上場株式等をい

う。以下、カッコ内において同じ。）の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。）。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降３年間の繰越も可能である。

⑥　日本の個人受益者の場合、サブ・ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、⑤と同様の取扱いとなる。

⑦　日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

Ⅲ　サブ・ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

Ⅳ　税制等の変更により上記ＩないしⅢに記載されている取扱いは変更されることがある。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

② ケイマン諸島

ケイマン諸島には、現在の制定法の下において、所得税、法人税、キャピタル・ゲイン税その他の税がない。受託会社は、ファンドのために、ケイマン諸島信託法に基づき、ケイマン諸島内閣長官に対し、ファンドの設定後50年の間に制定される、所得もしくはキャピタル資産もしくはキャピタル・ゲインもしくは利益に課せられる税金もしくは課徴金、または資産税もしくは相続税の性質を有する何らかの税金を課す法律が、ファンドに発生した利益もしくはファンドに保有される資産に対し、または当該利益または資産に関して受託会社もしくは受益者に対し、適用されないものとする旨の約定を申請し、これを取得した。受益証券の発行、譲渡または買戻しに関し、ケイマン諸島における資本税または印紙税は課されない。ファンドに関する年次の登録手数料が、受託会社からケイマン諸島政府に対して支払われる。現在のところ、手数料は年間約610米ドル（約73,304円）である。信託証書につき、50米ドル（約6,009円）の印紙税が課された。ファンドはミューチュアル・ファンド法に基づきＣＩＭＡに登録されているため、ファンドに関する年次の手数料が、受託会社によりＣＩＭＡに対して支払われる。ＣＩＭＡに対する手数料は、現行の料率によると、年間3,650米ドル（約438,621円）である。

③ ケイマン諸島金融機関報告制度：米国外国口座税務コンプライアンス法、英国外国口座税務コンプライアンス法およびＯＥＣＤ共通報告基準

ケイマン諸島は、国際的な税務コンプライアンスおよび情報交換を改善するため、２つの外国口座税務コンプライアンス法（以下「ＦＡＴＣＡ」という。）に係る政府間協定を米国および英国それぞれを相手方として、調印している（以下、それぞれ「米国ＩＧＡ」および「英国ＩＧＡ」という。）。ケイマン諸島は、その他の約50か国とともに、ＯＥＣＤ金融口座情報の自動的交換基準－共通報告基準（以下「ＣＲＳ」という。）にも合意している。ケイマン諸島は、ＣＲＳを施行するための法律を2015年に可決することが予想され、当該法律により、「金融機関」は、ＣＲＳに署名し、これを実施する法域において、指定された者を特定し、当該者に関する情報を報告することが義務付けられる。ＯＥＣＤがイニシアチブを展開する中で、ケイマン諸島は更なる政府間協定を締結する可能性がある。

米国ＩＧＡおよび英国ＩＧＡを施行するケイマン諸島の規則（以下「本規則」という。）は、平成26年７月４日付で発布された。本規則に従い、ケイマン諸島の税務情報局（以下「税務情報局」という。）は、米国ＩＧＡおよび英国ＩＧＡの適用に関する指針（税務情報局の検討下におかれ定期的に改訂される）（以下「ＩＧＡの適用に関する指針」という。）を公表した。

報告外金融機関（本規則に定義される。）に該当し、報告義務の適用除外に依拠できる場合を除き、すべてのケイマン諸島「金融機関」は本規則の報告義務に従わなければならない。受

託会社は、報告義務の適用除外に依拠することは提案しておらず、本規則の登録、デュー・ディリジェンスおよび報告義務に従う。

米国ＩＧＡに関する本規則は、受託会社に、とりわけ(ｉ）ＩＤ番号（Global Intermediary Identification Number）を取得するために米国内国歳入庁に登録すること、(ii）税務情報局に登録し、「報告金融機関」であることを税務情報局に報告すること、(iii）当該口座が「米国納税対象口座」であるかどうかを識別するために口座に対するデュー・ディリジェンスを行うこと、および、(iv）税務情報局に対してかかる米国納税対象口座に関する情報提供を行うことを義務付けている。税務情報局は、毎年、報告を受けた情報をＩＲＳとの間で自動的に交換する。

英国ＩＧＡに関する本規則は、受託会社に同様の義務を課しており、「英国納税対象口座」と考えられる口座を特定し、当該口座について報告することを義務付けている。税務情報局は、毎年、報告を受けた情報を英国歳入税関庁（以下「ＨＭＲＣ」という。）との間で自動的に交換する。

投資者は、サブ・ファンドに投資する（または継続投資する）ことにより、受託会社に追加情報の提供が必要となる場合があること、受託会社が本規則に従って投資者の情報を開示する場合があること、およびＩＲＳ、ＨＭＲＣまたはその他の海外の財政当局との間で投資者情報が交換される場合があることを認めているものとみなされる。投資者が要求された情報を提供しない場合、（その結果にかかわらず）受託会社は、対象となる投資者の強制買戻しまたは取消を含むがこれらに限られない対応措置を講じおよび／またはあらゆる救済措置を求める権利を留保する。

④　その他

受益者となる予定の者は、自らに適用されうるその他の法域の税法および規則に関し、自らの顧問に相談すべきである。

本書に記載される税金およびその他の事項は、受益者となる予定の者に対する法律上または税務上の助言を構成せず、かつそのような助言とみなされてはならない。

５【運用状況】

（１）【投資状況】

資産別及び地域別の投資状況

＜サブ・ファンド＞

（平成27年３月末日現在）

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託	ケイマン諸島	2,344,010,616	87.64
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		330,586,179	12.36
合計（純資産価額）		2,674,596,795	100.00

（注１）投資比率とは、サブ・ファンドの純資産価額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

（注２）サブ・ファンドの純資産価額および１口当たり純資産価格は取引日（評価日）に計算される。したがって、「５　運用状況」および後記「第３　ファンドの経理状況　２　ファンドの現況」における数値は、特段の記載のない限り、取引日（評価日）ベースの数値である。

（参考情報）

＜投資先ファンド＞

（平成27年３月末日現在）

資産の種類	国名	時価合計（米ドル）	投資比率（%）
社債（公募）	アメリカ合衆国	24,495,486.97	37.45
	ルクセンブルグ	2,398,612.45	3.67
	ベトナム	1,337,212.47	2.04
	ケイマン諸島	795,572.52	1.22
	イギリス	548,276.99	0.84
	オランダ	539,614.98	0.83
	カナダ	522,370.00	0.80
	シンガポール	434,463.31	0.66
社債（私募）	アメリカ合衆国	22,811,577.47	34.88
	マーシャル諸島	2,205,472.43	3.37
	ルクセンブルグ	1,182,600.04	1.81
	バミューダ諸島	1,040,000.00	1.59
	ベトナム	632,105.99	0.97
	スリランカ	513,639.98	0.79
	オランダ	511,250.00	0.78
	オーストラリア	221,568.89	0.34
	カナダ	104,145.00	0.16
社債／中期債券	ルクセンブルグ	887,008.57	1.36
	スペイン	558,855.90	0.85
	フランス	606,063.57	0.93
	ケイマン諸島	293,804.99	0.45
小計		62,639,702.52	95.78
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		2,760,569.78	4.22
合計（純資産価額）		65,400,272.30 （約7,859百万円）	65,400,272.30

（注）投資比率とは、投資先ファンドの純資産価額に対する当該資産の時価の比率をいう。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

＜サブ・ファンド＞　　（平成27年３月末日現在）

順位	銘柄名	発行地	数量	簿価（米ドル）		時価（米ドル）		投資比率（%）
				単価	合計	単価	合計	
1	コクサイ－ＭＵＧＣマスター・トラスト－グローバル短期高利回り社債ファンド４	ケイマン諸島	189,304,000	9.90	1,874,668,943	12.38	2,344,010,616	87.64

（注）投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。

（参考情報）

＜投資先ファンド＞　　（平成27年３月末日現在）

順位	銘柄名	種類	発行地	償還日	利率（%）	数量	額面金額（米ドル）		簿価（米ドル）		時価（米ドル）		投資比率（%）
							単価	合計	単価	合計	単価	合計	
1	AMERICAN GILSONI	社債（私募）	アメリカ合衆国	2017年９月１日	11.50	2,800,000.00	1.00	2,800,000.00	1.04	2,900,000.00	0.93	2,597,000.00	3.97
2	EMPIRE TODAY	社債（私募）	アメリカ合衆国	2017年２月１日	11.38	3,105,000.00	1.00	3,105,000.00	0.90	2,791,006.87	0.80	2,484,000.00	3.80
3	MARQ TRAN CO/FIN	社債（公募）	アメリカ合衆国	2017年１月15日	10.88	2,250,000.00	1.00	2,250,000.00	1.07	2,398,250.67	1.03	2,323,125.00	3.55
4	DYNCORP INTERNTL	社債（公募）	アメリカ合衆国	2017年７月１日	10.38	2,585,000.00	1.00	2,585,000.00	1.04	2,682,590.11	0.89	2,287,725.00	3.50
5	SAFWAY GROUP HLD	社債（私募）	アメリカ合衆国	2018年５月15日	7.00	2,300,000.00	1.00	2,300,000.00	1.03	2,361,558.83	0.99	2,277,000.00	3.48
6	DRILL RIGS HLDS	社債（私募）	マーシャル諸島	2017年10月１日	6.50	2,750,000.00	1.00	2,750,000.00	1.04	2,849,687.50	0.80	2,205,472.43	3.37
7	ASSOCIATED ASPHA	社債（私募）	アメリカ合衆国	2018年２月15日	8.5	2,299,000.00	1.00	2,299,000.00	1.01	2,331,997.36	0.96	2,201,292.50	3.37
8	AMERICAN ACHIEVE	社債（私募）	アメリカ合衆国	2016年４月15日	10.88	2,175,000.00	1.00	2,175,000.00	1.04	2,253,051.42	0.98	2,136,937.50	3.27
9	AHERN RENTALS	社債（私募）	アメリカ合衆国	2018年６月15日	9.5	2,000,000.00	1.00	2,000,000.00	1.05	2,107,654.64	1.05	2,100,000.00	3.21
10	ROADHOUSE FINANCE	社債（公募）	アメリカ合衆国	2017年10月15日	10.75	2,375,000.00	1.00	2,375,000.00	0.92	2,180,334.82	0.77	1,822,812.50	2.79
11	ACCURIDE CORP	社債（公募）	アメリカ合衆国	2018年８月１日	9.5	1,750,000.00	1.00	1,750,000.00	1.05	1,839,166.66	1.04	1,822,502.46	2.79
12	HEXION US/NOVA	社債（公募）	アメリカ合衆国	2018年２月１日	8.88	2,000,000.00	1.00	2,000,000.00	1.04	2,087,455.56	0.88	1,765,019.99	2.70
13	UAL CORP	社債（公募）	アメリカ合衆国	2018年６月１日	6.38	1,650,000.00	1.00	1,650,000.00	1.03	1,694,517.00	1.06	1,755,847.51	2.68
14	INVENTIV HEALTH	社債（私募）	アメリカ合衆国	2018年１月15日	9.00	1,670,000.00	1.00	1,670,000.00	1.02	1,704,999.83	1.05	1,753,500.00	2.68
15	BORMIOLI ROC HDG	社債（公募）	ルクセンブルグ	2018年８月１日	10.00	1,500,000.00	1.00	1,500,000.00	1.49	2,235,893.11	1.09	1,627,883.22	2.49
16	IDQ HOLDINGS INC	社債（私募）	アメリカ合衆国	2017年４月１日	11.5	1,517,000.00	1.00	1,517,000.00	1.09	1,657,314.09	1.05	1,596,642.50	2.44
17	GIBSON BRANDS	社債（私募）	アメリカ合衆国	2018年８月１日	8.88	1,500,000.00	1.00	1,500,000.00	1.03	1,550,546.05	1.00	1,503,750.00	2.30

順位	銘柄名	種類	発行地	償還日	利率(%)	数量	額面金額（米ドル）		簿価（米ドル）		時価（米ドル）		投資比率(%)
							単価	合計	単価	合計	単価	合計	
18	NUVERRA ENVIRONMEN	社債（公募）	アメリカ合衆国	2018年４月15日	9.88	2,050,000.00	1.00	2,050,000.00	1.03	2,102,275.00	0.69	1,419,625.00	2.17
19	ASSOC MATERIALS	社債（公募）	アメリカ合衆国	2017年11月１日	9.13	1,585,000.00	1.00	1,585,000.00	1.07	1,698,123.71	0.88	1,386,875.00	2.12
20	PERMIAN HOLDINGS	社債（私募）	アメリカ合衆国	2018年１月15日	10.5	2,481,000.00	1.00	2,481,000.00	0.99	2,444,766.12	0.55	1,364,550.00	2.09
21	TOYS R US INC	社債（公募）	アメリカ合衆国	2017年８月15日	10.38	1,525,000.00	1.00	1,525,000.00	0.97	1,478,838.25	0.88	1,341,908.55	2.05
22	VINGROUP JSC	社債（公募）	ベトナム	2018年５月７日	11.63	1,250,000.00	1.00	1,250,000.00	0.99	1,239,337.50	1.07	1,337,212.47	2.04
23	LANTHEUS MED IMG	社債（公募）	アメリカ合衆国	2017年５月15日	9.75	1,281,000.00	1.00	1,281,000.00	1.02	1,300,446.25	0.98	1,250,255.98	1.91
24	CENTRAL GARDEN	社債（公募）	アメリカ合衆国	2018年３月１日	8.25	1,133,000.00	1.00	1,133,000.00	0.99	1,126,224.22	1.03	1,163,273.73	1.78
25	BW GROUP LTD	社債（私募）	バミューダ諸島	2017年６月28日	6.63	1,000,000.00	1.00	1,000,000.00	1.03	1,029,125.00	1.04	1,040,000.00	1.59
26	AGUILA 3 SA	社債（私募）	ルクセンブルグ	2018年１月31日	7.88	1,000,000.00	1.00	1,000,000.00	1.05	1,049,677.78	1.00	1,003,000.03	1.53
27	BANKRATE INC	社債（私募）	アメリカ合衆国	2018年８月15日	6.13	950,000.00	1.00	950,000.00	1.04	989,781.25	0.99	941,354.96	1.44
28	VWR FUNDING INC	社債（公募）	アメリカ合衆国	2017年９月15日	7.25	894,000.00	1.00	894,000.00	1.06	946,459.74	1.04	933,112.50	1.43
29	FIAT FIN & TRADE	社債／中期債券	ルクセンブルグ	2017年３月23日	7.00	750,000.00	1.00	750,000.00	1.45	1,090,176.53	1.18	887,008.57	1.36
30	HARLAND CLARKE	社債（私募）	アメリカ合衆国	2018年８月１日	9.75	750,000.00	1.00	750,000.00	1.09	813,808.60	1.06	796,875.00	1.22

（注）投資比率とは、マスター・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

②【投資不動産物件】

＜サブ・ファンド＞

該当事項なし。

（参考情報）

＜投資先ファンド＞

該当事項なし。

③【その他投資資産の主要なもの】

＜サブ・ファンド＞

該当事項なし。

（参考情報）

＜投資先ファンド＞

該当事項なし。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

下記会計年度末および平成25年９月18日（運用開始日）から平成27年３月末日までの期間における各月末の純資産の推移は、以下のとおりである。

	純資産価額	１口当たりの純資産価格
	（円）	（円）
第一会計年度末 （平成26年11月末日）	3,458,663,472	10,815
平成25年９月末日	6,756,414,494	9,931
10月末日	6,651,064,930	9,893
11月末日	6,652,526,908	10,092
12月末日	6,659,919,517	10,202
平成26年１月末日	6,444,116,198	10,065
２月末日	6,169,608,381	10,221
３月末日	5,474,150,404	10,285
４月末日	5,049,064,492	10,260
５月末日	4,835,219,280	10,221
６月末日	4,526,992,902	10,262
７月末日	4,436,028,737	10,258
８月末日	4,429,014,396	10,317
９月末日	4,213,083,161	10,477
10月末日	4,149,700,592	10,581
11月末日	3,458,663,472	10,815
12月末日	3,126,763,003	10,562
平成27年１月末日	2,993,837,596	10,559
２月末日	2,865,864,015	10,800
３月末日	2,674,596,795	10,918

（注）上記の平成26年11月末日の「純資産総額」および「１口当たり純資産価格」の数値は、財務書類の数値を記載しており、公表されている純資産総額および１口当たり純資産価格の数値と異なる場合がある。以下同じ。

②【分配の推移】

該当事項なし。

③【収益率の推移】

	収益率（%）（注）
第１会計年度	8.15%

（注）収益率（%）＝100×（ａ－ｂ）／ｂ

ａ＝当該会計年度末日現在の１口当たり純資産価格（当該期間の分配金の合計額を加えた額）

ｂ＝当該会計年度の直前の会計年度末日現在の１口当たり純資産価格（分配落ちの額）（第１会計年度の場合、１口当たり当初発行価格（10,000円））

（４）【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度における販売および買戻しの実績、ならびに下記会計年度末日現在の受益証券の発行済口数は、以下のとおりである。

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第１会計年度	680,361 (680,361)	360,558 (360,558)	319,803 (319,803)

（注１）（　）の数は本邦における販売・買戻しおよび発行済口数である。以下同じ。

（注２）販売口数は、当初募集期間に販売された販売口数を含む。以下同じ。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

本書の日付現在、受益証券の募集は、海外においても、また日本においても行われていない。

２【買戻し手続等】

(1) 海外における買戻し

概説

払込日以降、受益者は、いずれかの営業日における自己の受益証券の全部または一部の買戻しを請求できる。受益証券の買戻請求がある営業日に処理されるためには、当該請求は、当該営業日のルクセンブルグ時間午前12時（正午）までに受領されなければならない。ルクセンブルグ時間午前12時（正午）を過ぎた後に受領された買戻請求は、翌営業日に受諾されたものとみなされる。管理会社が別途同意する場合を除き、受益者は、一旦提出した買戻請求を取り消すことができない。

買戻代金の支払は、買戻請求が管理会社により受諾された日から起算して、通常、５営業日目までに保管会社またはその代理人により、円貨で行われる。

管理会社は、その単独の裁量で、受益証券の買戻請求の全部または一部を拒絶する権利を留保する。

受益証券の買戻価格は、管理会社により関連する買戻請求が受諾された営業日現在の受益証券１口当たり純資産価格とする。管理事務代行会社は、該当する場合、買戻しを行う受益者に送金される買戻代金から第三者手数料または源泉徴収税を控除することができる。買戻請求は１口単位で行われなければならない。受益証券には、買戻手数料は適用されない。

管理会社は、受益者に対して支払われる買戻代金の全部または一部を控除して、信託証書の規定に基づいて当該受益者の受託会社に対する期限の到来した未払金と相殺することができる。管理会社は、受益証券に関する買戻代金またはその他の支払から、税金、手数料またはその他のあらゆる性質の賦課金について、法律上、受託会社または管理会社が支払わなければならないか支払う可能性があるその他の金額を控除することができる。

買戻請求は、現金により充足される。

受託会社、管理会社または管理事務代行会社は、その絶対的な裁量により、受益者に対する買戻代金の支払がいずれかの関連法域におけるいずれかの者によるＦＡＴＣＡまたはマネー・ロンダリング防止法の抵触もしくは違反を招く可能性があると疑義を抱く場合、もしくは抵触もしくは違反となると助言されている場合、または受託会社、管理会社もしくは管理事務代行会社によるいずれかの関連法域のマネー・ロンダリング防止法の遵守を確保するために買戻代金の支払の拒絶が必要である場合、当該受益者に対する買戻代金の支払を拒絶することができる。

サブ・ファンドに適用される一定の規定に従い、いずれかの営業日における買戻請求の合計がサブ・ファンドの発行済受益証券の10%（または管理会社が決定するその他の割合もしくは金額）を超える場合、管理会社は、(イ)買戻請求を満たすために十分な資産を換金するまで、すべての受益証券の買戻しを延期するか、または(ロ)買い戻されるサブ・ファンドの受益証券の総口数をサブ・ファンドの発行済受益証券の10%（または管理会社が決定するその他の割合もしくは金額）に制限すること（かかる場合、受益者の請求は、比例按分して減じられ、残りの部分は、その後の営業日に、その後の買戻請求に優先して買い戻される。）を選択することができる。

買戻しを行う受益者が、買い戻される受益証券の最終的な純資産価額を超過する買戻代金を受領した場合には、管理会社は、追加の支払なしに、受益者から超過分と同額の純資産価額を有する口数の受益証券を追加的に買い戻す権利を有する。受益者が保有するすべての受益証券を買い戻した場合、管理会社は、支払われた超過額を受益者に返還させる権利を有する。

受益証券の強制的買戻し

管理会社は、適切と判断する書面による通知を行った上で、いつでもその単独の裁量に基づき、理由の如何を問わず（受益証券の併合、転換または均一化を実施する場合を含むがこれらに限定されな

い。）、発行済受益証券の全部または一部を関連する営業日において買戻価格または管理会社が決定するその他の価格で買い戻すことができる。

上記の一般性を損なうことなく、管理会社が、いずれかの受益証券が次に掲げる者によって直接または実質的に保有されていることを知り、またはそのように信じる理由がある場合、管理会社は、(ｉ）かかる者に対して、当該受益証券を保有する適格を有する者に対して受益証券を譲渡することを要求する通知（管理会社が適切と考える様式による。）を行うか、または(ⅱ）書面により当該受益証券の買戻しを請求するかのいずれかを行う権利を有する。かかる通知を受領した者が30日以内に当該受益証券を譲渡せず、または管理会社に買戻請求を提出しない場合、管理会社は、かかる者が保有するすべての受益証券を強制的に買い戻すことができる。

（イ）ある者がいずれかの国または政府機関の法律または要件に違反しており、かかる違反により、受益証券を保有する適格を失うこととなり、その結果、サブ・ファンド、受託会社または管理会社が、かかる違反がなければ負担することがなかったであろう税務上その他の義務もしくは何らかの不利益を負担することとなりうる場合における、かかる者

（ロ）適格投資家ではない者、または適格投資家ではない者に代わり、もしくはその利益のために受益証券を取得した者

（ハ）ある者に関する事由により、サブ・ファンド、受託会社または管理会社が、かかる事由がなければ負担することがなかった税務上の義務または何らかの法律上、金銭上、規制上もしくは重大な行政上の不利益を負担することとなると受託会社または管理会社が判断する場合における、かかる者

(2) 日本における買戻し

日本における投資者は、払込日以降、営業日かつ国内営業日に限り、日本における販売会社または販売取扱会社を通じ、管理事務代行会社に対して買戻しを請求することができる。買戻請求の受付時間は、原則として各営業日の午後３時（日本時間）までとする。ただし、日本における販売会社または販売取扱会社が別途定める場合には、それに従うものとし、上記と異なる取扱いとすることができる。買戻しは、各営業日に行われる。

買戻価格は、管理会社により買戻請求が受諾された営業日現在の受益証券１口当たり純資産価格である。

買戻請求は１口以上１口単位で行わなければならない。ただし、日本における販売会社または販売取扱会社は、これと異なる単位を定めることができる。日本における販売会社または販売取扱会社は、原則として、営業日のルクセンブルグ時間午前12時（正午）までに買戻請求を管理事務代行会社に取り次がなければならない。

サブ・ファンドに適用される一定の規定に従い、いずれかの営業日における買戻請求の合計がサブ・ファンドの発行済受益証券の10%（または管理会社が決定するその他の割合もしくは金額）を超える場合、管理会社は、(イ)買戻請求を満たすために十分な資産を換金するまで、すべての受益証券の買戻しを延期するか、または(ロ)買い戻されるサブ・ファンドの受益証券の総口数をサブ・ファンドの発行済受益証券の10%（または管理会社が決定するその他の割合もしくは金額）に制限すること（かかる場合、受益者の請求は、比例按分して減じられ、残りの部分は、その後の営業日に、その後の買戻請求に優先して買い戻される。）を選択することができる。

日本の投資者に対する買戻代金の支払は、「外国証券取引口座約款」その他所定の約款（以下「口座約款」という。）に従い、円貨により、原則として約定日（買戻しの注文の成立を日本における販売会社が確認した日。通常、買戻請求が受諾された営業日の翌国内営業日）から起算して４国内営業日目に、日本における販売会社または販売取扱会社を通じて行われる。ただし、日本における販売会社または販売取扱会社が別途定める場合には、それに従うものとし、上記と異なる取扱いとすることができる。

買戻し手数料は課されない。

３【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

①　純資産価格の計算

純資産価額および受益証券１口当たり純資産価格は、管理事務代行会社により、各営業日の営業終了時点において小数点以下を四捨五入して計算される。

純資産価額は、信託証書の規定のほかルクセンブルグにおいて一般に公正と認められる会計原則に基づき決定される、サブ・ファンドの全資産から全債務を控除した額と等しいものとする。

サブ・ファンドの資産は、以下を含むものとみなされる。

（イ）すべての手元現金、預金またはコール資金（その経過利息を含む。）、および発生済みであるが未受領の配当またはその他の分配金

（ロ）すべての投資対象

（ハ）すべての為替手形、請求払手形、約束手形および受取勘定

（ニ）受託会社により決定されるサブ・ファンドの初期費用（ただし、当該初期費用が償却されていない場合に限る。）

（ホ）受託会社により随時評価され決定される、サブ・ファンドに帰属するその他一切の資産（前払費用を含む。）

サブ・ファンドに帰属する債務は、以下を含むものとみなされる。

（イ）すべての為替手形、手形および買掛金

（ロ）日々計算される、未払いおよび／または発生済みの一切の費用（管理会社またはサブ・ファンドの投資顧問会社に対する発生済みまたは支払期限の到来した業績連動報酬を含む。）

（ハ）その種類および性質を問わず、受託会社の裁量において、公課・費用等の引当金を含むがこれらに限定されないサブ・ファンドに帰属するその他一切の債務（受託会社が決定する偶発債務に関する金額を含む。）

サブ・ファンドの費用または債務は、管理会社が決定する期間で償却することができ、未償却の金額は、いつでも、サブ・ファンドの資産とみなされる。

サブ・ファンドの資産の価値は、以下のとおり決定される。

（イ）額面価格で取得された預金証書およびその他の預金は、その元本金額に、取得日からの経過利息を加えた金額で評価される。

（ロ）ディスカウントまたはプレミアム付の価格で取得された預金証書は、これらに関する通常の取引慣行に基づき評価される。

（ハ）宣言されまたは既に発生しかつ未受領の前払費用、現金配当および利息の価値は、その全額とみなされる。ただし、管理会社がかかる費用等が全額支払われまたは受領される可能性が低いと判断する場合にはこの限りでない。かかる場合、これらの価値は、その真の価値を反映するため、管理会社が適切と考えるディスカウントを行った上で決定される。

（ニ）証券取引所に上場されるか、またはその他の組織化された市場で取引される投資対象は、入手可能な最終価格で評価される。ただし、証券取引所に上場されているものの、当該証券取引所の市場外または店頭市場においてプレミアム付またはディスカウントで取得または取引されている投資対象の価値は、当該投資対象の評価日現在のプレミアムまたはディスカウントの水準を考慮した上で評価される。

（ホ）未上場有価証券は、投資顧問会社が適切であると判断する要因（同一または類似の有価証券の直近の取引およびブローカー・ディーラーまたは公認の値付業者から入手した評価情報を含む。）を考慮した上で、投資顧問会社により誠実に決定される公正な市場価格で評価される。

（ヘ）決済会社において取り扱われもしくはこれを通じて取引されるデリバティブ商品、取引所において取り扱われるデリバティブ商品、または金融機関を通じて取引されるデリバティブ商品は、当該決済会社、取引所または金融機関により値付けされた最直近の公式の決済価格を参照して評価される。

（ト）利付有価証券に発生した一切の利息（ただし、かかる利息が当該有価証券の元本額に含まれている場合を除く。）

（チ）前記の評価方法にかかわらず、何らの評価方法も定められていない場合、または管理会社が当該評価方法が実行可能または適切ではないと考える場合、管理事務代行会社は、投資顧問会社と協議の上、かかる状況において公平であると管理会社が考える評価方法を誠実に使用する権利を有する。

サブ・ファンドの年次監査は、ファンドの独立監査人により行われる。

投資予定者は、サブ・ファンドの保有投資対象の評価には不確実性が伴うため、当該保有投資対象について与えられた評価額が不正確であったと証明された場合、サブ・ファンドの純資産価額に不利な影響を与えることがあることを認識すべきである。不誠実または明白な誤りの場合を除き、管理会社、管理事務代行会社または投資顧問会社（適用ある場合）の評価に関する決定は、最終的なものであり、すべての受益者を拘束する。

② 純資産価格の計算の停止

純資産価額および受益証券１口当たり純資産価格の決定、ならびに／または受益証券の発行および／もしくは買戻しならびに／もしくは買戻代金の支払は、管理会社が、その単独の裁量により、次に掲げる期間を含め、いかなる理由に基づいても停止することができる。

（イ）通常の休日および週末以外に、サブ・ファンドの直接的もしくは間接的な投資対象が値付けされている証券取引所が閉鎖されている期間、または当該証券取引所における取引が制限もしくは停止されている期間

（ロ）緊急事態またはサブ・ファンドの投資対象の評価もしくは処分が合理的に実行可能ではないか、またはサブ・ファンドの受益者に重大な不利益を生じると管理会社が判断する事態が継続している期間

（ハ）サブ・ファンドの直接的もしくは間接的な投資対象の価格もしくは価値、前記の証券取引所における時価を決定する際に通常用いられている通信媒体が停止している期間、または、その他の何らかの理由によりサブ・ファンドが直接的もしくは間接的に保有している投資対象の価格もしくは価値を迅速かつ正確に確認することが合理的に実行可能でない期間

（ニ）サブ・ファンドのいずれかの投資対象の換価または取得に伴う資金移動が通常の為替レートで実行できないと管理会社が判断する期間

（ホ）サブ・ファンドがその資産の相当部分を直接的または間接的に投資しているマスター・ファンド、原ファンドまたは投資対象がその買戻しおよび／またはその純資産価額の計算を停止している期間

（ヘ）受託会社または管理会社が、受託会社、管理会社もしくは管理事務代行会社またはこれらの関連会社、子会社もしくは提携会社、またはサブ・ファンドのその他の業務提供者に適用ある法令を遵守するために、停止が必要であると判断する期間

かかる停止期間が１週間を超える見込みである場合、すべての受益者に対して、かかる停止から７日以内に文書で通知が行われ、また、停止が解消された場合も速やかに通知される。かかる停止は、ＣＩＭＡに対しても通知される。

投資先ファンドの純資産価格の計算、投資先ファンド受益証券の発行・買戻しの停止

投資先ファンドの純資産価額および投資先ファンド受益証券１口当たり純資産価格の決定、ならびに／または投資先ファンド受益証券の発行および／もしくは買戻しならびに／もしくは買戻代金の支払は、投資先ファンドの管理会社が、その単独の裁量により、次に掲げる期間を含め、いかなる理由に基づいても停止することができる。

（イ）通常の休日および週末以外に、投資先ファンドの直接的もしくは間接的な投資対象が値付けされている証券取引所が閉鎖されている期間、または当該証券取引所における取引が制限もしくは停止されている期間

（ロ）緊急事態または投資先ファンドの投資対象の評価もしくは処分が合理的に実行可能ではないか、または投資先ファンドの受益者に重大な不利益を生じると投資先ファンドの管理会社が判断する事態が継続している期間

(ハ）投資先ファンドの直接的もしくは間接的な投資対象の価格もしくは価値、前記の証券取引所における時価を決定する際に通常用いられている通信媒体が停止している期間、または、その他の何らかの理由により投資先ファンドが直接的もしくは間接的に保有している投資対象の価格もしくは価値を迅速かつ正確に確認することが合理的に実行可能でない期間

(ニ）投資先ファンドのいずれかの投資対象の換価または取得に伴う資金移動が通常の為替レートで実行できないと投資先ファンドの管理会社が判断する期間

(ホ）投資先ファンドがその資産の相当部分を直接的または間接的に投資しているマスター・ファンド、原ファンドまたは投資対象がその買戻しおよび／またはその純資産価額の計算を停止している期間

(ヘ）投資先ファンドの受託会社または投資先ファンドの管理会社が、投資先ファンドの受託会社、投資先ファンドの管理会社もしくは投資先ファンドの管理事務代行会社またはこれらの関連会社、子会社もしくは提携会社、または投資先ファンドのその他の業務提供者に適用ある法令を遵守するために、停止が必要であると判断する期間

（２）【保管】

日本の投資者に販売される受益証券の確認書は、日本における販売会社の保管者名義で保管され、日本の受益者に対しては、日本における販売会社または販売取扱会社から受益証券の取引残高報告書が定期的に交付される。

ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではない。

（３）【信託期間】

サブ・ファンドは、平成25年９月18日から運用を開始し、後記「（５）その他　①　ファンドの解散」に定めるいずれかの方法により早期に終了する場合を除いて、平成30年９月28日に終了する。

償還金の支払については、償還日以降、相応の日数がかかる場合がある。

（４）【計算期間】

サブ・ファンドの計算期間は毎年12月１日から翌年11月30日までである。ただし、最初の決算日は平成26年11月30日である。第１会計年度は平成25年９月18日から平成26年11月30日までであった。

なお、投資先ファンドの会計年度は毎年11月30日に終了する。

（５）【その他】

①　ファンドの解散

サブ・ファンドは、以下のいずれかの場合、終了することがある。

(イ) 受託会社および管理会社が同意の上、サブ・ファンドを終了させる旨のサブ・ファンドの受益者の決議が可決された場合

(ロ) ファンドのケイマン諸島における規制ミューチュアル・ファンドとしてのＣＩＭＡによる認可が取り消されるかまたは不利に変更された場合

(ハ) 管理会社が、受託会社と協議の上、その裁量により、サブ・ファンドを継続することが現実的でなく、望ましくなく、または受益者の利益に反すると判断した場合

(ニ) 受託会社が辞任した後、適切な代替または後継受託会社を確保できない場合

サブ・ファンドはまた、投資先ファンドが終了した場合、または投資先ファンドを終了する旨の投資先ファンドの受益者の決議が可決された場合にも、終了することがある。これらの状況においてサブ・ファンドの終了が選択される場合、管理会社は、受益者に対して終了を通知し、サブ・ファンドのすべての発行済受益証券を当該時点の受益証券１口当たり純資産価格で買い戻す。

投資先ファンドの終了

投資先ファンドは、平成25年９月18日から運用を開始し、早期に終了する場合を除いて、平成30年９月28日に終了する。平成30年９月28日より前に、投資先ファンドのサブ・トラスト決議が可決された場合、投資先ファンドを終了することができる。また、投資先ファンドの管理会社は、投資先ファンドの受託会社の同意を得て、投資先ファンドの信託証書の規定に従い、いつでも投資先ファンドを終了することができる。投資先ファンドの終了が選択される場合、投資先ファンドの管理会社は、投資先ファンドの受益者に対して終了を通知し、投資先ファンドのすべての発行済受益証券を当該時点の投資先ファンドの受益証券１口当たり純資産価格で買い戻す。

投資先ファンドは、以下のいずれかの場合に終了することがある。

(イ) 投資先ファンドの受益者により投資先ファンドを終了する旨の投資先ファンドのサブ・トラスト決議が可決された場合

(ロ) コクサイ － ＭＵＧＣマスター・トラストのケイマン諸島における規制マスター・ファンドとしてのＣＩＭＡによる承認が取り消され、または不利に変更された場合

(ハ) 投資先ファンドの管理会社が、その独自の裁量により、投資先ファンドの受託会社と協議の上、投資先ファンドの継続が現実的でなく、望ましくなく、または投資先ファンドの受益者の利益に反すると決定した場合

(ニ) 投資先ファンドの受託会社が辞任しまたは解任された場合において、適切な代替受託会社または後継受託会社を確保できない場合

②　信託証書の変更

受託会社および管理会社は、補遺信託証書により、目的の如何を問わず、適切または望ましいと自ら思料する方法および範囲で、信託証書の条項を随時改正、変更または追加することができる。ただし、信託証書に規定される場合を除き、かかる改正、変更または追加は、適式に招集および開催された受益者集会の特別決議による承認がない限り行われない。改正、変更または追加が、サブ・ファンドにのみ関連する場合、サブ・ファンド決議がない限り行われない。改正、変更または追加が、次のいずれかに該当する場合には、かかる承認は必要とならない。

(イ) ミューチュアル・ファンド法、同法に基づき定められた規則および／もしくはケイマン諸島の信託法またはケイマン諸島のいずれかの法律に基づき定められたその他の規則の改正によりもたらされた変更を含む、ケイマン諸島の法律の改正を履行するために必要な場合

(ロ) かかる法律の改正の直接的な結果として必要な場合

(ハ) ファンドまたはいずれかのサブ・ファンドの名称変更を行うために必要な場合

(ニ) 会計年度開始および終了の日を変更するため、または年次収益分配日を変更するために必要な場合

（ホ）その他の会計期間の開始および終了の日を変更するため、またはかかる会計期間に関連する分配日を変更するために必要な場合

（ヘ）管理会社および受託会社が、受益者および潜在的受益者の利益となるかまたはこれらの者が重大な不利益を被らないと認める変更をするために必要な場合

（ト）信託証書から不要となった条項を削除するために必要な場合

（チ）管理会社または受託会社が解任された場合または辞任を希望しもしくは辞任したときにこれらを交代させるために必要な場合

（リ）明白な誤りを訂正するために必要な場合

（ヌ）ＣＩＭＡ、ミューチュアル・ファンド法、同法に基づき定められた規則および／もしくはケイマン諸島の信託法、またはファンドが従うその他の法令もしくは規則の要求を反映しまたは遵守するために必要な場合

（ル）追加のサブ・ファンドを設定するために必要な場合

③　ファンドの他の法域への移管

ファンドをケイマン諸島以外の法域に移管することが受益者の最善の利益に適うと管理会社または受託会社が判断する場合、管理会社または受託会社は、(ⅰ)当該他の法域において信託の存在が認められ、受益者の権利が強制執行されうること、(ⅱ)管理会社および受託会社が承認した適切かつ実在の信託会社が受託会社として選任されること、および(ⅲ)信託証書の規定に従い、受託会社が受益者集会の特別決議の方法により受益者の承諾を得ていることを条件として、ファンドを移管することができる。管理会社および受託会社は、ファンドが新たな法域の法律上も、ケイマン諸島の法律上におけるのと同様、適法かつ有効となることを確保するために必要または望ましいと考えられる変更または追加を行うことができる。

④　関係法人との契約の更改等に関する手続

保管契約

保管契約は、一方当事者が他方当事者に対し、90日以上前に書面による通知をすることにより終了する。

同契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法により解釈される。

同契約は、当該変更の実施を目指す当事者の相手方当事者により署名された書面によってのみ、変更することができる。

管理事務代行契約

管理事務代行契約は、一方当事者が相手方に対し、90日以上前に書面による通知をすることにより終了する。

同契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、同法に従い解釈される。

同契約は、両当事者が署名した書面による合意がある場合にのみ変更することができる。

投資運用およびリスク・マネジメント委託契約

投資運用およびリスク・マネジメント委託契約は、一方当事者が他方当事者に対し、３か月以上前に書面による通知をすることにより、または規制当局により要求された場合には副管理会社が管理会社に対して即時の通知をすることにより、終了する。

同契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、同法に従い解釈される。

同契約につき、法令により要請され副管理会社により提案された変更については、管理会社に通知することにより変更される。いずれかの当事者により提案された同契約のその他の変更は、他方当事者により書面により受諾された場合に変更される。

投資顧問契約

投資顧問契約は、一方当事者が他方当事者に対し、90日以上前に書面による通知をすることにより終了する。

同契約は、当事者の授権された代表者の記名押印または署名された書面により、変更することができる。

同契約は、日本の法律に準拠し、同法に従って解釈される。

代行協会員契約

代行協会員契約は、一方当事者が他方当事者に対し、３か月前に書面による通知をすることにより終了する。

同契約は、日本の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、一方当事者が他方当事者に対し、３か月前に書面による通知をすることにより終了する。

同契約は、日本の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

４【受益者の権利等】

（１）【受益者の権利等】

受益者が管理会社および受託会社に対し受益権を直接行使するためには、受益証券名義人として、登録されていなければならない。したがって、日本における販売会社または販売取扱会社に受益証券の保管を委託している日本の受益者は受益証券の登録名義人でないため、自ら管理会社および受託会社に対し、直接受益権を行使することができない。これら日本の受益者は、日本における販売会社または販売取扱会社との間の口座約款に基づき、日本における販売会社または販売取扱会社を通じて受益権を自己のために行使させることができる。

受益証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行う。

受益者の有する主な権利は次のとおりである。

① 分配請求権

受益者は、管理会社の決定した分配金を、持分に応じて管理会社に請求する権利を有する。

② 買戻請求権

受益者は、受益証券の買戻しを、管理会社に請求する権利を有する。

③ 残余財産分配請求権

サブ・ファンドが解散された場合、受益者は受託会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有する。

④ 議決権

受託会社または管理会社は、信託証書に従って、いつでも、適切と考える日時および場所において受益者集会を開催することができ、また、受託会社は、発行済受益証券の総額の10分の１以上を有する登録受益者が書面により要求した場合には、受益者集会を開催しなくてはならない。

いずれの受益者集会においても、挙手による議決の場合には、（個人の場合には）自らまたは代理人により出席しているすべての受益者が、また（法人の場合には）適式に授権された代表者１名または代理人により出席しているすべての受益者が、一議決権を有する。投票による議決の場合には、（個人の場合には）自らまたは代理人により出席しているすべての受益者が、また（法人の場合には）適式に授権された代表者１名または代理人により出席しているすべての受益者が、その保有する受益証券１口につき一議決権を有する。

特別決議は、ファンドの発行済受益証券総口数の90%の保有者の書面により可決され、または信託証書の規定に基づき招集され開催された受益者集会において受益者の投票総数の４分の３以上の多数により可決される。

受益者に対して重大な悪影響を及ぼしうる英文目論見書中の方針に関する記述または投資対象の変更の承認ならびにファンドの他の法域への移管を含む一定の事項に関し、受益者は、受益者集会の特別決議の方法により、当該行為を承認または確認することを要する。また、受益者は、受益者集会の特別決議により、受託会社および／または管理会社を解任し、またファンドを終了することができる。

（２）【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対するサブ・ファンドの受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はない。

（３）【本邦における代理人】

アンダーソン・毛利・友常法律事務所　　東京都港区元赤坂一丁目２番７号
赤坂Ｋタワー

上記代理人は、管理会社から日本国内において、以下の権限を委任されている。

①　管理会社またはサブ・ファンドに対する、法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限

②　日本における受益証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限

なお、関東財務局長に対する受益証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士　　中野　春芽

東京都港区元赤坂一丁目２番７号　赤坂Ｋタワー

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

である。

（４）【裁判管轄等】

日本の投資者が取得した受益証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権を下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所　　東京都千代田区霞が関一丁目１番４号

東京簡易裁判所　　東京都千代田区霞が関一丁目１番２号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

第３【ファンドの経理状況】

ａ．サブ・ファンドの第一会計年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおいて一般に認められる会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第５項ただし書の規定の適用によるものである。

ｂ．サブ・ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第１条の３第７項に規定する外国監査法人等をいう。）であるケーピーエムジー　ケイマン諸島から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。

ｃ．サブ・ファンドの原文の財務書類は、日本円で表示されている。

ｄ．英文および日本文の財務書類に齟齬がある場合、英文が優先する。翻訳は、独立した者が行っており、ケイピーエムジーは訳文の正確性を確認するためのいかなる手続も行っていない。

１【財務諸表】

（１）【貸借対照表】

コクサイ－ＭＵＧＣトラスト－
短期高利回り社債ファンド2013-09
円建 円高ヘッジ・円安追随型
純資産計算書
2014年11月30日現在

	日本円
資産	
投資有価証券取得原価	2,530,165,319
未実現評価益	572,539,419
投資有価証券時価評価額	3,102,704,738
銀行預金	109,755,722
設立費	42,805
投資有価証券売却未収金	97,321,695
為替予約契約にかかる未実現評価益（注12）	3,419,642
オプションにかかる未実現評価益（注13）	524,688,236
	3,837,932,838
負債	
未払費用（注４）	(10,827,867)
未払オプション・プレミアム（注13）	(190,403,250)
受益証券買戻未払金	(114,230,398)
為替予約契約にかかる未実現評価損（注12）	(63,807,851)
	(379,269,366)
純資産総額	**3,458,663,472**
発行済受益証券口数	**319,803口**
受益証券１口当たり純資産価格	**10,815**

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

（２）【損益計算書】

コクサイ－ＭＵＧＣトラスト－
短期高利回り社債ファンド2013-09
円建 円高ヘッジ・円安追随型
運用計算書
2013年９月18日（運用開始日）から2014年11月30日までの期間

	日本円
費用	
管理事務代行報酬および管理報酬	(8,587,831)
代行協会員報酬（注11）	(6,477,752)
設立費償却（注３）	(8,317,915)
販売報酬（注10）	(38,866,564)
投資顧問報酬（注７）	(27,206,605)
オプション・プレミアム費用	(105,621,950)
その他の報酬	(1,249,781)
専門家報酬	(2,223,820)
副保管報酬	(121,268)
副管理報酬	(466,707)
受託報酬（注８）	(1,251,844)
	(200,392,037)
投資純損失	**(200,392,037)**
投資有価証券売却にかかる実現純利益	179,504,555
その他の資産および負債の為替換算にかかる実現純利益	314,761,621
為替予約契約にかかる実現純損失	(823,935,440)
オプションにかかる実現純利益（損失）	61,179,700
当期実現純利益（損失）	**(268,489,564)**
未実現評価純（損）益の変動：	
－投資有価証券	572,539,419
－為替予約契約	(60,388,209)
－その他の資産および負債の為替換算	1,181,369
－オプション	334,284,986
	847,617,565
運用の結果による純資産の増加（減少）	**378,735,964**

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

コクサイ－ＭＵＧＣトラスト－
短期高利回り社債ファンド2013-09
円建 円高ヘッジ・円安追随型
純資産変動計算書
2013年９月18日（運用開始日）から2014年11月30日までの期間

	日本円
期首現在純資産	**－**
投資純損失	**(200,392,037)**
投資有価証券売却にかかる実現純利益	179,504,555
その他の資産および負債の為替換算にかかる実現純利益	314,761,621
為替予約契約にかかる実現純損失	(823,935,440)
オプションにかかる実現純利益	61,179,700
	(268,489,564)
未実現評価純（損）益の変動：	
－投資有価証券	572,539,419
－為替予約契約	(60,388,209)
－その他の資産および負債の為替換算	1,181,369
－オプション	334,284,986
	847,617,565
発行	6,803,610,000
買戻し	(3,723,682,492)
	3,079,927,508
期末現在純資産	**3,458,663,472**

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

コクサイ－ＭＵＧＣトラスト－
短期高利回り社債ファンド2013-09
円建 円高ヘッジ・円安追随型
受益証券口数の変動
2013年９月18日（運用開始日）から2014年11月30日までの期間

期首現在発行済受益証券口数	－
発行受益証券口数	680,361
買戻受益証券口数	(360,558)
期末現在発行済受益証券口数	319,803

統計情報

期末現在１口当たり純資産価格（日本円表示）	10,815円
純資産総額（日本円表示）	3,458,663,472円

次へ

コクサイ－ＭＵＧＣトラスト
財務書類に対する注記
2014年11月30日現在

注１　概要

コクサイ－ＭＵＧＣトラスト（以下「ファンド」という。）は、受託会社および管理会社との間で締結された2011年７月29日付信託宣言（随時補足され、または変更される。）により、ケイマン諸島の信託法に基づき、信託証書によって設立されたオープン・エンド型の免除アンブレラ型・ユニット・トラストである。ファンドは、2011年８月３日付のミューチュアル・ファンド法に基づき登録されている。

本財務書類は、以下のサブ・ファンドについてのみ関連している。
・短期高利回り社債ファンド2012-10（米ドルで表示）
・短期高利回り社債ファンド2012-10 円建 円高ヘッジ・円安追随型（日本円で表示）
・短期高利回り社債ファンド2013-09 毎月分配型（日本円で表示）
・短期高利回り社債ファンド2013-09 円建 円高ヘッジ・円安追随型（日本円で表示）
・短期高利回り社債ファンド2013-09 日経平均上昇追随型（日本円で表示）
・短期高利回り社債ファンド2013-09 円建 円安追随・日経平均上昇追随型（日本円で表示）

サブ・ファンドは、複数の受益証券クラスを販売している。

短期高利回り社債ファンド2012-10は、以下の受益証券クラスを販売している
・米ドル建 米ドルヘッジクラス受益証券および
・円建 円ヘッジクラス受益証券

短期高利回り社債ファンド2012-10 円建 円高ヘッジ・円安追随型は、以下の受益証券クラスを販売している。
・円建 円クラス受益証券

短期高利回り社債ファンド2013-09 毎月分配型は、以下の受益証券クラスを販売している。
・円建 円ヘッジクラス受益証券

短期高利回り社債ファンド2013-09 円建 円高ヘッジ・円安追随型は、以下の受益証券クラスを販売している。
・円建 円クラス受益証券

短期高利回り社債ファンド2013-09 日経平均上昇追随型は、以下の受益証券クラスを販売している。
・円建 円ヘッジクラス受益証券および
・円建 円ヘッジなしクラス受益証券

短期高利回り社債ファンド2013-09 円建 円安追随・日経平均上昇追随型は、以下の受益証券クラスを販売している。
・円建 円クラス受益証券

サブ・ファンドの投資目的：
下記のサブ・ファンドの投資目的は、新興国を含む世界中の会社が発行する、多様な通貨建の世界の高利回り社債（ただし、日本企業が発行したものおよび円建のものを除く。）に主として投資するコク

サイ－ＭＵＧＣマスター・トラスト（以下「投資先ファンド」という。）への投資を通じて、高水準のインカム収益の確保と信託財産の成長を目指すことである。

・短期高利回り社債ファンド2012-10
・短期高利回り社債ファンド2012-10 円建 円高ヘッジ・円安追随型
・短期高利回り社債ファンド2013-09 毎月分配型
・短期高利回り社債ファンド2013-09 円建 円高ヘッジ・円安追随型

下記のサブ・ファンドの投資目的は、新興国を含む世界中の会社が発行する、多様な通貨建の世界の高利回り社債（ただし、日本企業が発行したものおよび円建のものを除く。）に実質的に投資することに加え、外国為替および日経平均株価（以下「日経平均」という。）に係る派生商品取引等を行い、信託財産の成長を目指すことである。

・短期高利回り社債ファンド2013-09 日経平均上昇追随型
・短期高利回り社債ファンド2013-09 円建 円安追随・日経平均上昇追随型

サブ・ファンドのうち、短期高利回り社債ファンド2012-10および短期高利回り社債ファンド2012-10 円建 円高ヘッジ・円安追随型は、早期に終了する場合を除いて、2017年10月31日に終了する。

サブ・ファンドのうち、短期高利回り社債ファンド2013-09 毎月分配型、短期高利回り社債ファンド2013-09 円建 円高ヘッジ・円安追随型、短期高利回り社債ファンド2013-09 日経平均上昇追随型および短期高利回り社債ファンド2013-09 日経平均上昇追随型は、早期に終了する場合を除いて、2017年９月28日に終了する。

注２　資本

・短期高利回り社債ファンド2012-10（米ドルで表示）

受益証券の発行

各クラスの申込単位は、１口以上１口単位である。

当初発行価格は、米ドル建　米ドルヘッジクラスについては受益証券１口当たり100.00米ドル、円建　円ヘッジクラスについては受益証券１口当たり10,000円である。

受益証券の買戻し

受益証券の買戻価格は、買戻請求が受諾された通知日に関連する取引日現在の該当するクラスの受益証券１口当たり純資産価格である。管理事務代行会社は、該当する場合、買戻しを行う受益者に送金される買戻代金から第三者手数料または源泉徴収税を控除することができる。買戻請求は１口単位で行われなければならない。

分配

短期高利回り社債ファンド2012-10について、分配は行われていない。

・短期高利回り社債ファンド2012-10 円建 円高ヘッジ・円安追随型（日本円で表示）

受益証券の発行

申込単位は、１口以上１口単位である。
当初発行価格は、受益証券１口当たり10,000円である。

受益証券の買戻し

受益証券の買戻価格は、買戻請求が受諾された通知日に関連する適用ある取引日現在の受益証券１口当たり純資産価格である。買戻請求は１口単位で行われなければならない。

分配

短期高利回り社債ファンド2012-10 円建 円高ヘッジ・円安追随型について、分配は行われていない。

・短期高利回り社債ファンド2013-09 毎月分配型（日本円で表示）

受益証券の発行

申込単位は、１口以上１口単位である。
当初発行価格は、受益証券１口当たり10,000円である。

受益証券の買戻し

受益証券の買戻価格は、買戻請求が受諾された通知日に関連する適用ある取引日現在の受益証券１口当たり純資産価格である。買戻請求は１口単位で行われなければならない。

分配

管理会社は、その裁量により、経費控除後の利子・配当等収益、売買益（評価益を含む。）および分配可能な元本から、平成26年１月以降（または、管理会社が決定するこれより後の月以降）、毎月８日（または、当該日が営業日でない場合には翌営業日）に分配を宣言することができ、また原則として分配を宣言する方針である。

・短期高利回り社債ファンド2013-09 円建 円高ヘッジ・円安追随型（日本円で表示）

受益証券の発行

申込単位は、１口以上１口単位である。
当初発行価格は、受益証券１口当たり10,000円である。

受益証券の買戻し

受益証券の買戻価格は、買戻請求が受諾された通知日に関連する適用ある取引日現在の受益証券１口当たり純資産価格である。買戻請求は１口単位で行われなければならない。

分配

短期高利回り社債ファンド2013-09 円建 円高ヘッジ・円安追随型について、分配は行われていない。

・短期高利回り社債ファンド2013-09 日経平均上昇追随型（日本円で表示）

受益証券の発行

サブ・ファンドの受益証券は、以下の円建クラスにおいて発行される。
円建 円ヘッジクラスおよび
円建 円ヘッジなしクラス

申込単位は、１口以上１口単位である。
当初発行価格は、受益証券１口当たり10,000円である。

受益証券の買戻し

受益証券の買戻価格は、買戻請求が受諾された通知日に関連する適用ある取引日現在の受益証券１口当たり純資産価格である。買戻請求は１口単位で行われなければならない。

分配

短期高利回り社債ファンド2013-09 日経平均上昇追随型について、分配は行われていない。

・短期高利回り社債ファンド2013-09 円建 円安追随・日経平均上昇追随型（日本円で表示）

受益証券の発行

申込単位は、１口以上１口単位である。
当初発行価格は、受益証券１口当たり10,000円である。

受益証券の買戻し

受益証券の買戻価格は、買戻請求が受諾された通知日に関連する適用ある取引日現在の受益証券１口当たり純資産価格である。買戻請求は１口単位で行われなければならない。

分配

短期高利回り社債ファンド2013-09 円建 円安追随・日経平均上昇追随型について、分配は行われていない。

注３　重要な会計方針の要約

本財務書類は、ルクセンブルグにおいて投資信託に適用ある一般に認められた会計原則に従い表記されている。2014年11月30日現在のサブ・ファンドの財務書類は、以下に記載されたとおりに作成されている。

有価証券およびデリバティブへの投資の評価

（ｉ）額面価格で取得された預金証書およびその他の預金は、その元本金額に、取得日から経過利息を加えた金額で評価される。

（ii）宣言されまたは既に発生しかつ未受領の前払費用、現金配当および利息の価値は、その全額とみなされる。ただし、管理会社がかかる費用等が全額支払われまたは受領される可能性が低いと判断する場合にはこの限りでない。かかる場合、これらの価値は、その真の価値を反映するため、管理会社が適切と考えるディスカウントを行った上で決定される。

（iii）未上場有価証券は、投資顧問会社が適切であると判断する要因（同一または類似の有価証券の直近の取引およびブローカー・ディーラーまたは公認の値付業者から入手した評価情報を含む。）を考慮した上で、投資顧問会社により誠実に決定される公正な市場価格で評価される。

（iv）利付有価証券に発生した一切の利息（ただし、かかる利息が当該有価証券の元本額に含まれている場合を除く。）

（v）前記の評価方法にかかわらず、何らの評価方法も定められていない場合、または管理会社が当該評価方法が実行可能または適切ではないと考える場合、管理事務代行会社は、投資顧問会社と協議の上、かかる状況において公平であると管理会社が考える評価方法を誠実に使用する権利を有する。

（vi）サブ・ファンドと同日に評価される運用ファンドの各持分の評価額は、該当日に計算される、かかる運用ファンドの受益証券、株式またはその他の持分の１口当たりの純資産価格とするか、または、かかる運用ファンドが、サブ・ファンドと同日に評価が行われない場合には、入手可能であれば、かかる運用ファンドの受益証券、株式またはその他の持分の１口当たりの最終公表済純資産価格とする。かかる価格が入手できない場合には、受益証券、株式またはその他の持分の最終公表済の買戻価格または買呼び値とする。

有価証券の売却にかかる実現純（損）益

有価証券の売却にかかる実現純（損）益は、売却有価証券の平均取得原価に基づいて計算される。

為替換算

本財務書類は、サブ・ファンドごとに米ドルまたは日本円で表示されている。米ドルまたは日本円以外の通貨で表示される銀行勘定、投資有価証券およびその他の資産または負債は、期末現在の適用ある実勢為替レートで対応する通貨に換算される。

米ドルまたは日本円以外の通貨の配当収益は、配当落ち日の実勢為替レートを使用し、会計処理される。

米ドルまたは日本円以外の通貨で表示されるその他の収益および費用は、取引日の適用ある実勢為替レートで米ドルまたは日本円に換算される。

実現および未実現為替損益の実現および変動結果は、運用計算書に計上される。

2014年11月30日現在、適用ある為替レートは以下のとおりである。

１米ドル＝118.685000円

投資有価証券の取得原価

米ドルまたは日本円以外の通貨で表示される投資有価証券の取得原価は、取引日の適用ある為替レートで米ドルまたは日本円に換算される。

投資収益

受取利息は、発生主義で認識される。

為替予約契約

未決済の為替予約契約から生じる未実現評価損益は、当該日に適用ある為替予約価格に基づき、評価日に決定され、純資産計算書に計上される。

為替予約契約から生じる実現損益は、運用計算書に認識される。

設立費

設立費は、１会計年度にわたり償却される。

オプション契約

オプション契約は、期末現在の入手可能な直近の終値を使用して評価される。

注４　未払費用

	短期高利回り社債ファンド2012-10	短期高利回り社債ファンド2012-10 円建 円高ヘッジ・円安追随型	短期高利回り社債ファンド2013-09 毎月分配型
	米ドル	日本円	日本円
代行協会員報酬（注11）	5,423.49	151,598	353,838
販売報酬（注10）	32,542.13	909,653	2,123,050
投資顧問報酬（注７）	20,610.10	634,392	1,344,581
管理報酬（注６）	4,997.61	165,671	326,244
その他の報酬	3,883.70	434,665	164,402
専門家報酬	19,580.88	2,202,646	2,223,820
副管理報酬	1,381.80	44,421	91,780
受託報酬（注８）	1,604.98	182,417	183,141
合計	90,024.69	4,725,463	6,810,856

	短期高利回り社債ファンド2013-09 円建 円高ヘッジ・円安追随型	短期高利回り社債ファンド2013-09 日経平均上昇追随型	短期高利回り社債ファンド2013-09 円建 円安追随・日経平均上昇追随型
	日本円	日本円	日本円
代行協会員報酬（注11）	656,343	888,966	326,880
販売報酬（注10）	3,938,105	5,333,746	1,961,263
投資顧問報酬（注７）	2,756,684	3,804,169	1,362,486
管理報酬（注６）	709,051	1,019,202	356,400
その他の報酬	164,402	372,379	239,956
専門家報酬	2,223,820	2,223,820	2,223,820
副管理報酬	196,321	253,899	98,883
受託報酬（注８）	183,141	183,141	183,141
合計	10,827,867	14,079,322	6,752,829

注５　税金

ケイマン諸島には、現行法規制の下、所得税、法人税、キャピタル・ゲイン税その他の税がない。受託会社は、ファンドのために、ケイマン諸島信託法に基づき、ケイマン諸島内閣長官に対し、2011年７月29日から50年の間に制定される、所得もしくはキャピタル資産もしくはキャピタル・ゲインもしくは利益に課せられる税金もしくは課徴金、または資産税もしくは相続税の性質を有する何らかの税金を課す法律が、ファンドに発生した利益もしくはファンドに保有される資産に対し、または当該利益または資産に関して受託会社もしくは受益者に対し、適用されないものとする旨の約定を申請しており、これを取得している。

注６　管理事務代行報酬および管理報酬

管理会社兼管理事務代行会社は、サブ・ファンドの純資産価額の下記の料率（年率）の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

サブ・ファンド	報酬レート（%）	副管理会社に対する報酬レート（%）
短期高利回り社債ファンド2012-10	0.12	0.026
短期高利回り社債ファンド2012-10 円建 円高ヘッジ・円安追随型	0.14	0.030
短期高利回り社債ファンド2013-09 毎月分配型	0.12	0.026
短期高利回り社債ファンド2013-09 円建 円高ヘッジ・円安追随型	0.14	0.030
短期高利回り社債ファンド2013-09 日経平均上昇追随型	0.14	0.030
短期高利回り社債ファンド2013-09 円建 円安追随・日経平均上昇追随型	0.14	0.030

2014年７月18日以降、エムユージーシー・ルックス・マネジメント・エス・エイが副管理会社として指名され、同社は、サブ・ファンドの純資産価額の下記の料率（年率）の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

注７　投資顧問報酬

投資顧問会社は、サブ・ファンドの純資産価額の下記の料率（年率）の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

サブ・ファンド	報酬レート（%）
短期高利回り社債ファンド2012-10	0.38
短期高利回り社債ファンド2012-10 円建 円高ヘッジ・円安追随型	0.42
短期高利回り社債ファンド2013-09 毎月分配型	0.38
短期高利回り社債ファンド2013-09 円建 円高ヘッジ・円安追随型	0.42
短期高利回り社債ファンド2013-09 日経平均上昇追随型	0.42
短期高利回り社債ファンド2013-09 円建 円安追随・日経平均上昇追随型	0.42

注８　受託報酬

全てのサブ・ファンドについて、受託会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.01%の報酬（ただし、最低年間受託報酬を10,000米ドルとする。）を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、毎月後払いされる。

注９　保管報酬

保管会社は、合意済の取引手数料の支払を受領する権利を有し、また、サブ・ファンドの資産から、英文目論見書に記載されている、適切な裏付けのある立替費用の払戻しを受ける権利を有する。

注10　販売報酬

全てのサブ・ファンドについて、販売会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.60%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

注11　代行協会員報酬

全てのサブ・ファンドについて、代行協会員は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.10%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

注12　為替予約契約にかかる未実現評価損益

短期高利回り社債ファンド2012-10

取引日	決済日	通貨	売り	通貨	買い	価額（米ドル）	未実現評価益（米ドル）	取引相手方
2014年11月20日	2014年12月30日	日本円	135,789,125	米ドル	1,150,000.00	(1,144,635.44)	5,364.56	ミツビシＵＦＪグローバルカストディ（ルクセンブルグ）
						合計	5,364.56	

取引日	決済日	通貨	売り	通貨	買い	価額（米ドル）	未実現評価損（米ドル）	取引相手方
2014年11月18日	2014年12月30日	米ドル	18,130,000.00	日本円	2,114,284,340	17,822,375.61	(307,624.39)	ミツビシＵＦＪグローバルカストディ（ルクセンブルグ）
						合計	(307,624.39)	

2014年11月30日現在、当該契約にかかる未実現純評価益は5,364.56米ドルで、当該契約にかかる未実現評価損は307,624.39米ドルであった。これらは、純資産計算書に開示されている。

短期高利回り社債ファンド2012-10 円建 円高ヘッジ・円安追随型

取引日	決済日	通貨	売り	通貨	買い	価額（日本円）	未実現評価益（日本円）	取引相手方
2014年11月20日	2014年12月30日	日本円	77,931,151	米ドル	660,000.00	78,296,375	365,224	ミツビシＵＦＪグローバルカストディ（ルクセンブルグ）
2014年11月26日	2014年12月30日	日本円	8,228,990	米ドル	70,000.00	8,304,161	75,171	ミツビシＵＦＪグローバルカストディ（ルクセンブルグ）
						合計	440,395	

取引日	決済日	通貨	売り	通貨	買い	価額（日本円）	未実現評価損（日本円）	取引相手方
2014年11月18日	2014年12月30日	米ドル	6,490,000.00	日本円	756,850,827	(769,914,357)	(13,063,530)	ミツビシＵＦＪグローバルカストディ（ルクセンブルグ）
2014年11月26日	2014年12月３日	米ドル	59,546.00	日本円	7,000,000	(7,067,058)	(67,058)	ミツビシＵＦＪグローバルカストディ（ルクセンブルグ）
						合計	(13,130,588)	

2014年11月30日現在、当該契約にかかる未実現評価益は440,395円で、当該契約にかかる未実現評価損は13,130,588円であった。これらは、純資産計算書に開示されている。

短期高利回り社債ファンド2013-09 毎月分配型

取引日	決済日	通貨	売り	通貨	買い	価額（日本円）	未実現評価益（日本円）	取引相手方
2014年11月20日	2014年12月30日	日本円	224,347,253	米ドル	1,900,000.00	225,398,656	1,051,403	ミツビシＵＦＪグローバルカストディ（ルクセンブルグ）
2014年11月25日	2014年12月30日	日本円	23,585,400	米ドル	200,000.00	23,726,174	140,774	ミツビシＵＦＪグローバルカストディ（ルクセンブルグ）
						合計	1,192,177	

取引日	決済日	通貨	売り	通貨	買い	価額（日本円）	未実現評価損（日本円）	取引相手方
2014年11月18日	2014年12月30日	米ドル	19,470,000.00	日本円	2,270,552,480	(2,309,743,070)	(39,190,590)	ミツビシＵＦＪグローバルカストディ（ルクセンブルグ）
2014年11月25日	2014年12月２日	米ドル	127,187.00	日本円	15,000,000	(15,094,845)	(94,845)	ミツビシＵＦＪグローバルカストディ（ルクセンブルグ）
						合計	(39,285,435)	

2014年11月30日現在、当該契約にかかる未実現評価益は1,192,177円で、当該契約にかかる未実現評価損は39,285,435円であった。これらは、純資産計算書に開示されている。

短期高利回り社債ファンド2013-09 円建 円高ヘッジ・円安追随型

取引日	決済日	通貨	売り	通貨	買い	価額（日本円）	未実現評価益（日本円）	取引相手方
2014年11月20日	2014年12月30日	日本円	389,655,754	米ドル	3,300,000.00	391,481,876	1,826,122	ミツビシＵＦＪグローバルカストディ（ルクセンブルグ）
2014年11月26日	2014年12月30日	日本円	41,144,950	米ドル	350,000.00	41,520,805	375,855	ミツビシＵＦＪグローバルカストディ（ルクセンブルグ）
2014年11月19日	2014年12月30日	日本円	70,611,181	米ドル	600,000.00	71,178,523	567,342	ミツビシＵＦＪグローバルカストディ（ルクセンブルグ）
2014年11月21日	2014年12月30日	日本円	70,528,200	米ドル	600,000.00	71,178,523	650,323	ミツビシＵＦＪグローバルカストディ（ルクセンブルグ）
						合計	3,419,642	

取引日	決済日	通貨	売り	通貨	買い	価額（日本円）	未実現評価損（日本円）	取引相手方
2014年11月18日	2014年12月30日	米ドル	31,250,000.00	日本円	3,644,312,531	(3,707,214,738)	(62,902,207)	ミツビシＵＦＪグローバルカストディ（ルクセンブルグ）
2014年11月26日	2014年12月３日	米ドル	340,263.00	日本円	40,000,000	(40,383,187)	(383,187)	ミツビシＵＦＪグローバルカストディ（ルクセンブルグ）
2014年11月21日	2014年12月１日	米ドル	467,820.00	日本円	55,000,000	(55,522,457)	(522,457)	ミツビシＵＦＪグローバルカストディ（ルクセンブルグ）
						合計	(63,807,851)	

2014年11月30日現在、当該契約にかかる未実現評価益は3,419,642円で、当該契約にかかる未実現評価損は63,807,851円であった。これらは、純資産計算書に開示されている。

短期高利回り社債ファンド2013-09 日経平均上昇追随型

取引日	決済日	通貨	売り	通貨	買い	価額（日本円）	未実現評価益（日本円）	取引相手方
2014年11月20日	2014年12月30日	日本円	283,386,003	米ドル	2,400,000.00	284,714,092	1,328,089	ミツビシＵＦＪグローバルカストディ（ルクセンブルグ）
2014年11月26日	2014年12月30日	日本円	47,022,800	米ドル	400,000.00	47,452,349	429,549	ミツビシＵＦＪグローバルカストディ（ルクセンブルグ）
						合計	1,757,638	

取引日	決済日	通貨	売り	通貨	買い	価額（日本円）	未実現評価損（日本円）	取引相手方
2014年11月18日	2014年12月30日	米ドル	28,110,000.00	日本円	3,278,132,008	(3,334,713,801)	(56,581,793)	ミツビシＵＦＪグローバルカストディ（ルクセンブルグ）
2014年11月26日	2014年12月３日	米ドル	552,928.00	日本円	65,000,000	(65,622,680)	(622,680)	ミツビシＵＦＪグローバルカストディ（ルクセンブルグ）
						合計	(57,204,473)	

2014年11月30日現在、当該契約にかかる未実現評価益は1,757,638円で、当該契約にかかる未実現評価損は57,204,473円であった。これらは、純資産計算書に開示されている。

短期高利回り社債ファンド2013-09 円建 円安追随・日経平均上昇追随型

取引日	決済日	通貨	売り	通貨	買い	価額（日本円）	未実現評価益（日本円）	取引相手方
2014年11月20日	2014年12月30日	日本円	171,212,377	米ドル	1,450,000.00	172,014,764	802,387	ミツビシＵＦＪグローバルカストディ（ルクセンブルグ）
2014年11月26日	2014年12月30日	日本円	11,755,700	米ドル	100,000.00	11,863,087	107,387	ミツビシＵＦＪグローバルカストディ（ルクセンブルグ）
2014年11月25日	2014年12月30日	日本円	35,378,100	米ドル	300,000.00	35,589,261	211,161	ミツビシＵＦＪグローバルカストディ（ルクセンブルグ）
2014年11月19日	2014年12月30日	日本円	35,305,590	米ドル	300,000.00	35,589,261	283,671	ミツビシＵＦＪグローバルカストディ（ルクセンブルグ）
						合計	1,404,606	

取引日	決済日	通貨	売り	通貨	買い	価額（日本円）	未実現評価損（日本円）	取引相手方
2014年11月18日	2014年12月30日	米ドル	14,760,000.00	日本円	1,721,281,695	(1,750,991,665)	(29,709,970)	ミツビシＵＦＪグローバルカストディ（ルクセンブルグ）
2014年11月26日	2014年12月３日	米ドル	170,132.00	日本円	20,000,000	(20,191,593)	(191,593)	ミツビシＵＦＪグローバルカストディ（ルクセンブルグ）
2014年11月25日	2014年12月２日	米ドル	220,457.00	日本円	26,000,000	(26,164,397)	(164,397)	ミツビシＵＦＪグローバルカストディ（ルクセンブルグ）
						合計	(30,065,960)	

2014年11月30日現在、当該契約にかかる未実現評価益は1,404,606円で、当該契約にかかる未実現評価損は30,065,960円であった。これらは、純資産計算書に開示されている。

注13　オプションにかかる未実現損益

短期高利回り社債ファンド2012-10 円建 円高ヘッジ・円安追随型

銘柄	行使価格	通貨	純数量 ロング／（ショート）	未実現評価益（日本円）	契約数
CS USDJPY 5Y FX OPT	0.389	日本円	420,000,000	163,228,800	420,000,000
UBS USDJPY 5Y FX OPT	0.385	日本円	250,000,000	96,365,000	250,000,000
				259,593,800	670,000,000

2014年11月30日現在、当該契約にかかる未実現評価益は259,593,800円であった。オプションにかかる未実現評価益は294,615,800円で、未払オプション・プレミアムは35,022,000円であった。これらは、純資産計算書に開示されている。

短期高利回り社債ファンド2013-09 円建 円高ヘッジ・円安追随型

銘柄	行使価格	通貨	純数量 ロング／（ショート）	未実現評価益 （日本円）	契約数
CS USDJPY 5Y FX OPT	0.106	日本円	1,140,000,000	120,600,600	1,140,000,000
UBS USDJPY 5Y FX OPT	0.075	日本円	600,000,000	45,049,386	600,000,000
BAR USDJPY 5Y FX OPT	0.116	日本円	1,450,000,000	168,635,000	1,450,000,000
				334,284,986	3,190,000,000

2014年11月30日現在、当該契約にかかる未実現評価益は334,284,986円であった。オプションにかかる未実現評価益は524,688,236円で、未払オプション・プレミアムは190,403,250円であった。これらは、純資産計算書に開示されている。

短期高利回り社債ファンド2013-09 日経平均上昇追随型

銘柄	行使価格	通貨	純数量 ロング／（ショート）	未実現評価益 （日本円）	契約数
NIKKEI 5Y CALL OPT	0.058	日本円	920,000,000	53,496,706	920,000,000
NIKKEI 5Y CALL OPT	0.058	日本円	240,000,000	13,955,663	240,000,000
NIKKEI 5Y CALL OPT	0.116	日本円	700,000,000	80,920,000	700,000,000
NIKKEI 5Y CALL OPT	0.116	日本円	300,000,000	34,680,000	300,000,000
NIKKEI 5Y CALL OPT	0.105	日本円	1,620,000,000	169,614,000	1,620,000,000
NIKKEI 5Y CALL OPT	0.105	日本円	740,000,000	77,478,000	740,000,000
				430,144,369	4,520,000,000

2014年11月30日現在、当該契約にかかる未実現評価益は430,144,369円であった。オプションにかかる未実現評価益は1,031,866,369円で、未払オプション・プレミアムは601,722,000円であった。これらは、純資産計算書に開示されている。

短期高利回り社債ファンド2013-09 円建 円安追随・日経平均上昇追随型

銘柄	行使価格	通貨	純数量 ロング／（ショート）	未実現評価益 （日本円）	契約数
NIKKEI 5Y CALL OPT	0.058	日本円	1,180,000,000	68,615,341	1,180,000,000
NIKKEI 5Y CALL OPT	0.116	日本円	470,000,000	54,332,000	470,000,000
USDJPY 5Y FX OPT	0.106	日本円	1,180,000,000	124,832,200	1,180,000,000
USDJPY 5Y FX OPT	0.075	日本円	470,000,000	35,288,686	470,000,000
				283,068,227	3,300,000,000

2014年11月30日現在、当該契約にかかる未実現評価益は283,068,227円であった。オプションにかかる未実現評価益は604,231,727円で、未払オプション・プレミアムは321,163,500円であった。これらは、純資産計算書に開示されている。

注14　ポートフォリオの変動

2014年11月30日終了期間におけるポートフォリオの変動の詳細な明細表は、管理会社の登記上の事務所に請求次第、無料で入手できる。

注15　配当

短期高利回り社債ファンド2013-09 毎月分配型

配当権利落ち日	支払日	分配率	総額	通貨
2014年１月８日	2014年１月15日	25	9,910,850	日本円
2014年２月10日	2014年２月18日	25	9,678,650	日本円
2014年３月10日	2014年３月14日	25	8,712,625	日本円
2014年４月８日	2014年４月14日	25	7,825,425	日本円
2014年５月８日	2014年５月14日	25	7,362,600	日本円
2014年６月10日	2014年６月16日	25	6,720,000	日本円
2014年７月８日	2014年７月14日	25	6,249,100	日本円
2014年８月８日	2014年８月14日	25	5,886,050	日本円
2014年９月８日	2014年９月12日	25	5,678,225	日本円
2014年10月８日	2014年10月15日	25	5,480,225	日本円
2014年11月10日	2014年11月17日	25	5,381,300	日本円
			78,885,050	

（３）【投資有価証券明細表等】

コクサイ－ＭＵＧＣトラスト－
短期高利回り社債ファンド2013-09
円建 円高ヘッジ・円安追随型
投資有価証券およびその他の純資産明細表
2014年11月30日現在
（日本円で表示）

銘柄	通貨	数量	取得原価	時価	純資産比率%
投資信託					
ケイマン諸島					
コクサイ－ＭＵＧＣマスター・トラスト－グローバル短期高利回り社債ファンド４	米ドル	255,496	2,530,165,319	3,102,704,738	89.71
			2,530,165,319	3,102,704,738	89.71
投資有価証券合計			**2,530,165,319**	**3,102,704,738**	**89.71**
銀行預金				109,755,722	3.17
その他の純負債				246,203,012	7.12
純資産総額				**3,458,663,472**	**100.00**

国別投資有価証券分類表
2014年11月30日現在

	純資産比率%
ケイマン諸島	89.71
	89.71

添付の注記は本財務書類と不可分のものである。

＜参考情報＞

以下はサブ・ファンドの投資先ファンドであるコクサイ－ＭＵＧＣマスター・トラスト－グローバル短期高利回り社債ファンド４の財務書類の抜粋である。

米ドルの日本円への換算には、平成27年３月31日現在における株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝120.17円）が使用されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

コクサイ－ＭＵＧＣマスター・トラスト
純資産計算書
2014年11月30日現在

	グローバル短期高利回り社債ファンド４	
	米ドル	千円
資産		
投資有価証券取得原価	98,520,936.35	11,839,261
未実現評価損	(6,447,311.69)	(774,773)
投資有価証券時価評価額	92,073,624.66	11,064,487
銀行預金	474,679.42	57,042
未収利息	2,345,883.60	281,905
為替予約契約にかかる未実現評価益（注８）	24,593.46	2,955
	94,918,781.14	11,406,390
負債		
未払費用（注４）	(108,852.15)	(13,081)
受益証券買戻未払金	(1,900,000.00)	(228,323)
為替予約契約にかかる未実現評価損（注８）	(7,266.83)	(873)
	(2,016,118.98)	(242,277)
純資産総額	**92,902,662.16**	**11,164,113**
発行済受益証券口数	**908,002口**	
受益証券１口当り純資産価格	**102.32**	**12,296円**

コクサイ－ＭＵＧＣマスター・トラスト
運用計算書
2013年９月18日（運用開始日）から2014年11月30日までの期間

	グローバル短期高利回り社債ファンド４	
	米ドル	千円
収益		
債券にかかる利息	18,693,394.33	2,246,385
その他の収益	72,458.82	8,707
	18,765,853.15	2,255,093
費用		
設立費償却（注３）	－	－
投資運用報酬（注６）	(987,351.56)	(118,650)
その他の報酬	(9,203.77)	(1,106)
専門家報酬	(19,117.21)	(2,297)
副保管報酬	(18,693.27)	(2,246)
受託報酬（注７）	(23,519.28)	(2,826)
	(1,057,885.09)	(127,126)
投資純利益	**17,707,968.06**	**2,127,967**
投資有価証券売却および外国為替換算にかかる実現純利益（損失）	(2,502,234.99)	(300,694)
為替予約契約にかかる実現純利益	965,373.01	116,009
当期実現純利益（損失）	**(1,536,861.98)**	**(184,685)**
未実現評価純（損）益の変動：		
－投資有価証券	(6,447,311.69)	(774,773)
－為替予約契約	17,326.63	2,082
－その他の資産および負債の外国為替換算	(8,458.86)	(1,017)
	(6,438,443.92)	(773,708)
運用の結果による純資産の増加	**9,732,662.16**	**1,169,574**

次へ

グローバル短期高利回り社債ファンド４

投資有価証券およびその他の純資産明細表

2014年11月30日現在
（米ドルで表示）

銘柄	通貨	額面	取得原価	時価	純資産比率(%)
Ⅰ　公認の証券取引所に上場されているまたは他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券					
債券					
オーストラリア					
FMG RESOURCES AUGUST 2006 PTY LTD 6.875% 02/01/2018	米ドル	222,222	233,333.33	212,222.22	0.23%
			233,333.33	212,222.22	0.23%
バミューダ					
BW GROUP LTD 6.625% 06/28/2017	米ドル	1,000,000	1,029,125.00	1,045,000.00	1.12%
			1,029,125.00	1,045,000.00	1.12%
英領バージン諸島					
YINGDE GASES INVESTMENT LTD 8.125% 04/22/2018	米ドル	500,000	506,375.00	492,454.99	0.53%
			506,375.00	492,454.99	0.53%
カナダ					
NOVELIS INC 8.375% 12/15/2017	米ドル	500,000	540,000.00	521,875.00	0.56%
			540,000.00	521,875.00	0.56%
ケイマン諸島					
CIFI HOLDINGS GROUP CO LTD 12.25% 04/15/2018	米ドル	200,000	218,642.86	223,060.00	0.24%
FANTASIA HOLDINGS GROUP CO LTD 13.75% 09/27/2017	米ドル	800,000	882,000.00	830,872.01	0.89%
KAISA GROUP HOLDINGS LTD 8.875% 03/19/2018	米ドル	500,000	515,000.00	510,125.01	0.55%
KWG PROPERTY HOLDING LTD 13.25% 03/22/2017	米ドル	500,000	574,495.00	556,684.99	0.60%
POWERLONG REAL ESTATE HOLDINGS LTD 11.25% 01/25/2018	米ドル	750,000	730,000.00	750,869.98	0.81%
SUNAC CHINA HOLDINGS LTD 12.5% 10/16/2017	米ドル	250,000	280,625.00	276,615.01	0.30%
YUZHOU PROPERTIES CO LTD 11.75% 10/25/2017	米ドル	250,000	281,250.00	273,392.51	0.29%
			3,482,012.86	3,421,619.51	3.68%
フランス					
EUROPCAR GROUPE SA 11.5% 05/15/2017	ユーロ	500,000	780,717.92	705,547.81	0.76%
			780,717.92	705,547.81	0.76%
ルクセンブルグ					
AGUILA 3 SA 7.875% 01/31/2018	米ドル	1,000,000	1,049,677.78	980,000.00	1.05%
ARCELORMITTAL 6.125% 06/01/2018	米ドル	250,000	266,250.00	265,655.00	0.29%
BORMIOLI ROCCO HOLDINGS SA 10% 08/01/2018	ユーロ	1,500,000	2,235,893.11	1,835,361.80	1.98%
FIAT CHRYSLER FINANCE EUROPE 7% 03/23/2017	ユーロ	750,000	1,090,176.53	1,030,963.96	1.11%
PACIFIC DRILLING V LTD 7.25% 12/01/2017	米ドル	200,000	195,000.00	191,000.00	0.21%
			4,836,997.42	4,302,980.76	4.64%
マーシャル諸島					
DRILL RIGS HOLDINGS INC 6.5% 10/01/2017	米ドル	3,000,000	3,108,750.00	2,782,500.00	3.00%
			3,108,750.00	2,782,500.00	3.00%

銘柄	通貨	額面	取得原価	時価	純資産比率(%)
Ⅰ　公認の証券取引所に上場されているまたは他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券（つづき）					
メキシコ					
CEMEX SAB DE CV 9% 01/11/2018	米ドル	500,000	542,500.00	527,075.00	0.57%
			542,500.00	527,075.00	0.57%
オランダ					
JABABEKA INTERNATIONAL BV 11.75% 07/26/2017	米ドル	500,000	533,532.61	552,415.01	0.59%
			533,532.61	552,415.01	0.59%
シンガポール					
SOUND GLOBAL LTD 11.875% 08/10/2017	米ドル	1,300,000	1,400,750.00	1,431,871.96	1.54%
			1,400,750.00	1,431,871.96	1.54%
スペイン					
ABENGOA FINANCE SAU 8.875% 02/05/2018	ユーロ	1,750,000	2,569,048.91	2,072,926.47	2.23%
			2,569,048.91	2,072,926.47	2.23%
スリランカ					
BANK OF CEYLON 6.875% 05/03/2017	米ドル	500,000	510,600.00	531,930.01	0.57%
			510,600.00	531,930.01	0.57%
イギリス					
KERLING PLC 10.625% 02/01/2017	ユーロ	500,000	722,777.56	643,882.24	0.69%
			722,777.56	643,882.24	0.69%
アメリカ合衆国					
ACCURIDE CORP 9.5% 08/01/2018	米ドル	2,140,000	2,249,038.09	2,230,778.73	2.40%
AES CORP/VA 8% 10/15/2017	米ドル	122,000	142,666.80	138,516.36	0.15%
AHERN RENTALS INC 9.5% 06/15/2018	米ドル	3,500,000	3,688,395.62	3,701,250.00	3.97%
AMERICAN ACHIEVEMENT CORP 10.875% 04/15/2016	米ドル	2,400,000	2,486,125.71	2,352,000.00	2.53%
AMERICAN GILSONITE CO 11.5% 09/01/2017	米ドル	2,800,000	2,900,000.00	2,817,500.00	3.03%
ASSOCIATED MATERIALS LLC / AMH NEW FINANCE INC 9.125% 11/01/2017	米ドル	3,000,000	3,214,114.29	2,602,500.00	2.80%
BANKRATE INC 6.125% 08/15/2018	米ドル	1,000,000	1,041,875.00	945,000.00	1.02%
CABLEVISION SYSTEMS CORP 7.75% 04/15/2018	米ドル	500,000	561,250.00	556,920.01	0.60%
CAPELLA HEALTHCARE INC 9.25% 07/01/2017	米ドル	500,000	538,125.00	522,024.99	0.56%
CASE NEW HOLLAND INDUSTRIAL INC 7.875% 12/01/2017	米ドル	339,000	396,861.66	379,802.05	0.41%
CENTRAL GARDEN AND PET CO 8.25% 03/01/2018	米ドル	1,275,000	1,267,375.00	1,270,435.48	1.37%
CHASSIX INC 9.25% 08/01/2018	米ドル	1,109,000	1,183,071.71	745,802.50	0.80%
CHESAPEAKE ENERGY CORP 6.5% 08/15/2017	米ドル	250,000	277,475.00	267,717.49	0.29%
CIT GROUP INC 4.25% 08/15/2017	米ドル	250,000	256,250.00	255,947.49	0.28%
DISH DBS CORP 4.25% 04/01/2018	米ドル	500,000	514,375.00	509,765.01	0.55%
DYNCORP INTERNATIONAL INC 10.375% 07/01/2017	米ドル	3,635,000	3,772,230.20	3,096,729.25	3.33%
EMPIRE TODAY LLC / EMPIRE TODAY FINANCE CORP 11.375% 02/01/2017	米ドル	3,355,000	3,015,725.62	2,415,600.00	2.60%
GIBSON BRANDS INC 8.875% 08/01/2018	米ドル	3,750,000	3,876,365.14	3,623,437.50	3.89%
HARLAND CLARKE HOLDINGS CORP 9.75% 08/01/2018	米ドル	2,250,000	2,441,425.79	2,407,500.00	2.59%
HEXION US FINANCE CORP / HEXION NOVA SCOTIA FINANCE ULC 8.875% 02/01/2018	米ドル	2,250,000	2,348,387.50	2,142,427.54	2.31%
LANTHEUS MEDICAL IMAGING INC 9.75% 05/15/2017	米ドル	1,281,000	1,300,446.25	1,252,177.50	1.35%
LOGAN'S ROADHOUSE INC 10.75% 10/15/2017	米ドル	3,125,000	2,868,861.61	2,359,375.00	2.54%

銘柄	通貨	額面	取得原価	時価	純資産比率(%)
Ⅰ　公認の証券取引所に上場されているまたは他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券（つづき）					
アメリカ合衆国（つづき）					
MARQUETTE TRANSPORTATION CO LLC / MARQUETTE TRANSPORTATION FINANCE CORP 10.875% 01/15/2017	米ドル	3,231,000	3,443,887.97	3,348,123.75	3.60%
MGM RESORTS INTERNATIONAL 6.875% 04/01/2016	米ドル	500,000	561,250.00	543,605.00	0.59%
NATIONSTAR MORTGAGE LLC / NATIONSTAR CAPITAL CORP 6.5% 08/01/2018	米ドル	2,750,000	2,798,500.00	2,655,977.53	2.86%
NRG ENERGY INC 7.625% 01/15/2018	米ドル	500,000	557,500.00	555,040.02	0.60%
NUVERRA ENVIRONMENTAL SOLUTIONS INC 9.875% 04/15/2018	米ドル	2,250,000	2,307,375.00	1,874,362.51	2.02%
RR DONNELLEY & SONS CO 6.125% 01/15/2017	米ドル	500,000	553,600.00	528,750.00	0.57%
RR DONNELLEY & SONS CO 7.25% 05/15/2018	米ドル	250,000	279,687.50	276,305.01	0.30%
SAFWAY GROUP HOLDING LLC / SAFWAY FINANCE CORP 7% 05/15/2018	米ドル	2,900,000	2,977,617.65	2,921,750.00	3.14%
T-MOBILE USA INC 5.25% 09/01/2018	米ドル	500,000	511,250.00	518,030.01	0.56%
TOYS R US INC 10.375% 08/15/2017	米ドル	2,025,000	1,963,703.25	1,661,127.71	1.79%
UNITED CONTINENTAL HOLDINGS INC 6.375% 06/01/2018	米ドル	1,650,000	1,694,517.00	1,734,084.01	1.87%
VWR FUNDING INC 7.25% 09/15/2017	米ドル	894,000	946,459.74	936,465.00	1.01%
			58,935,789.10	54,146,827.45	58.28%
ベトナム					
VIETNAM JOINT STOCK COMMERCIAL BANK FOR INDUSTRY AND TRADE 8% 05/17/2017	米ドル	600,000	616,800.00	642,672.00	0.69%
VINGROUP JSC 11.625% 05/07/2018	米ドル	1,250,000	1,239,337.50	1,371,212.48	1.48%
			1,856,137.50	2,013,884.48	2.17%
合計Ⅰ			**81,588,447.21**	**75,405,012.91**	**81.16%**
Ⅱ　規制ある市場に上場されていない有価証券					
債券					
ルクセンブルグ					
APERAM SA 7.75% 04/01/2018	米ドル	2,500,000	2,534,539.47	2,583,750.00	2.78%
BOARDRIDERS SA 8.875% 12/15/2017	ユーロ	500,000	690,179.82	570,105.50	0.61%
			3,224,719.29	3,153,855.50	3.39%
オランダ					
NXP BV / NXP FUNDING LLC 3.75% 06/01/2018	米ドル	500,000	489,583.33	505,000.00	0.54%
			489,583.33	505,000.00	0.54%
アメリカ合衆国					
ASSOCIATED ASPHALT PARTNERS LLC/ROAD HOLDINGS III LLC/ASSOCIATED ASPHALT FINANCE 8.5% 02/15/2018	米ドル	2,585,000	2,622,102.29	2,494,525.00	2.69%
BUMBLE BEE HOLDINGS INC 9% 12/15/2017	米ドル	477,000	520,526.25	497,272.50	0.54%
EURAMAX INTERNATIONAL INC 9.5% 04/01/2016	米ドル	375,000	379,218.75	350,625.00	0.38%
IDQ HOLDINGS INC 11.5% 04/01/2017	米ドル	1,517,000	1,657,314.09	1,619,397.50	1.74%
INVENTIV HEALTH INC 9% 01/15/2018	米ドル	2,690,000	2,746,376.99	2,763,975.00	2.98%
KCG HOLDINGS INC 8.25% 06/15/2018	米ドル	2,275,000	2,288,863.28	2,351,781.25	2.53%
NAI ENTERTAINMENT HOLDINGS / NAI ENTERTAINMENT HOLDINGS FINANCE CORP 5% 08/01/2018	米ドル	500,000	512,500.00	516,250.00	0.56%

銘柄	通貨	額面	取得原価	時価	純資産比率(%)
II　規制ある市場に上場されていない有価証券（つづき）					
アメリカ合衆国（つづき）					
OXFORD FINANCE LLC / OXFORD FINANCE COISSUER INC 7.25% 01/15/2018	米ドル	45,000	46,518.75	46,575.00	0.05%
PERMIAN HOLDINGS INC 10.5% 01/15/2018	米ドル	2,481,000	2,444,766.12	2,369,355.00	2.55%
			13,218,186.52	13,009,756.25	14.02%
合計II			**16,932,489.14**	**16,668,611.75**	**17.95%**
投資有価証券合計			**98,520,936.35**	**92,073,624.66**	**99.11%**
銀行預金				474,679.42	0.51%
その他の純資産				354,358.08	0.38%
純資産総額				**92,902,662.16**	**100.00%**

コクサイ－ＭＵＧＣマスター・トラスト
グローバル短期高利回り社債ファンド４

国別投資有価証券分類表
2014年11月30日現在

	(純資産比率　%)
アメリカ合衆国	72.30%
ルクセンブルグ	8.03%
ケイマン諸島	3.68%
マーシャル諸島	3.00%
スペイン	2.23%
ベトナム	2.17%
シンガポール	1.54%
オランダ	1.13%
バミューダ	1.12%
フランス	0.76%
イギリス	0.69%
スリランカ	0.57%
メキシコ	0.57%
カナダ	0.56%
英領バージン諸島	0.53%
オーストラリア	0.23%
	99.11%

次へ

KOKUSAI - MUGC TRUST

STATEMENT OF NET ASSETS AS AT NOVEMBER 30, 2014

	SHORT-TERM HIGH YIELD CORPORATE BOND FUND 2012-10	SHORT-TERM HIGH YIELD CORPORATE BOND FUND 2012-10 JPY-DENOMINATED JPY APPRECIATION HEDGED AND DEPRECIATION FOLLOWED TYPE	SHORT-TERM HIGH YIELD CORPORATE BOND FUND 2013-09 MONTHLY DIVIDEND TYPE
	USD	JPY	JPY
ASSETS			
Investments in securities at cost value	28,247,663.10	400,971,402	1,667,358,728
Unrealized appreciation	4,038,439.38	274,654,719	377,058,182
Investments in securities at fair value	30,286,302.48	675,626,121	2,044,416,910
Cash at banks	631,520.89	19,880,898	41,769,220
Formation expenses	2.60	18	56,811
Receivable for investments sold	-	7,121,100	15,428,049
Unrealized gain on forward foreign exchange contracts (note 12)	5,364.56	440,395	1,192,177
Unrealized gain on options (note 13)	-	294,615,800	-
	30,923,190.53	997,684,332	2,102,863,967
LIABILITIES			
Accrued expenses (note 4)	(90,024.69)	(4,725,463)	(6,810,856)
Options premium payable (note 13)	-	(35,022,000)	-
Payable for units redeemed	(304,806.92)	(7,132,000)	(15,090,600)
Unrealized loss on forward foreign exchange contracts (note 12)	(307,624.39)	(13,130,588)	(39,285,435)
	(702,456.00)	(60,010,051)	(61,186,891)
TOTAL NET ASSETS	**30,220,734.53**	**937,674,281**	**2,041,677,076**
UNITS OUTSTANDING		**65,348**	**210,722**
USD-denominated USD Hedged Class	119,609		
JPY-denominated JPY Hedged Class	178,455		
JPY-denominated JPY non-Hedge Class	-		
NET ASSET VALUE PER UNIT		**14,351**	**9,689**
USD-denominated USD Hedged Class (expressed in USD)	112.39		
JPY-denominated JPY Hedged Class (expressed in JPY)	11,159		
JPY-denominated JPY non-Hedge Class (expressed in JPY)	-		

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

KOKUSAI - MUGC TRUST

STATEMENT OF NET ASSETS AS AT NOVEMBER 30, 2014 (continued)

SHORT-TERM HIGH YIELD CORPORATE BOND FUND 2013-09 JPY-DENOMINATED JPY APPRECIATION HEDGED AND DEPRECIATION FOLLOWED TYPE	SHORT-TERM HIGH YIELD CORPORATE BOND FUND 2013-09 NIKKEI STOCK AVERAGE APPRECIATION FOLLOWED TYPE	SHORT-TERM HIGH YIELD CORPORATE BOND FUND 2013-09 JPY-DENOMINATED JPY DEPRECIATION FOLLOWED AND NIKKEI STOCK AVERAGE APPRECIATION FOLLOWED TYPE
JPY	JPY	JPY
2,530,165,319	3,588,391,820	1,205,505,137
572,539,419	812,332,462	273,287,737
3,102,704,738	4,400,724,282	1,478,792,874
109,755,722	99,762,708	37,448,194
42,805	46,477	52,540
97,321,695	66,463,597	46,287,148
3,419,642	1,757,638	1,404,606
524,688,236	1,031,866,369	604,231,727
3,837,932,838	5,600,821,071	2,168,217,089
(10,827,867)	(14,079,322)	(8,752,829)
(190,403,250)	(601,722,000)	(321,163,500)
(114,230,396)	(83,481,325)	(48,815,145)
(63,807,851)	(57,204,473)	(30,065,960)
(379,269,366)	(736,487,120)	(404,797,434)
3,458,663,472	**4,864,133,951**	**1,763,419,655**
319,883		**159,296**
	-	
	318,528	
	123,082	
10,815		**11,079**
	-	
	10,263	
	12,961	

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

KOKUSAI - MUGC TRUST

STATEMENT OF OPERATIONS
FOR THE YEAR ENDED NOVEMBER 30, 2014

	SHORT-TERM HIGH YIELD CORPORATE BOND FUND 2012-10	SHORT-TERM HIGH YIELD CORPORATE BOND FUND 2012-10 JPY-DENOMINATED JPY APPRECIATION HEDGED AND DEPRECIATION FOLLOWED TYPE	SHORT-TERM HIGH YIELD CORPORATE BOND FUND 2013-09 MONTHLY DIVIDEND TYPE
	Year ended November 30, 2014	Year ended November 30, 2014	Period from September 18, 2013 (commencement of operations) to November 30, 2014
	USD	JPY	JPY
EXPENSES			
Administration and management fees	(56,233.90)	(1,649,346)	(4,309,855)
Agent company fees (note 11)	(49,819.23)	(1,254,408)	(3,780,018)
Amortization of formation expenses (note 3)	(38,952.78)	(3,191,288)	(11,103,893)
Distributor fees (note 10)	(298,916.25)	(7,526,479)	(22,680,127)
Investment advisory fees (note 7)	(189,313.68)	(5,248,218)	(14,364,063)
Options premium expense	-	(16,304,100)	-
Other fees	(39,734.18)	(4,609,399)	(1,184,755)
Professional fees	(21,949.85)	(2,394,503)	(2,223,820)
Sub-custodian fees	(3,160.00)	(186,064)	(75,242)
Sub-manager fees	(3,562.30)	(104,263)	(218,371)
Trustee fees (note 8)	(9,962.68)	(1,055,557)	(1,254,818)
	(711,624.65)	(43,523,625)	(61,174,972)
NET INVESTMENT LOSS	**(711,624.65)**	**(43,523,625)**	**(61,174,972)**
Net realized gain on sales of investments	6,672,006.00	159,194,649	106,818,046
Net realized gain on foreign exchange translation of other assets and liabilities	15,196.78	257,691,010	125,212,638
Net realized loss on forward foreign exchange contracts	(3,973,678.55)	(152,302,288)	(453,408,310)
Net realized gain/(loss) on options	-	209,892,248	-
NET REALIZED GAIN/(LOSS) FOR THE YEAR	**2,713,526.23**	**474,475,619**	**(221,377,628)**
Change in net unrealized appreciation/(depreciation):			
- on investments	(4,833,173.28)	(259,481,358)	377,058,182
- on forward foreign exchange contracts	820,866.35	28,317,377	(38,093,258)
- on foreign exchange translation of other assets and liabilities	(6,052.35)	(448,240)	260,770
- on options	-	(84,050,620)	-
	(4,018,359.28)	(315,680,839)	339,225,694
INCREASE/(DECREASE) IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS	**(2,016,457.70)**	**116,291,156**	**56,673,094**

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

KOKUSAI - MUGC TRUST

STATEMENT OF OPERATIONS
FOR THE YEAR ENDED NOVEMBER 30, 2014 (continued)

SHORT-TERM HIGH YIELD CORPORATE BOND FUND 2013-09 JPY-DENOMINATED JPY APPRECIATION HEDGED AND DEPRECIATION FOLLOWED TYPE	SHORT-TERM HIGH YIELD CORPORATE BOND FUND 2013-09 NIKKEI STOCK AVERAGE APPRECIATION FOLLOWED TYPE	SHORT-TERM HIGH YIELD CORPORATE BOND FUND 2013-09 JPY-DENOMINATED JPY DEPRECIATION FOLLOWED AND NIKKEI STOCK AVERAGE APPRECIATION FOLLOWED TYPE
Period from September 18, 2013 (commencement of operations) to November 30, 2014	Period from September 18, 2013 (commencement of operations) to November 30, 2014	Period from September 18, 2013 (commencement of operations) to November 30, 2014
JPY	JPY	JPY
(8,587,831)	(13,051,951)	(6,347,923)
(6,477,752)	(9,777,336)	(4,710,239)
(8,317,915)	(9,034,755)	(10,310,541)
(38,866,564)	(58,663,965)	(28,261,424)
(27,206,606)	(41,135,323)	(19,772,599)
(105,621,950)	(354,966,900)	(257,307,800)
(1,249,781)	(1,695,670)	(1,582,135)
(2,223,820)	(2,223,820)	(2,223,820)
(121,268)	(190,349)	(157,108)
(466,707)	(561,694)	(242,641)
(1,251,844)	(1,262,153)	(1,251,844)
(200,392,037)	(492,863,916)	(332,168,074)
(200,392,037)	**(492,863,916)**	**(332,168,074)**
179,504,555	312,327,095	209,484,538
314,761,621	520,207,944	281,236,152
(823,935,440)	(718,472,014)	(530,327,597)
61,179,700	88,607,000	(21,615,914)
(268,489,564)	**202,670,025**	**(61,242,821)**
572,539,419	812,332,462	273,287,737
(60,368,209)	(55,446,835)	(28,661,354)
1,181,369	(7,739,709)	505,288
334,284,986	430,144,369	283,068,227
847,617,555	1,179,290,287	528,199,898
378,735,954	**889,096,396**	**134,789,003**

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

KOKUSAI - MUGC TRUST - SHORT-TERM HIGH YIELD CORPORATE BOND FUND 2013-09 JPY-DENOMINATED JPY APPRECIATION HEDGED AND DEPRECIATION FOLLOWED TYPE

STATEMENT OF CHANGES IN NET ASSETS

	Period from September 18, 2013 (commencement of operations) to November 30, 2014
	JPY
NET ASSETS AT THE BEGINNING OF THE PERIOD	-
NET INVESTMENT LOSS	**(269,382,037)**
Net realized gain on sales of investments	179,504,555
Net realized gain on foreign exchange translation of other assets and liabilities	314,781,621
Net realized loss on forward foreign exchange contracts	(823,935,440)
Net realized gain on options	61,179,700
	(268,469,564)
Change in net unrealized appreciation/(depreciation):	
- on investments	572,539,419
- on forward foreign exchange contracts	(60,388,209)
- on foreign exchange translation of other assets and liabilities	1,161,369
- on options	334,284,986
	847,617,565
Subscriptions	6,803,810,000
Redemptions	(3,723,582,492)
	3,079,927,508
NET ASSETS AT THE END OF THE PERIOD	**3,458,663,472**

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

KOKUSAI - MUGC TRUST - SHORT-TERM HIGH YIELD CORPORATE BOND FUND 2013-09 JPY-DENOMINATED JPY APPRECIATION HEDGED AND DEPRECIATION FOLLOWED TYPE

CHANGES IN THE NUMBER OF UNITS

	Period from September 18, 2013 (commencement of operations) to November 30, 2014
Number of units outstanding at the beginning of the period	-
Number of units issued	680,361
Number of units redeemed	(360,558)
Number of units outstanding at the end of the period	319,803

STATISTICAL INFORMATION

Net asset value per unit at the end of the period (expressed in JPY)	10,815
Total net assets (expressed in JPY)	3,458,663,472

KOKUSAI - MUGC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
AS AT NOVEMBER 30, 2014

NOTE 1 GENERAL

KOKUSAI - MUGC TRUST (the "Trust") is an open-ended exempted umbrella unit trust established by the Trust Deed under the Trusts Law of the Cayman Islands by a declaration of Trust dated July 29, 2011 (as supplemented or amended from time to time) executed by the Trustee and the Manager. The Trust registered under the Mutual Funds Law on August 3, 2011.

The financial statements only relate to the Sub-Trusts:

- Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2012-10, expressed in USD;
- Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2012-10 JPY-Denominated JPY Appreciation Hedged and Depreciation Followed Type, expressed in JPY;
- Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 Monthly Dividend Type, expressed in JPY;
- Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 JPY-Denominated JPY Appreciation Hedged and Depreciation Followed Type, expressed in JPY;
- Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 Nikkei Stock Average Appreciation Followed Type, expressed in JPY;
- Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 JPY-Denominated JPY Depreciation Followed and Nikkei Stock Average Appreciation Followed Type, expressed in JPY.

The Sub-Trusts are offering multiple Classes of Units.

Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2012-10 is offering the following Classes of Unit:

- USD-denominated USD Hedged Class, and
- JPY-denominated JPY Hedged Class.

Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2012-10 JPY-Denominated JPY Appreciation Hedged and Depreciation Followed Type is offering the following Class:

- JPY-denominated JPY Class.

Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 Monthly Dividend Type is offering the following Class:

- JPY-denominated JPY Hedged Class.

Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 JPY-Denominated JPY Appreciation Hedged and Depreciation Followed Type is offering the following Class:

- JPY-denominated JPY Class.

Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 Nikkei Stock Average Appreciation Followed Type is offering the following Classes of Unit:

- JPY-denominated JPY Hedged Class, and
- JPY-denominated JPY non-Hedged Class.

Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 JPY-Denominated JPY Depreciation Followed and Nikkei Stock Average Appreciation Followed Type is offering the following Class:

- JPY-denominated JPY Class.

KOKUSAI - MUGC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS AS AT NOVEMBER 30, 2014 (continued)

NOTE 1 GENERAL (continued)

Investment objectives of the Sub-Trusts:

The investment objective for below listed Sub-Trusts is to seek high current income and capital appreciation through investment in Kokusai - MUGC Master Trust (the "Master Sub-Trust"), which primarily invests in global "High Yield Bonds" issued by the companies around the world, including those in emerging countries, and denominated in various currencies, excluding those issued by Japanese companies or denominated in Japanese Yen.

- Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2012-10
- Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2012-10 JPY-Denominated JPY Appreciation Hedged and Depreciation Followed Type
- Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 Monthly Dividend Type
- Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 JPY-Denominated JPY Appreciation Hedged and Depreciation Followed Type

The investment objective for below listed Sub-Trusts is to seek capital appreciation by substantially investing in global High Yield Bonds issued by companies around the world, including those in emerging countries, and denominated in various currencies, excluding those issued by Japanese companies or denominated in Japanese Yen as well as utilizing derivative and other instruments relating to foreign exchange and Nikkei Stock Average ("NSA" or "Index").

- Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 Nikkei Stock Average Appreciation Followed Type
- Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 JPY-Denominated JPY Depreciation Followed and Nikkei Stock Average Appreciation Followed Type

The Sub-Trusts Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2012-10, Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2012-10 JPY-Denominated JPY Appreciation Hedged and Depreciation Followed Type will terminate on October 31, 2017 unless terminated earlier.

The Sub-Trusts Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 Monthly Dividend Type, Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 JPY-Denominated JPY Appreciation Hedged and Depreciation Followed Type, Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 Nikkei Stock Average Appreciation Followed Type, Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 JPY-Denominated JPY Depreciation Followed and Nikkei Stock Average Appreciation Followed Type will terminate on September 28, 2017 unless terminated earlier.

NOTE 2 UNIT CAPITAL

- Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2012-10, expressed in USD

Subscription of Units

The minimum subscription amount for each Class is 1 Unit with further increments of 1 Unit.

The Initial Issue Price is USD 100.00 per Unit for USD-denominated USD Hedged Class and JPY 10,000 per Unit for JPY-denominated JPY Hedged Class.

KOKUSAI - MUGC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS AS AT NOVEMBER 30, 2014 (continued)

NOTE 2 **UNIT CAPITAL (continued)**

Redemptions of Units

The repurchase price of a Unit is the Net Asset Value per Unit of the applicable Class as of the applicable Dealing Day relating to the Notice Day on which the relevant repurchase request is accepted. The Administrator may deduct any third party charges or withholding taxes, if applicable, from the repurchase proceeds remitted to the repurchasing Unitholder. Repurchase requests must be made in multiples of 1 Unit.

Distribution

No Distributions are made for Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2012-10.

- Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2012-10 JPY-denominated JPY Appreciation Hedged and Depreciation Followed Type, expressed in JPY

Subscription of Units

The minimum subscription amount is 1 Unit with further increments of 1 Unit.
The Initial Issue Price is JPY 10,000 per Unit.

Redemptions of Units

The repurchase price of a Unit is the Net Asset Value per Unit at of the applicable Dealing Day relating to the Notice Day on which the relevant repurchase request is accepted. Repurchase requests must be made in multiples of 1 Unit.

Distribution

No Distributions are made for Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2012-10 JPY-denominated JPY Appreciation Hedged and Depreciation Followed Type.

- Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 Monthly Dividend Type, expressed in JPY

Subscription of Units

The minimum subscription amount is 1 Unit with further increments of 1 Unit.
The Initial Issue Price is JPY 10,000 per Unit.

Redemptions of Units

The repurchase price of a Unit is the Net Asset Value per Unit at of the applicable Dealing Day relating to the Notice Day on which the relevant repurchase request is accepted. Repurchase requests must be made in multiples of 1 Unit.

Distribution

The Manager may, at its discretion, and generally intends to, declare distributions on the 8th day of every month (or if that date is not a Business Day then on the next following Business Day) commencing from January 2014 (or such later month as determined by the Manager) out of income gains (including interests and distribution income) after deduction of expenses, realised and unrealised capital gains and capital available for distribution.

KOKUSAI - MUGC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS AS AT NOVEMBER 30, 2014 (continued)

NOTE 2 **UNIT CAPITAL (continued)**

- Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 JPY-Denominated JPY Appreciation Hedged and Depreciation Followed Type, expressed in JPY

Subscription of Units

The minimum subscription amount is 1 Unit with further increments of 1 Unit.
The Initial Issue Price is JPY 10,000 per Unit.

Redemptions of Units

The repurchase price of a Unit is the Net Asset Value per Unit at of the applicable Dealing Day relating to the Notice Day on which the relevant repurchase request is accepted. Repurchase requests must be made in multiples of 1 Unit.

Distribution

No Distributions are made for Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 JPY-Denominated JPY Appreciation Hedged and Depreciation Followed Type.

- Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 Nikkei Stock Average Appreciation Followed Type, expressed in JPY

Subscription of Units

The Units of the Sub-Trust issues in the following Classes denominated in JPY:

JPY-denominated JPY Hedged Class; and
JPY-denominated JPY non-Hedge Class.

The minimum subscription amount is 1 Unit with further increments of 1 Unit.
The Initial Issue Price is JPY 10,000 per Unit.

Redemptions of Units

The repurchase price of a Unit is the Net Asset Value per Unit at of the applicable Dealing Day relating to the Notice Day on which the relevant repurchase request is accepted. Repurchase requests must be made in multiples of 1 Unit.

Distribution

No Distributions are made for Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 Nikkei Stock Average Appreciation Followed Type.

KOKUSAI - MUGC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS AS AT NOVEMBER 30, 2014 (continued)

NOTE 2 UNIT CAPITAL (continued)

- Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 JPY-Denominated JPY Depreciation Followed and Nikkei Stock Average Appreciation Followed Type, expressed in JPY

Subscription of Units

The minimum subscription amount is 1 Unit with further increments of 1 Unit.
The Initial Issue Price is JPY 10,000 per Unit.

Redemptions of Units

The repurchase price of a Unit is the Net Asset Value per Unit at of the applicable Dealing Day relating to the Notice Day on which the relevant repurchase request is accepted. Repurchase requests must be made in multiples of 1 Unit.

Distribution

No Distributions are made for Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 JPY-Denominated JPY Depreciation Followed and Nikkei Stock Average Appreciation Followed Type.

NOTE 3 SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

The financial statements are presented in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds. The financial statements of the Sub-trust as at November 30, 2014 have been prepared as described below:

Valuation of the investments in securities and derivatives

(i) Certificates of deposit acquired at their nominal value and other deposits shall be valued at their principal amount plus accrued interest from the date of acquisition;

(ii) The value of any pre-paid expenses, cash dividends and interest declared or accrued as aforesaid and not yet received shall be deemed to be the full amount thereof unless in any case the Manager is of the opinion that the same is unlikely to be paid or received in full in which case the value thereof shall be arrived at after making such discount as the Manager may consider appropriate in such case to reflect the true value thereof;

(iii) Unlisted securities are valued at fair market value as determined in good faith by the Investment Advisor, taking into consideration such factors as the Investment Advisor deems appropriate, including recent transactions in the same or similar securities and valuation information obtained from broker-dealers or recognized quotation services;

(iv) All interest accrued on any interest-bearing securities except to the extent that the same is included in the principal value of such security; and

(v) Notwithstanding the above methods of valuation, where no method of calculation is stated or, in the opinion of the Manager, such method is not practicable or adequate, the Administrator shall be entitled in good faith to use such valuation method as the Manager, in consultation with the Investment Advisor, considers fair in the circumstances.

KOKUSAI - MUGC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS AS AT NOVEMBER 30, 2014 (continued)

NOTE 3 SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)

(vi) The value of each interest in any managed fund which is valued as at the same day as the Sub-Fund shall be the net asset value per unit, share or other interest in such managed fund calculated as at that day or if such managed fund is not valued as at the same day as the Sub-Fund, the last published net asset value per unit, share or other interest in such managed fund (where available) or (if the same is not available) the last published redemption or bid price for such unit, share or other interest.

Net realized gain/(loss) on sales of securities

The net realized gain/(loss) on the sale of securities is calculated on the basis of the average cost of the securities sold.

Foreign exchange translation

The financial statements are expressed in USD or JPY depending on the Sub-Trust. Bank accounts, the investment portfolio and other assets or liabilities expressed in currencies other than USD or JPY are translated into the corresponding currency at the applicable exchange rates prevailing at the end of the year.

Dividend income in currencies other than USD or JPY is accounted for using the exchange rates prevailing at the ex-dividend date.

Other income and expenses expressed in currencies other than USD or JPY are translated into USD or JPY at the applicable exchange rates prevailing at transaction date.

Resulting realized and change in unrealized foreign exchange gains or losses are included in the statement of operations.

Applicable currency exchange rates as at November 30, 2014 are as follows:

1 USD =	118.685000	JPY

Cost of investment securities

The cost of investment securities expressed in currencies other than USD or JPY is translated into USD or JPY at the applicable exchange rate at the transaction date.

Investment income

Interest income is recognized on an accrual basis.

Forward foreign currency exchange contracts

The unrealized gains or losses resulting from outstanding forward foreign currency exchange contracts are determined on the valuation day on the basis of the forward foreign currency exchange prices applicable on this date and are included in the statement of net assets.

Realized gains or losses resulting from forward foreign currency exchange contracts are recognized in the statement of operations.

KOKUSAI - MUGC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS AS AT NOVEMBER 30, 2014 (continued)

NOTE 3 SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)

Formation expenses

Formation expenses are amortized over a period of one (1) Fiscal Year.

Option contracts

Option contracts are valued at year-end using the last available closing price.

NOTE 4 ACCRUED EXPENSES

	SHORT-TERM HIGH YIELD CORPORATE BOND FUND 2012-10	SHORT-TERM HIGH YIELD CORPORATE BOND FUND 2012-10 JPY-DENOMINATED JPY APPRECIATION HEDGED AND DEPRECIATION FOLLOWED TYPE	SHORT-TERM HIGH YIELD CORPORATE BOND FUND 2013-09 MONTHLY DIVIDEND TYPE
	USD	JPY	JPY
Agent Company fees (note 11)	5,423.49	151,598	353,838
Distributor fee (note 10)	32,542.13	909,653	2,123,050
Investment advisory fees (note 7)	20,610.10	634,392	1,344,581
Management fees (note 6)	4,997.61	165,671	326,244
Other fees	3,883.70	434,665	164,402
Professional fees	19,580.88	2,202,646	2,223,820
Sub-Manager fees	1,381.80	44,421	91,780
Trustee fees (note 8)	1,604.98	182,417	183,141
TOTAL	90,024.69	4,725,463	6,810,856

	SHORT-TERM HIGH YIELD CORPORATE BOND FUND 2013-09 JPY-DENOMINATED JPY APPRECIATION HEDGED AND DEPRECIATION FOLLOWED TYPE	SHORT-TERM HIGH YIELD CORPORATE BOND FUND 2013-09 NIKKEI STOCK AVERAGE APPRECIATION FOLLOWED TYPE	SHORT-TERM HIGH YIELD CORPORATE BOND FUND 2013-09 JPY-DENOMINATED JPY DEPRECIATION FOLLOWED AND NIKKEI STOCK AVERAGE APPRECIATION FOLLOWED TYPE
	JPY	JPY	JPY
Agent Company fees (note 11)	656,343	868,966	326,880
Distributor fee (note 10)	3,938,105	5,333,748	1,961,283
Investment advisory fees (note 7)	2,756,684	3,804,169	1,362,466
Management fees (note 6)	709,051	1,019,202	356,400
Other fees	164,402	372,379	239,956
Professional fees	2,223,820	2,223,820	2,223,820
Sub-Manager fees	196,321	253,899	98,883
Trustee fees (note 8)	183,141	183,141	183,141
TOTAL	10,827,867	14,079,322	6,752,829

KOKUSAI - MUGC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS AS AT NOVEMBER 30, 2014 (continued)

NOTE 5 TAXATION

There are no income, corporation, capital gains or other taxes in effect in the Cayman Islands on the basis of present legislation. The Trustee has applied for and received from the Governor-in-Cabinet of the Cayman Islands pursuant to the Trusts Law of the Cayman Islands, an undertaking on behalf of the Trust that, for a period of 50 years from July 29, 2011, no law hereafter enacted in the Cayman Islands imposing any taxes or duty to be levied on income or capital assets, gains or appreciation or any tax in the nature of estate, duty or inheritance tax will apply to any income or property of the Trust, or to the Trustee or Unitholders in respect of any such property or income.

NOTE 6 ADMINISTRATION AND MANAGEMENT FEES

The Manager and Administrator is entitled to receive a fee of below mentioned rate p.a. of the Net Asset Value of the Sub-Trust. Such fee is accrued daily and be payable quarterly in arrears.

Sub-Trusts	Fee rates (%)	Fee rates paid to Sub-Manager (%)
Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2012-10	0.12	0.026
Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2012-10 JPY-denominated JPY Appreciation Hedged and Depreciation Followed Type	0.14	0.030
Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 Monthly Dividend Type	0.12	0.026
Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 JPY-denominated JPY Appreciation Hedged and Depreciation Followed Type	0.14	0.030
Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 Nikkei Stock Average Appreciation Followed Type	0.14	0.030
Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 JPY-denominated JPY Depreciation Followed and Nikkei Stock Average Appreciation Followed Type	0.14	0.030

Since July 18, 2014, MUGC Lux Management S.A. has been named as Sub-Manager and is entitled to receive a fee of below mentioned rate p.a. of the Net Asset Value of the Sub-Trust. Such fee is accrued daily and be payable quarterly in arrears.

KOKUSAI - MUGC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS AS AT NOVEMBER 30, 2014 (continued)

NOTE 7 INVESTMENT ADVISORY FEES

The Investment Advisor is entitled to receive a fee of below mentioned rate p.a. of the Net Asset Value of the Sub-Trust. Such fee is accrued daily and be payable quarterly in arrears.

Sub-Trusts	Fee rates (%)
Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2012-10	0.38
Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2012-10 JPY-denominated JPY Appreciation Hedged and Depreciation Followed Type	0.42
Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 Monthly Dividend Type	0.38
Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 JPY-denominated JPY Appreciation Hedged and Depreciation Followed Type	0.42
Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 Nikkei Stock Average Appreciation Followed Type	0.42
Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 JPY-denominated JPY Depreciation Followed and Nikkei Stock Average Appreciation Followed Type	0.42

NOTE 8 TRUSTEE FEES

In respect of all Sub-Trusts, the Trustee is entitled to receive a fee of 0.01% p.a. of the Net Asset Value of the Sub-Trust, subject to a minimum fee of USD 10,000 per annum. Such fee is accrued daily and payable monthly in arrears.

NOTE 9 CUSTODIAN FEES

The Custodian is entitled to be paid agreed upon transaction charges and to recover properly vouched out-of-pocket expenses out of the assets of the Sub-Trust, as set out in the Information Memorandum.

NOTE 10 DISTRIBUTOR FEES

In respect of all Sub-Trusts, the Distributor is entitled to receive a fee of 0.60% p.a. of the Net Asset Value of the Sub-Trust. Such fee is accrued daily and payable quarterly in arrears.

NOTE 11 AGENT COMPANY FEES

In respect of all Sub-Trusts, the Agent Company is entitled to receive a fee of 0.10% p.a. of the Net Asset Value of the Sub-Trust. Such fee is accrued daily and payable quarterly in arrears.

KOKUSAI - MUGC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS AS AT NOVEMBER 30, 2014 (continued)

NOTE 12 UNREALIZED RESULTS ON FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS

SHORT-TERM HIGH YIELD CORPORATE BOND FUND 2012-10

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Value (USD)	Unrealized appreciation (USD)	Counterparty
11/20/2014	12/30/2014	JPY	135,789,125	USD	1,150,000.00	(1,144,635.44)	5,364.56	MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY, LUX
						TOTAL	5,364.56	

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Value (USD)	Unrealized (depreciation) (USD)	Counterparty
11/18/2014	12/30/2014	USD	18,130,000.00	JPY	2,114,284,340	17,822,375.61	(307,624.39)	MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY, LUX
						TOTAL	(307,624.39)	

As at November 30, 2014, the unrealized appreciation on these contracts was USD 5,364.56, the unrealized loss on these contracts was USD 307,624.39. These are disclosed in the statement of net assets.

SHORT-TERM HIGH YIELD CORPORATE BOND FUND 2012-10 JPY-DENOMINATED JPY APPRECIATION HEDGED AND DEPRECIATION FOLLOWED TYPE

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Value (JPY)	Unrealized appreciation (JPY)	Counterparty
11/20/2014	12/30/2014	JPY	77,931,151	USD	660,000.00	78,296,375	365,224	MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY, LUX
11/26/2014	12/30/2014	JPY	8,228,990	USD	70,000.00	8,304,161	75,171	MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY, LUX
						TOTAL	440,395	

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Value (JPY)	Unrealized (depreciation) (JPY)	Counterparty
11/18/2014	12/30/2014	USD	6,490,000.00	JPY	756,850,827	(769,914,357)	(13,063,530)	MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY, LUX
11/26/2014	12/03/2014	USD	59,545.00	JPY	7,000,000	(7,067,058)	(67,058)	MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY, LUX
						TOTAL	(13,130,588)	

As at November 30, 2014, the unrealized appreciation on these contracts was JPY 440,395, the unrealized loss on these contracts was JPY 13,130,588. These are disclosed in the statement of net assets.

KOKUSAI - MUGC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS AS AT NOVEMBER 30, 2014 (continued)

NOTE 12 **UNREALIZED RESULTS ON FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS (continued)**

SHORT-TERM HIGH YIELD CORPORATE BOND FUND 2013-09 MONTHLY DIVIDEND TYPE

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Value (JPY)	Unrealized appreciation (JPY)	Counterparty
11/20/2014	12/30/2014	JPY	224,347,253	USD	1,900,000.00	225,398,656	1,051,403	MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY, LUX
11/25/2014	12/30/2014	JPY	23,585,400	USD	200,000.00	23,725,174	140,774	MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY, LUX
						TOTAL	1,192,177	

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Value (JPY)	Unrealized (depreciation) (JPY)	Counterparty
11/18/2014	12/30/2014	USD	19,470,000.00	JPY	2,270,552,480	(2,309,743,070)	(39,190,590)	MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY, LUX
11/25/2014	12/02/2014	USD	127,187.00	JPY	15,000,000	(15,094,845)	(94,845)	MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY, LUX
						TOTAL	(39,285,435)	

As at November 30, 2014, the unrealized appreciation on these contracts was JPY 1,192,177, the unrealized loss on these contracts was JPY 39,285,435. These are disclosed in the statement of net assets.

SHORT-TERM HIGH YIELD CORPORATE BOND FUND 2013-09 JPY-DENOMINATED JPY APPRECIATION HEDGED AND DEPRECIATION FOLLOWED TYPE

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Value (JPY)	Unrealized appreciation (JPY)	Counterparty
11/20/2014	12/30/2014	JPY	389,655,754	USD	3,300,000.00	391,481,876	1,826,122	MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY, LUX
11/26/2014	12/30/2014	JPY	41,144,950	USD	350,000.00	41,520,806	375,856	MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY, LUX
11/19/2014	12/30/2014	JPY	70,611,181	USD	600,000.00	71,178,523	567,342	MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY, LUX
11/21/2014	12/30/2014	JPY	70,528,200	USD	600,000.00	71,178,523	650,323	MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY, LUX
						TOTAL	3,419,642	

KOKUSAI - MUGC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS AS AT NOVEMBER 30, 2014 (continued)

NOTE 12 **UNREALIZED RESULTS ON FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS (continued)**

SHORT-TERM HIGH YIELD CORPORATE BOND FUND 2013-09 JPY-DENOMINATED JPY APPRECIATION HEDGED AND DEPRECIATION FOLLOWED TYPE (continued)

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Value (JPY)	Unrealized (depreciation) (JPY)	Counterparty
11/18/2014	12/30/2014	USD	31,250,000.00	JPY	3,644,312,531	(3,707,214,738)	(62,902,207)	MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY, LUX
11/26/2014	12/03/2014	USD	340,263.00	JPY	40,000,000	(40,383,187)	(383,187)	MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY, LUX
11/21/2014	12/01/2014	USD	467,820.00	JPY	55,000,000	(55,522,457)	(522,457)	MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY, LUX
						TOTAL	(63,807,851)	

As at November 30, 2014, the unrealized appreciation on these contracts was JPY 3,419,642, the unrealized loss on these contracts was JPY 63,807,851. These are disclosed in the statement of net assets.

SHORT-TERM HIGH YIELD CORPORATE BOND FUND 2013-09 NIKKEI STOCK AVERAGE APPRECIATION FOLLOWED TYPE

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Value (JPY)	Unrealized appreciation (JPY)	Counterparty
11/20/2014	12/30/2014	JPY	283,386,003	USD	2,400,000.00	284,714,092	1,328,089	MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY, LUX
11/25/2014	12/30/2014	JPY	47,022,800	USD	400,000.00	47,452,349	429,549	MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY, LUX
						TOTAL	1,757,638	

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Value (JPY)	Unrealized (depreciation) (JPY)	Counterparty
11/18/2014	12/30/2014	USD	28,110,000.00	JPY	3,278,132,008	(3,334,713,801)	(56,581,793)	MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY, LUX
11/25/2014	12/03/2014	USD	552,928.00	JPY	65,000,000	(65,522,680)	(522,680)	MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY, LUX
						TOTAL	(57,204,473)	

As at November 30, 2014, the unrealized appreciation on these contracts was JPY 1,757,638, the unrealized loss on these contracts was JPY 57,204,473. These are disclosed in the statement of net assets.

KOKUSAI - MUGC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS AS AT NOVEMBER 30, 2014 (continued)

NOTE 12 UNREALIZED RESULTS ON FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS (continued)

SHORT-TERM HIGH YIELD CORPORATE BOND FUND 2013-09 JPY-DENOMINATED JPY DEPRECIATION FOLLOWED AND NIKKEI STOCK AVERAGE APPRECIATION FOLLOWED TYPE

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Value (JPY)	Unrealized appreciation (JPY)	Counterparty
11/20/2014	12/30/2014	JPY	171,212,377	USD	1,450,000.00	172,014,784	802,387	MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY, LUX
11/26/2014	12/30/2014	JPY	11,755,700	USD	100,000.00	11,863,087	107,387	MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY, LUX
11/25/2014	12/30/2014	JPY	35,378,100	USD	300,000.00	35,589,261	211,161	MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY, LUX
11/19/2014	12/30/2014	JPY	35,305,590	USD	300,000.00	35,589,261	283,671	MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY, LUX
						TOTAL	1,404,606	

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Value (JPY)	Unrealized (depreciation) (JPY)	Counterparty
11/18/2014	12/30/2014	USD	14,760,000.00	JPY	1,721,281,595	(1,750,991,565)	(29,709,970)	MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY, LUX
11/26/2014	12/03/2014	USD	170,132.00	JPY	20,000,000	(20,191,693)	(191,693)	MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY, LUX
11/25/2014	12/02/2014	USD	220,457.00	JPY	26,000,000	(26,164,397)	(164,397)	MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY, LUX
						TOTAL	(30,065,960)	

As at November 30, 2014, the unrealized appreciation on these contracts was JPY 1,404,606, the unrealized loss on these contracts was JPY 30,065,960. These are disclosed in the statement of net assets.

NOTE 13 UNREALIZED RESULTS ON OPTIONS

SHORT-TERM HIGH YIELD CORPORATE BOND FUND 2012-10 JPY-DENOMINATED JPY APPRECIATION HEDGED AND DEPRECIATION FOLLOWED TYPE

Description	Strike price	Currency	Net quantity long/(short)	Net unrealized appreciation (JPY)	Commitment
CS USDJPY 5Y FX OPT	0.369	JPY	420,000,000	163,228,800	420,000,000
UBS USDJPY 5Y FX OPT	0.385	JPY	250,000,000	96,365,000	250,000,000
				259,593,800	670,000,000

As at November 30, 2014, the net unrealized appreciation on these contracts was JPY 259,593,800. The unrealized gain on options was JPY 294,615,800 and the option premium payable was JPY 35,022,000. These are disclosed in the statement of net assets.

KOKUSAI - MUGC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS AS AT NOVEMBER 30, 2014 (continued)

NOTE 13 UNREALIZED RESULTS ON OPTIONS (continued)

SHORT-TERM HIGH YIELD CORPORATE BOND FUND 2013-09 JPY-DENOMINATED JPY APPRECIATION HEDGED AND DEPRECIATION FOLLOWED TYPE

Description	Strike price	Currency	Net quantity long/(short)	Net unrealized appreciation (JPY)	Commitment
CS USDJPY 5Y FX OPT	0.106	JPY	1,140,000,000	120,600,600	1,140,000,000
UBS USDJPY 5Y FX OPT	0.076	JPY	600,000,000	45,049,366	600,000,000
BAR USDJPY 5Y FX OPT	0.116	JPY	1,450,000,000	168,635,000	1,450,000,000
				334,284,986	**3,190,000,000**

As at November 30, 2014, the net unrealized appreciation on these contracts was JPY 334,284,986. The unrealized gain on options was JPY 524,688,236 and the option premium payable was JPY 190,403,250. These are disclosed in the statement of net assets.

SHORT-TERM HIGH YIELD CORPORATE BOND FUND 2013-09 NIKKEI STOCK AVERAGE APPRECIATION FOLLOWED TYPE

Description	Strike price	Currency	Net quantity long/(short)	Net unrealized appreciation (JPY)	Commitment
NIKKEI 5Y CALL OPT	0.058	JPY	920,000,000	53,496,706	920,000,000
NIKKEI 5Y CALL OPT	0.058	JPY	240,000,000	13,955,883	240,000,000
NIKKEI 5Y CALL OPT	0.116	JPY	700,000,000	80,920,000	700,000,000
NIKKEI 5Y CALL OPT	0.116	JPY	300,000,000	34,680,000	300,000,000
NIKKEI 5Y CALL OPT	0.106	JPY	1,620,000,000	169,614,000	1,620,000,000
NIKKEI 5Y CALL OPT	0.106	JPY	740,000,000	77,478,000	740,000,000
				430,144,369	**4,620,000,000**

As at November 30, 2014, the net unrealized appreciation on these contracts was JPY 430,144,369. The unrealized gain on options was JPY 1,031,866,369 and the option premium payable was JPY 601,722,000. These are disclosed in the statement of net assets.

SHORT-TERM HIGH YIELD CORPORATE BOND FUND 2013-09 JPY-DENOMINATED JPY DEPRECIATION FOLLOWED AND NIKKEI STOCK AVERAGE APPRECIATION FOLLOWED TYPE

Description	Strike price	Currency	Net quantity long/(short)	Net unrealized appreciation (JPY)	Commitment
NIKKEI 5Y CALL OPT	0.058	JPY	1,160,000,000	68,615,341	1,160,000,000
NIKKEI 5Y CALL OPT	0.116	JPY	470,000,000	54,332,000	470,000,000
USDJPY 5Y FX OPT	0.106	JPY	1,160,000,000	124,832,200	1,160,000,000
USDJPY 5Y FX OPT	0.076	JPY	470,000,000	35,288,686	470,000,000
				283,068,227	**3,300,000,000**

As at November 30, 2014, the net unrealized appreciation on these contracts was JPY 283,068,227. The unrealized gain on options was JPY 604,231,727 and the option premium payable was JPY 321,163,500. These are disclosed in the statement of net assets.

KOKUSAI - MUGC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS AS AT NOVEMBER 30, 2014 (continued)

NOTE 14 CHANGES IN THE PORTFOLIO

A detailed schedule of the portfolio changes for the year ended November 30, 2014 is available free of charge upon request at the registered office of the Manager.

NOTE 15 DIVIDENDS

SHORT-TERM HIGH YIELD CORPORATE BOND FUND 2013-09 MONTHLY DIVIDEND TYPE

Ex-date	Payment date	Distribution rate	Total amount	Currency
01/08/2014	01/15/2014	25	9,910,850	JPY
02/10/2014	02/18/2014	25	9,878,650	JPY
03/10/2014	03/14/2014	25	8,712,625	JPY
04/08/2014	04/14/2014	25	7,825,425	JPY
05/08/2014	05/14/2014	25	7,362,600	JPY
06/10/2014	06/16/2014	25	6,720,000	JPY
07/08/2014	07/14/2014	25	6,249,100	JPY
08/08/2014	08/14/2014	25	5,888,060	JPY
09/08/2014	09/12/2014	25	5,678,225	JPY
10/08/2014	10/15/2014	25	5,480,225	JPY
11/10/2014	11/17/2014	25	5,381,300	JPY
			78,885,060	

KOKUSAI - MUGC TRUST - SHORT-TERM HIGH YIELD CORPORATE BOND FUND 2013-09 JPY-DENOMINATED JPY APPRECIATION HEDGED AND DEPRECIATION FOLLOWED TYPE

STATEMENT OF INVESTMENTS AND OTHER NET ASSETS AS AT NOVEMBER 30, 2014 (expressed in JPY)

Description	Currency	Quantity	Cost	Market value	% of net assets
INVESTMENT FUND					
CAYMAN ISLANDS					
KOKUSAI MUGC MASTER FND4- GBL SH-T HY BD	USD	255,496	2,530,185,319	3,102,704,738	89.71%
			2,530,185,319	3,102,704,738	89.71%
TOTAL INVESTMENTS IN SECURITIES			**2,530,185,319**	**3,102,704,738**	**89.71%**
CASH AT BANKS				109,755,722	3.17%
OTHER NET ASSETS				246,203,012	7.12%
TOTAL NET ASSETS				**3,458,663,472**	**100.00%**

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

KOKUSAI - MUGC TRUST - SHORT-TERM HIGH YIELD CORPORATE BOND FUND 2013-09 JPY-DENOMINATED JPY APPRECIATION HEDGED AND DEPRECIATION FOLLOWED TYPE

GEOGRAPHICAL CLASSIFICATION OF INVESTMENTS AS AT NOVEMBER 30, 2014

	(In % of net assets)
CAYMAN ISLANDS	89.71%
	89.71%

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（平成27年３月末日現在）

Ⅰ　資産総額	2,761,782,221円
Ⅱ　負債総額	87,185,426円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	2,674,596,795円
Ⅳ　発行済口数	244,962口
Ⅴ　１口当たり純資産価格	10,918円

第４【外国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換

サブ・ファンド記名式証券の名義書換機関は次のとおりである。

取扱機関　ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ

取扱場所　ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ　Ｌ－1150、アーロン通り287－289番

日本の受益者については、受益証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託している場合、日本における販売会社または販売取扱会社を通じて日本における販売会社または販売取扱会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は受益者から徴収されない。

(2) 受益者集会

受託会社または管理会社は、信託証書に従って、いつでも、適切と考える日時および場所において受益者集会を開催することができ、また、受託会社は、発行済受益証券の総額の10分の１以上を有する登録受益者が書面により要求した場合には、受益者集会を開催しなくてはならない。

いずれの受益者集会においても、挙手による議決の場合には、（個人の場合には）自らまたは代理人により出席しているすべての受益者が、また（法人の場合には）適式に授権された代表者１名または代理人により出席しているすべての受益者が、一議決権を有する。投票による議決の場合には、（個人の場合には）自らまたは代理人により出席しているすべての受益者が、また（法人の場合には）適式に授権された代表者１名または代理人により出席しているすべての受益者が、その保有する受益証券１口につき一議決権を有する。

特別決議は、ファンドの発行済受益証券総口数の90%の保有者の書面により可決され、または信託証書の規定に基づき招集され開催された受益者集会において受益者の投票総数の４分の３以上の多数により可決される。

(3) 受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はない。

管理会社は、いかなる者（米国人および（制限付例外がある。）ケイマン諸島の居住者または所在地事務代行会社を含む。）による受益証券の取得も制限することができる。

第二部【特別情報】

第１【管理会社の概況】

１【管理会社の概況】

(1) 資本金の額（平成27年３月末日現在）

払込済資本金の額　　37,117,968.52米ドル（約45億円）
発行済株式総数　　1,002,080株
管理会社が発行する株式総数の上限については制限がない。
最近５年間における資本金の額の増減は、以下のとおりである。

平成22年３月末日	37,117,968.52米ドル
平成23年３月末日	37,117,968.52米ドル
平成24年３月末日	37,117,968.52米ドル
平成25年３月末日	37,117,968.52米ドル
平成26年３月末日	37,117,968.52米ドル
平成27年３月末日	37,117,968.52米ドル

(2) 会社の機構

定款に基づき、３名以上の取締役により構成される取締役会が管理会社を運営する。取締役は管理会社の株主であることを要しない。

取締役は年次株主総会において株主によって選任され、６年以内の期間かつ後任者が選任され就任するまでは、その地位に留まる。取締役は再任されることができる。株主総会の決議により理由の如何を問わずいつでも解任される。取締役会に欠員がある場合、他の取締役はかかる欠員を、次回の株主総会まで補充する取締役を取締役会の過半数をもって選任することができる。

取締役会は、互選により、会長１名、また１名以上の副会長ならびに株主総会および取締役会の議事録を管理する責務を負う秘書役１名（取締役である必要はない。）を選出することができる。

取締役は、別の取締役を指名して取締役会に代理出席させることができる。取締役会は、取締役の過半数が出席または代理出席している場合にのみ、適法に審議し、または行為することができる。決議は取締役会に出席または代理出席している取締役の議決権の絶対多数によるものとする。緊急時において、取締役会の決議は書面により行うこともできる。

取締役会は、管理会社の目的を達成するのに必要または有用なすべての行為をなす広汎な権限を有する。

(3) 役員および従業員の状況

（平成27年５月29日現在）

氏名	役職名	略歴	
磯村　尚賢	マネージング・ディレクター	昭和63年４月 平成25年６月	三菱信託銀行株式会社（現三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社）入行 ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ入行
倉部　正士	デプティ・マネージング・ディレクター	昭和63年４月 平成26年３月	株式会社東京銀行（現株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行）入行 ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ入社

２【事業の内容及び営業の概況】

管理会社は、投資信託の事務管理、国際的な保管業務、信託会計の事務管理およびこれらに関する一般的な銀行業務ならびに外国為替業務に従事する。

管理会社は、信託証書に基づき、期間の限定なく任命されているが、受託会社は、以下の場合、かかる任命を解除することができる。(a) 管理会社が清算される場合、(b) 管理会社の事業に関して財産保全管理人が任命された場合、(c) 受託会社が、管理会社の変更が受益者の利益にとって望ましいとの見解を有し、受益者に対してその旨を書面で表明した場合、(d) 決議が総会において投票を行った受益者の４分の３以上の多数により承認された場合、または(e) 発行済受益証券の価値の４分の３を保有する受益者が管理会社の解任を書面で受託会社に要求した場合。管理会社がファンドの管理者でなくなった場合、受託会社は、ファンドの管理者になる資格を有する他の者を任命しなければならない。管理会社はまた、受託会社への通知により、管理会社の関係会社である他の管理者を後任者として、直ちに退任する権利を有する。ただし、管理会社が関係会社でない他の管理者を後任者として退任することを希望する場合、受託会社への60日前の通知が行われなければならない。

信託証書の規定に基づき、管理会社は、故意の不履行、詐欺または重過失の場合を除き、ファンド、受益者または受託会社に対していかなる責任も負わない。

信託証書に基づき、受託会社は、サブ・ファンドのために、かつサブ・ファンドの資産からのみ、管理会社ならびに管理会社の関係会社、代理人および受任者ならびに管理会社およびこれらの者の役員、取締役、株主および支配者に対して、(ｉ) サブ・ファンドの運営もしくはサブ・ファンドの受益証券の募集もしくは(ii) かかる者の行為に関係し、もしくはこれらから生じ、もしくはこれらに基づき、または信託証書に基づきサブ・ファンドのために行われた事業もしくは業務に別途に関連して、管理会社が現実に一時的に負担したあらゆる損失、責任、損害、費用または経費（弁護士費用および会計士費用を含むが、これらに限定されない。）、判決および和解において支払われる金額（ただし、受託会社が、サブ・ファンドを代表して、かかる和解を承認していることを条件とする。）を補償するものとし、前記の者を前記のあらゆる損失、責任、損害、費用または経費から免責するものとする。ただし、かかる行為が故意の不履行、詐欺または重過失を構成する場合はこの限りでない。

管理会社は、平成27年３月末日現在、以下の投資信託の管理・運用を行っている。

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	本数	純資産価額の合計
ケイマン諸島	契約型投資信託（アンブレラ・ファンドのサブ・ファンドを含む。）	75	8,117,339,474.04米ドル

３【管理会社の経理状況】

ａ．管理会社の最近２事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第５項ただし書の規定の適用によるものである。

ｂ．管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第１条の３第７項に規定する外国監査法人等をいう。）であるデロイト・オーディット・ソシエテ・ア・レスポンサビリテ・リミテから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。

ｃ．管理会社の原文の財務書類は米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、平成27年３月31日現在における株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝120.17円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

（１）【貸借対照表】

ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ

貸借対照表
2013年12月31日現在
（単位：米ドル）

資産

	注記	2013年		2012年	
		（米ドル）	（千円）	（米ドル）	（千円）
現金、中央銀行および郵便局における残高	30.1,30.3	301,442,312	36,224,323	20,570,566	2,471,965
金融機関に対するローンおよび貸付金	3,15,30.1,30.3	2,476,331,814	297,580,794	2,594,186,225	311,743,359
ａ）要求払い		1,851,410,714	222,484,026	1,992,186,225	239,401,019
ｂ）その他のローンおよび貸付金		624,921,100	75,096,769	602,000,000	72,342,340
顧客に対するローンおよび貸付金	30.1,30.3	1,123	135	2,797,179	336,137
株式およびその他の変動利回り有価証券	4,15,30.1,30.3	3,416	411	3,269	393
関連会社株式	4,5,15	7,691,968	924,344	841,416	101,113
無形資産	5	0	0	0	0
有形資産	5	7,726,217	928,459	5,654,387	679,488
その他の資産		448	54	363	44
前払金および未収収益	6,15	31,426,246	3,776,492	28,212,977	3,390,353
資産合計	7	2,824,623,544	339,435,011	2,652,266,382	318,722,851

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ

貸借対照表（続き）
2013年12月31日現在
（単位：米ドル）

負債

	注記	2013年		2012年	
		（米ドル）	（千円）	（米ドル）	（千円）
金融機関に対する未払金	15,30.1	841,603,737	101,135,521	1,362,647,387	163,749,336
ａ）要求払い		841,603,737	101,135,521	1,362,647,387	163,749,336
顧客に対する未払金	8,15,30.1	1,826,491,962	219,489,539	1,159,659,186	139,356,244
ａ）要求払い		1,826,491,962	219,489,539	1,159,659,186	139,356,244
その他の負債	9	1,142,046	137,240	2,185,057	262,578
未払金および繰延利益	10,15	7,756,599	932,111	8,031,480	965,143
引当金		6,465,624	776,974	4,754,631	571,364
ａ）納税引当金	11	5,409,139	650,016	3,777,770	453,975
ｂ）その他の引当金	12	1,056,485	126,958	976,861	117,389
発行済資本	13	37,117,969	4,460,466	37,117,969	4,460,466
準備金	14	77,800,912	9,349,336	50,700,912	6,092,729
繰越損益	14	41,047	4,933	26,268	3,157
当期利益		26,203,648	3,148,892	27,143,492	3,261,833
負債合計	17	2,824,623,544	339,435,011	2,652,266,382	318,722,851

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ

オフ・バランス・シート項目
2013年12月31日現在
（単位：米ドル）

	注記	2013年		2012年	
		（米ドル）	（千円）	（米ドル）	（千円）
偶発債務	18,30.1	659,342	79,233	628,475	75,524
内訳：					
保証金および担保証券として差入れた資産		659,342	79,233	628,475	75,524
信託運用	21	77,004,151,577	9,253,588,895	78,324,799,042	9,412,291,101

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

（２）【損益計算書】

ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ

損益計算書
2013年12月31日に終了した年度
（単位：米ドル）

	注記	2013年		2012年	
		（米ドル）	（千円）	（米ドル）	（千円）
未収利息および類似収益		9,698,265	1,165,441	13,288,424	1,596,870
未払利息および類似費用		(1,538,622)	(184,896)	(4,475,091)	(537,772)
有価証券からの収益		17	2	15	2
株式およびその他の変動利回り有価証券からの収益		17	2	15	2
未収手数料		107,246,076	12,887,761	100,999,419	12,137,100
未払手数料		(50,107,569)	(6,021,427)	(45,389,130)	(5,454,412)
金融業務の純利益		3,548,410	426,412	1,890,669	227,202
その他の事業収益	22	143,060	17,192	950,289	114,196
一般管理費用		(32,260,264)	(3,876,716)	(30,647,775)	(3,682,943)
ａ）スタッフ費用	24,25	(15,812,680)	(1,900,210)	(13,874,972)	(1,667,355)
内訳：					
－ 賃金およびサラリー		(12,847,942)	(1,543,937)	(11,445,536)	(1,375,410)
－ 社会保障費		(1,791,205)	(215,249)	(1,588,218)	(190,856)
内訳：					
－ 年金に関する社会保障費		(1,149,441)	(138,128)	(1,006,796)	(120,987)
ｂ）その他の一般管理費用	16,26	(16,447,584)	(1,976,506)	(16,772,803)	(2,015,588)
有形および無形資産に関する価値調整		(1,527,631)	(183,575)	(942,766)	(113,292)
その他の事業費用	23	(262,074)	(31,493)	(181,537)	(21,815)
経常収益にかかる税金	11,27.1	(7,125,930)	(856,323)	(7,421,188)	(891,804)
税引後経常収益		27,813,738	3,342,377	28,071,329	3,373,332
前勘定科目に表示されていないその他の税金	27.2	(1,610,090)	(193,485)	(927,837)	(111,498)
当期利益		26,203,648	3,148,892	27,143,492	3,261,833

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ
財務諸表に対する注記
2013年12月31日現在

注１　一般事項

1.1.　会社概況

ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ（以下「当行」という。）は、ルクセンブルグにおいて1974年４月11日に株式会社として設立された。

1996年４月１日に、親会社の株式会社東京銀行が株式会社三菱銀行と合併して株式会社東京三菱銀行が設立され、バンク・オブ・トウキョウ（ルクセンブルグ）エス・エイは、バンク・オブ・トウキョウ・ミツビシ（ルクセンブルグ）エス・エイに名称を変更した。

2005年10月１日に、間接株主の株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ（以下「ＭＴＦＧ」という。）は、株式会社ＵＦＪホールディングス（以下「ＵＦＪ」という。）と合併し、新規金融グループの株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（以下「ＭＵＦＧ」という。）となった。

2006年１月１日に、親銀行の株式会社東京三菱銀行は、株式会社ＵＦＪ銀行と合併し、株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行となり、バンク・オブ・トウキョウ・ミツビシ（ルクセンブルグ）エス・エイは、バンク・オブ・トウキョウ・ミツビシＵＦＪ（ルクセンブルグ）エス・エイに名称を変更した。

2007年４月２日に、当行は、共に持株会社である三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（ＭＵＦＧ）の子会社である三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社が70%および株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行が30%を共同で出資する子会社に変更された。その結果、バンク・オブ・トウキョウ・ミツビシＵＦＪ（ルクセンブルグ）エス・エイは、ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ（以下「ＭＵＧＣ」という。）に名称を変更した。

2008年４月28日に、ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイは、新株49,080株を発行し、資本金は1,817,968.52米ドル増加した。発行済株式資本総額は、現在37,117,968.52米ドルである。ＭＵＧＣの主たる株主２社は、株式資本92.25%を保有しており、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社が63.72%および株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行が28.53%を保有している。

取締役会のメンバーは、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社のグループおよび株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行のグループの専務取締役である。事業方針および評価基準は、ルクセンブルグの現行法規に定められている場合を除き、株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループにおいて適用されているものに準拠して、取締役会によって決定および監督される。

1.2.　事業の性質

当行の事業目的は、当行自身およびルクセンブルグ大公国内外の第三者のための銀行業務または金融業務を行うこと、ならびに工業、商業、不動産といった上記の主目的に直接または間接的に関連するその他の全ての業務を行うことにある。

より具体的には、当行は投資運用サービスに活動を集中している。

当行における取引の大部分は、株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行のグループ企業との間で、直接または間接的に完結するものである。

1.3.　財務書類

当行は、資本の表示通貨である米ドルを基準にして財務書類を作成している。当行の会計年度は、暦年と一致している。

注２　重要な会計方針の要約

当行の財務書類は、ルクセンブルグ大公国における法律および規制ならびにルクセンブルグ大公国の銀行部門で一般に公正妥当と認められている会計基準に準拠して、取得原価主義で作成されている。

これらを遵守するにあたって、以下の重要な会計基準が適用される。

2.1.　貸借対照表における取引計上日

貸借対照表における資産および負債は、かかる金額が確定した日、つまり権利移転日付で計上される。

2.2.　外貨

当行は、全ての取引を契約締結日における一または複数の取引通貨で計上する、複数通貨会計システムを採用している。

資産および負債は、貸借対照表の日付のスポット為替レートで米ドルに換算される。再評価によって生じる実現および未実現損益は、当期の損益に計上されるが、取得為替レートで計上される外国為替予約契約（スワップおよびヘッジ外国為替予約契約）によって特にカバーされたものから生じる実現および未実現損益はこの限りではない。

外貨建ての収益および費用は、日々、実勢為替レートで米ドルに換算される。

期末現在、全ての未決済の先渡取引は、満期までの残存期間に対応した貸借対照表の日付における実勢フォワード・レートで米ドルに換算される。

スポット取引およびスワップ取引に連動する未決済の先渡取引から生じる損益は、貸借対照表の日付に見越し計上される。かかる取引の再評価は、当期の損益に影響を与えない。

2.3.　デリバティブ金融商品

金利スワップ、フォワード・レート契約、金融先物およびオプションのような、デリバティブ金融商品から派生している当行のコミットメントは、取引日にオフ・バランス・シート項目として計上される。

必要があれば、期末日に、当行の各コミットメントの時価による再評価によって生じる未実現損失に対して引当金が設定される。

当行は、2013年12月31日現在、83,244米ドル（2012年：なし）の先渡デリバティブにかかる引当金を設定していた。

金融商品が明らかに資産または負債をカバーかつ経済的統一している場合、または金融商品が逆取引でヘッジされているためにオープン・ポジションが存在しない場合においては、かかる引当金は設定されない。

2.4.　貸倒れおよび回収不能債務に関する特定価値調整

取締役会において、貸倒れおよび回収不能とみなされた債務に関して特定価値調整を行うのが当行の方針である。

特定価値調整がある場合は、関連する資産から控除される。

2.5.　証書、ローンおよび貸付金ならびにリース取引にかかる見込み損失に対する価値調整

ローンおよび貸付金の見込み損失に対する価値調整がある場合は、関連する資産から控除される。

2.6.　リスク持高に対する一括引当金

当行は、ルクセンブルグの税法に準拠して、銀行監督諮問管理法に規定されているように、リスク持高に対する一括引当金を設定することができる。引当金の目的は、年次決算時にはまだ確認されていないが具体化すると考えられるリスクを考慮することにある。

税務局長によって1997年12月16日に発行された指図書に従い、当行のリスク持高の税引前かつ1.25%を超えない当該引当金が設定されなければならない。

当行は、2013年12月31日現在、当該引当金を計上しなかった（2012年：なし）。

2.7. 譲渡可能有価証券

譲渡可能有価証券は、当初、購入価格で計上される。当初の評価には平均原価法が使用される。注2.5.の詳述に従って計算されたまたは価値が減少したことによって生じる価値調整は、勘定残高から控除される。

2.8. 有形および無形資産

有形および無形資産は、購入価格で評価される。耐用年数が限られている有形および無形固定資産の価値は、かかる資産の下記の耐用年数に渡って体系的に償却するために計算された価値調整分減少する。

ハードウェア機器：４年
ソフトウェア：４年および５年
その他の無形資産：５年
その他の有形資産：10年

2.9. 関連会社株式

貸借対照表の日付において、金融固定資産として保有される関連会社株式は、低価法で計上される。

2.10. 税金

税金は、関連する勘定が属する会計年度において発生主義で計上される。

注３　金融機関に対するローンおよび貸付金

金融機関に対するローンおよび貸付金は、要求払いのものを除き、残存期間別に以下のとおりである。

	2013年 米ドル	2012年 米ドル
３か月以下	202,921,100	128,000,000
３か月超１年以下	422,000,000	474,000,000
	624,921,100	602,000,000

注４　譲渡可能有価証券

「関連会社株式」および「株式およびその他の変動利回り有価証券」の項目に表示されている譲渡可能有価証券は全て、7,691,968米ドルおよび3,416米ドル（2012年：841,416米ドルおよび3,269米ドル）の未上場有価証券で構成される。

2013年10月17日付で、（投資信託に関する2010年12月17日法第15章に基づく管理会社である）「エムユージーシー・ルックス・マネジメント・エス・エイ」の増資のため、当行は5,000,000ユーロ（6,889,750米ドル）の追加投資を行った。

関連会社株式の要約

2013年12月31日現在、当行は以下の会社の資本を少なくとも20%保有していた。

	取得原価 米ドル	保有資本 %	2013年12月31日現在の資本および準備金 米ドル	2013年12月31日終了年度の損益 米ドル
エムユージーシー・ルックス・マネジメント・エス・エイ	7,406,539	100%	9,460,700	234,827

三菱ＵＦＪグローバルカストディ・ジャパン株式会社	285,429	100%	761,034	133,445

注５　固定資産の変動

以下の変動は、当期中に当行の固定資産に対して生じたものである。

固定資産：

	期首現在価値総額 米ドル	追加 米ドル	売却 米ドル	為替差額 米ドル	期末現在価値総額 米ドル	価値調整累計 米ドル	期末現在価値純額 米ドル
１．関連会社株式	841,416	6,889,750	0	(39,198)	7,691,968	0	7,691,968
２．有形資産	13,232,512	3,344,062	136,556	597,691	17,037,709	9,311,492	7,726,217
ａ）ハードウェア	1,082,330	325,989	49,073	48,887	1,408,133	880,248	527,885
ｂ）ソフトウェア	9,777,894	2,712,172	0	441,652	12,931,718	7,428,870	5,502,848
ｃ）その他付属品、家具、機器、車両	2,372,288	305,901	87,483	107,152	2,697,858	1,002,374	1,695,484
３．無形資産	1,945,439	0	0	0	1,945,439	1,945,439	0
有価約因に基づいて取得したのれん	1,945,439	0	0	0	1,945,439	1,945,439	0

価値ある対価として取得されたのれんは、他機関の顧客の一部の買収の価値を表す。

注６　前払金および未収収益

当行の前払金および未収収益は以下のとおりである。

	2013年 米ドル	2012年 米ドル
前払法人税	154,843	0
未収利息	1,269,077	865,536
前払一般経費	1,122,237	1,921,846
信託業務手数料	2,261,991	3,074,542
全体保管手数料	10,384,372	10,275,875
投資ファンド手数料	5,091,460	4,942,419
その他の前払金（ＶＡＴを含む）	8,778,600	5,890,221
実現スワップ自己損益の中立化	1,145,447	0
管理会社手数料	928,832	1,124,757
その他の未収収益	289,387	117,781
	31,426,246	28,212,977

注７　外貨建て資産

2013年12月31日現在、米ドルに換算した、当行の外貨建て資産の総額は、921,184,434米ドル（2012年：435,997,032米ドル）である。

注８　顧客未払金

2013年12月31日現在、要求払いのものを除く債務は、０米ドル（2012年：０米ドル）であった。

注９　その他の負債

当行のその他の負債は以下のとおりである。

	2013年 米ドル	2012年 米ドル
優先債務	405,116	767,782
諸債務	736,930	1,417,275

	1,142,046	2,185,057

注10　未払金および繰延利益

当行の未払金および繰延利益は以下のとおりである。

	2013年 米ドル	2012年 米ドル
未払利息	99,254	203,986
未払一般経費	193,545	257,184
未払手数料	7,453,300	7,226,271
実現スワップ自己損益の中立化	0	263,242
その他の未払費用	2,157	29,763
その他の仮受金	8,343	51,034
	7,756,599	8,031,480

注11　税金－為替差損失：繰延税金

ルクセンブルグの財政法上、当行の貸借対照表および損益計算書はユーロ表示が義務付けられている。財政目的で当行の株式をユーロ等価物に換算し未実現損益が生じたために、財政目的で確定された当行の収益が、会計目的で報告された収益と著しく異なることがあり得る。

銀行の投資株式にかかる為替換算利益の財政的中和が認められた1987年７月16日（改正）法に準拠して、通常の状況下においては、米ドルがユーロに対して強く（ドル高に）なったことで生じる未実現利益は、過去の繰越未実現損失の金額を超える範囲について中和することができる。

ただし、銀行の投資株式にかかる為替換算利益の財政的中和が認められた1983年７月23日法に準拠して、通常の状況下においては、米ドルがユーロに対して強く（ドル高に）なったことで生じる将来の未実現利益は、過去の繰越未実現損失の金額を超える範囲についてのみ中和することができる。

その結果、株式にかかる未実現換算損失は、時間差異から生じるものと考えられ、当行は会計所得にかかる所得税を繰延税とする。

2013年12月31日現在、ユーロが米ドルに対して強く（ユーロ高に）なったため、負の中和ポジションは増加し、当行は1,431,246米ドル（2012年：592,515米ドルの増加）に相当する繰延税を計上した。繰延税の引当金は、損益計算書において「経常収益にかかる税金」の項目に表示されている。

ユーロ建で保有され3,805,528米ドル（2012年：2,271,675米ドル）に相当する繰延税の引当金残高は、負債の「引当金：納税引当金」の項目に表示されている。

注12　その他の引当金

当行のその他の引当金は以下のとおりである。

	2013年 米ドル	2012年 米ドル
報酬引当金	973,241	976,861
先渡取引の未実現損失に対する引当金（注2.3.）	83,244	0
	1,056,485	976,861

注13　発行済資本

当行の発行済かつ全額払込済資本は、クラスＡの953,000株およびクラスＢの49,080株に対して37,117,969米ドルである。

注14　準備金および繰越損益の変動

	法定準備金 米ドル	その他の準備金 米ドル	繰越損益 米ドル

2013年１月１日現在の残高	3,711,797	46,989,115	26,268
2012年12月31日終了年度の利益	0	0	27,143,492
利益の増加			
－株主への配当金支払	0	0	(28,713)
－準備金への振替	0	27,100,000	(27,100,000)
2013年12月31日現在の残高	3,711,797	74,089,115	41,047

ルクセンブルグの法律に従い、当行は毎年の純利益の最低５％相当額を法定準備金として、かかる準備金が株式資本の10%に達するまで、充当しなければならない。当該充当は翌年に行われる。法定準備金の分配は制限されている。当行は発行済資本の10%に達しているため、当該要件は満たされている。

当行は、ルクセンブルグの法律に基づいて、当該年度が支払期限である純資産税のすべてまたは一部について税額控除の適用を選択した。ただし、当該税額控除は、同年度が支払期限である税額控除調整前の法人税額を上限とする。当該控除から利益を得るためには、翌年度末以前に純資産税額控除の５倍にあたる金額を特別準備金に計上するという立場を表明しなければならず、これを５年間維持しなければならない。総額13,989,115米ドル（2012年：13,989,115米ドル）の純資産税準備金は、当行のその他の準備金に含まれている。

2013年３月27日付の年次株主総会において決議されたとおり、当行は、3,304,122米ドルを純資産税準備金に割り当てた。2013年12月31日現在、当行は、純資産税準備金として3,304,122米ドル（2012年：2,498,676米ドル）を有している。

	2013年 純資産税準備金 米ドル	2013年 純資産税準備金 ユーロ
2008年	4,081,958	2,900,000
2009年	373,035	260,000
2010年	3,130,000	2,333,120
2011年	3,100,000	2,388,014
2012年	3,304,122	2,506,160
2013年12月31日現在の残高	13,989,115	10,387,294

2005年に、株主は、総額60,000,000米ドルの特別オンライン費用準備金の設定を承認した。同年に、当行は、当該準備金から50,000,000米ドルを使って特別オンライン費用から生じた損失を補填した。残りの10,000,000米ドルは、当行の2013年12月31日現在のその他の準備金に含まれている。

注15　関連会社残高

2013年12月31日（および2012年12月31日）現在、以下の関連会社残高が未決済となっている。

資産

	2013年 米ドル	2012年 米ドル
金融機関に対するローンおよび貸付金	2,074,772,175	2,358,642,573
株式およびその他の変動利回り有価証券	0	1
関連会社株式	7,691,968	841,416
前払金および未収収益	10,721,742	9,733,509
	2,093,185,885	2,369,217,499

負債

	2013年 米ドル	2012年 米ドル
金融機関に対する未払金	825,519,547	1,359,848,279
顧客に対する未払金	322,891,006	64,998,919
未払金および繰延利益	1,987,230	2,082,110
	1,150,397,783	1,426,929,308

当行は、2013年12月31日現在および同日に終了した会計年度において、国際会計基準第24号「関連当事者についての開示」で定義されるとおり、取引条件が一般の独立当事者間取引と同様でない、いかなる重大な関係会社間取引をも締結していない。

当行の要求により、ルクセンブルグ監督当局（ＣＳＳＦ）は、通達06／273（改訂済）のパートⅩⅥ、ポイント24に基づいて、大口エクスポージャー規制の計算にグループ（三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ）に対するエクスポージャーを全額適用除外とすることを認めた。2013年12月31日現在、グループに関する当該適用除外金額は、2,086,710,149米ドルであり、内訳は以下のとおり分析される。

	2013年 米ドル
金融機関に対するローンおよび貸付金	2,074,772,175
前払金および未収収益	1,213,608
外国為替取引（市場リスク手法）	10,724,366
	2,086,710,149

注16　監査法人に対する未払報酬

監査法人から当行に請求された、付加価値税（ＶＡＴ）を除く報酬およびそれぞれの全体的なネットワークは、以下のとおりである。

	2013年 米ドル	2012年 米ドル
フロント・オフィス・システム移行サポートに関するコンサルタント料 ＊	616,426	1,333,461
財務書類の監査	221,295	188,863
税金アドバイス報酬	99,485	17,674
その他の報酬	31,675	25,949
	968,881	1,565,947

当期の報酬は、発生主義に基づいて表示されている。

＊ かかる項目は、「有形資産」において資産計上され、当該フロント・オフィス・システムの耐用年数にわたって償却される。

注17　外貨建て負債

2013年12月31日現在、米ドルに換算した、当行の外貨建て負債の総額は、923,568,968米ドル（2012年：437,770,388米ドル）である。

注18　偶発債務

当行の偶発債務は、以下のとおりである。

	2013年 米ドル	2012年 米ドル
発行済念書	659,342	628,475

期末現在、関連会社残高はなかった。

注19　コミットメント

当行は、貸借対照表およびオフ・バランス・シートのいずれにも開示されていないが、当行の財政状態を査定する上で重要な一定のコミットメントを締結した。かかるコミットメントの詳細は以下のとおりである。

	2013年 米ドル	2012年 米ドル
建物の固定賃貸料支払契約に関するコミットメント	2,234,684	2,699,471

期末現在、関連会社残高はなかった。

注20　通貨為替レート、金利およびその他の市場金利に連動する運用

2013年12月31日および2012年12月31日現在、流通している先渡取引の種類は以下のとおりである。

通貨為替レートに連動する運用

－　為替先渡取引（スワップ、アウトライト）

外貨為替レートと連動する運用は、大抵、持高をカバーする目的で行われる。

注21　投資運用業務および引受業務

当行が提供する運用および代理業務には、以下の項目が含まれる。

- **譲渡可能有価証券の保管および管理事務**
- **信託代理**
- **代理店機能**
- **ポートフォリオ運用および顧問**

注22　その他の事業収益

	2013年 米ドル	2012年 米ドル
過年度に関する純資産税過払いの調整	0	641,327
過年度に関する法人税還付金	0	98,414
過年度の一般経費調整からの利益	44,196	115,448
過年度の利子の調整	206	1,525
過年度の手数料の調整	63,368	54,553
その他	35,290	39,022
	143,060	950,289

注23　その他の事業費用

	2013年 米ドル	2012年 米ドル
固定資産売却損	0	59,562
過年度の一般経費調整からの費用	62,292	106,505
過年度の手数料	14,367	8,924
過年度の法人税	0	5,076
その他事業損失	185,415	1,470
	262,074	181,537

注24　従業員数

当期における当行の平均従業員数は以下のとおりである。

	2013年 人数	2012年 人数
上級管理職	13	12
中間管理職	46	40
従業員	70	65
	129	117

注25　経営者報酬

当期に当行は、当行の管理職に対しその経営責任を考慮して以下のとおり手当を与えた。

	2013年 米ドル	2012年 米ドル
上級管理職	3,497,500	2,982,244

当期中に取締役会および一般管理職のメンバーとの間で年金に関する契約は結ばれなかった。

2013年12月31日および2012年12月31日現在、当行は、取締役会および一般管理職のメンバーに対して貸付および与信をしていなかった。

注26　その他の一般管理費用

	2013年 米ドル	2012年 米ドル
賃貸および関連費用	993,513	931,110
通信費用	358,762	323,068
専門家報酬	688,726	507,823
データ費用	1,150,094	908,267
維持費	951,587	730,507
旅費、交通費、出張費	238,482	184,210
業務費用	3,473,334	3,922,478
システム費用	4,509,983	5,690,050
業務契約	3,199,045	2,753,442
その他の費用	884,058	821,848
	16,447,584	16,772,803

注27　税金

27.1.　経常収益にかかる税金

	2013年 米ドル	2012年 米ドル
法人税	4,382,732	5,222,638
繰延法人税（注11）	1,100,619	461,297
地方事業税	1,311,952	1,606,035
繰延地方事業税（注11）	330,627	131,218
	7,125,930	7,421,188

27.2. 前勘定科目に表示されていないその他の税金

	2013年 米ドル	2012年 米ドル
純資産税＊	29,488	0
ＶＡＴ	1,539,239	888,807
その他の税金	41,363	39,030
	1,610,090	927,837

＊　これは、最低純資産税額21,400ユーロ（29,488米ドル）を表す。

注28　親会社

2013年12月31日現在、当行は、日本の法律に準拠して設立され登録事務所を東京都に持つ、共に持株会社である三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（ＭＵＦＧ）の子会社である三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社が63.72%および株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行が28.53%を共同で出資する子会社である。

持株会社である三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（ＭＵＦＧ）の連結財務書類は、日本の郵便番号100、東京都千代田区丸の内二丁目７番１号所在の本社より入手することができる。

注29　預金保証制度

1989年９月25日に、全てのルクセンブルグ金融機関の銀行部門が、非営利団体である「ルクセンブルグ預金保証協会」（以下「ＡＧＤＬ」という。）のメンバーになった。

1997年６月11日に改正された1993年４月５日法および2009年２月18日法に準拠して、ＡＧＤＬの唯一の目的は、全メンバー金融機関の顧客預金をカバーする相互保証制度（以下「保証」という。）を確立することにある。保証によってカバーされる顧客には、国籍や居住国を問わず自然人である全ての預金者が含まれる。同様に、欧州連合加盟国の法律のもとで設立された、小規模であるため2002年12月19日営利企業法（改正済）の第35条に従い省略された財務書類の作成が認められている小会社も、保証によってカバーされる。

設立時のメンバーが支払不能に陥った場合、ＡＧＤＬは、100,000ユーロまたは等価の外貨を上限とする弁済金を保証することにより、全ての現金預金者を保護する。全ての通貨が、区別されることなく保護される。同一金融機関における口座数または単独名義預金か連名名義預金かに関わらず、いかなる預金者もかかる金額より多く受け取ることはできない。

2000年７月27日法は、銀行は投資保証制度にも属さなければならないと規定している。この追加保証は、投資取引から生じた申し立ての弁済金として20,000ユーロをカバーするものである。

保証合計額は、いかなる場合においても一顧客当たり120,000ユーロ（預金保証の100,000ユーロおよび投資弁償の20,000ユーロ）を超えることはなく、絶対的な数値であり、いかなる利害関係またはその他の金額によって増額することはできない。

2013年12月31日（および2012年12月31日）現在、当行は、自然人名義の口座を引き受けておらず、潜在的な保証債務の認識における引当金を設定していない。

注30　金融商品の開示

30.1. 主要な非トレーディング金融商品

2013年12月31日現在、クラス別および残存期間別の主要な非トレーディング金融商品（当行はトレーディングポートフォリオを有していない。）は以下のとおりである。

米ドルによる簿価	３か月以下 米ドル	３か月超 １年以下 米ドル	１年超 ５年以下 米ドル	５年超 米ドル	合計 米ドル
金融資産					
商品クラス					
手元現金	564	0	0	0	564
ＢＣＬ残高	301,441,748	0	0	0	301,441,748
金融機関に対するローンおよび貸付金	2,054,331,814	422,000,000	0	0	2,476,331,814
顧客に対するローンおよび貸付金	1,123	0	0	0	1,123
株式およびその他の変動利回り有価証券	0	0	0	3,416	3,416
合計	2,355,775,249	422,000,000	0	3,416	2,777,778,665
金融負債					
商品クラス					
金融機関に対する未払金	841,603,737	0	0	0	841,603,737
顧客に対する未払金	1,826,491,962	0	0	0	1,826,491,962
偶発債務としてオフ・バランスシートに開示されている項目					
担保証券として差し入れられた保証金および資産	659,342	0	0	0	659,342
合計	2,668,755,041	0	0	0	2,668,755,041

2012年12月31日現在、クラス別および残存期間別の主要な非トレーディング金融商品（当行はトレーディングポートフォリオを有していない。）は以下のとおりである。

米ドルによる簿価	３か月以下 米ドル	３か月超 １年以下 米ドル	１年超 ５年以下 米ドル	５年超 米ドル	合計 米ドル
金融資産					
商品クラス					
手元現金	530	0	0	0	530
ＢＣＬ残高	20,570,036	0	0	0	20,570,036
金融機関に対するローンおよび貸付金	2,120,186,225	474,000,000	0	0	2,594,186,225
顧客に対するローンおよび貸付金	2,797,179	0	0	0	2,797,179
株式およびその他の変動利回り有価証券	0	0	0	3,269	3,269
合計	2,143,553,970	474,000,000	0	3,269	2,617,557,239
金融負債					
商品クラス					
金融機関に対する未払金	1,362,647,387	0	0	0	1,362,647,387
顧客に対する未払金	1,159,659,186	0	0	0	1,159,659,186
偶発債務としてオフ・バランスシートに開示されている項目					
担保証券として差し入れられた保証金および資産	628,475	0	0	0	628,475
合計	2,522,935,048	0	0	0	2,522,935,048

30.2. デリバティブ・非トレーディング金融商品

2013年12月31日現在、クラス別および残存期間別の店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品（当行はトレーディングポートフォリオを有していない。）は以下のとおりである。

米ドルによる未払いの想定元本	３か月以下 米ドル	３か月超１年以下 米ドル	１年超５年以下 米ドル	５年超 米ドル	合計 米ドル	公正価値 米ドル
金融資産						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	2,377,746,707	0	0	0	2,377,746,707	36,206,106
スワップ	305,460,353	6,889,750	0	0	312,350,103	1,988,280
合計	2,683,207,060	6,889,750	0	0	2,690,096,810	38,194,386
金融負債						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	2,418,760,790	0	0	0	2,418,760,790	36,344,488
スワップ	395,764,821	0	0	0	395,764,821	693,763
合計	2,814,525,611	0	0	0	2,814,525,611	37,038,251

上記の金額には、取引日が2013年12月31日以前で、評価日が2013年12月31日以降である店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品が含まれる。

2012年12月31日現在、クラス別および残存期間別の店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品（当行はトレーディングポートフォリオを有していない。）は以下のとおりである。

米ドルによる未払いの想定元本	３か月以下 米ドル	３か月超 １年以下 米ドル	１年超 ５年以下 米ドル	５年超 米ドル	合計 米ドル	公正価値 米ドル
金融資産						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	1,620,942,374	0	0	0	1,620,942,374	43,014,918
スワップ	158,712,254	0	0	0	158,712,254	297,963
合計	1,779,654,628	0	0	0	1,779,654,628	43,312,881
金融負債						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	1,661,342,460	0	0	0	1,661,342,460	43,066,474
スワップ	639,189,905	0	0	0	639,189,905	472,554
合計	2,300,532,365	0	0	0	2,300,532,365	43,539,028

上記の金額には、取引日が2012年12月31日以前で、評価日が2012年12月31日以降である店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品が含まれる。

30.3. 主要な非トレーディング金融商品に対する信用リスクに関する情報

2013年12月31日現在、当行は以下の、主要な非トレーディング金融商品に対する信用リスクにさらされている。

	2013年 簿価 米ドル	2012年 簿価 米ドル
金融資産		
商品クラス別かつ地域別		
現金、ＢＣＬ残高	**301,442,312**	**20,570,566**
ＥＵ加盟国	**301,442,312**	**20,570,566**
金融機関に対するローンおよび貸付金	**2,476,331,814**	**2,594,186,225**
ＥＵ加盟国	**343,710,530**	**23,522,872**
北および中央アメリカ	**1,171,519,975**	**1,728,179,977**
アジア	**955,164,323**	**842,443,179**
ヨーロッパ（非ＥＵ加盟国）	**4,698,921**	**1,111**
オーストラリアおよびニュージーランド	**1,238,065**	**39,086**
顧客に対するローンおよび貸付金	**1,123**	**2,797,179**
ＥＵ加盟国	**0**	**2,789,221**
アジア	**0**	**7,913**
北および中央アメリカ	**1,123**	**45**
株式およびその他の変動利回り有価証券	**3,416**	**3,269**
ＥＵ加盟国	**3,416**	**3,269**
合計	**2,777,778,665**	**2,617,557,239**

30.4. デリバティブ・非トレーディング金融商品に関する情報

2013年12月31日現在、当行は以下の、デリバティブ・非トレーディング金融商品に対する信用リスクにさらされている。

	2013年 未払想定元本 米ドル	2013年 リスク相当額 米ドル
金融資産		
商品クラス別かつ地域別		
外国為替取引		
先渡		
ＥＵ加盟国	964,798,775	12,853,476
アメリカ	1,412,947,932	42,417,807
スワップ		
ＥＵ加盟国	312,350,103	1,022,356
合計	2,690,096,810	56,293,639

2012年12月31日現在、当行は以下の、デリバティブ・非トレーディング金融商品に対する信用リスクにさらされている。

	2012年 未払想定元本 米ドル	2012年 リスク相当額 米ドル
金融資産		
商品クラス別かつ地域別		
外国為替取引		
先渡		
ＥＵ加盟国	1,160,894,108	23,217,882
アジア	12,316	246
アメリカ	460,035,950	9,200,719
スワップ		
ＥＵ加盟国	158,712,254	3,174,245
合計	1,779,654,628	35,593,092

次へ

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

BALANCE SHEET AND OFF BALANCE SHEET ITEMS

December 31, 2013
(expressed in USD)

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

BALANCE SHEET

December 31, 2013

(in USD)

A S S E T S

	Notes	2013	2012
Cash, balances with central banks and post office banks	30.1., 30.3.	301.442.312	20.570.566
Loans and advances to credit institutions	3, 15., 30.1., 30.3.	2.476.331.814	2.594.186.225
a) repayable on demand		1.851.410.714	1.992.186.225
b) other loans and advances		624.921.100	602.000.000
Loans and advances to customers	30.1., 30.3.	1.123	2.797.179
Shares and other variable-yield securities	4, 15, 30.1., 30.3.	3.416	3.269
Shares in affiliated undertakings	4, 5, 15	7.691.968	841.416
Intangible assets	5	0	0
Tangible assets	5	7.726.217	5.654.387
Other Assets		448	363
Prepayments and accrued income	6, 15	31.426.246	28.212.977
TOTAL ASSETS	7	2.824.623.544	2.652.266.382

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

BALANCE SHEET

December 31, 2013

(in USD)

- continued -

L I A B I L I T I E S

	Notes	2013	2012
Amounts owed to credit institutions	15, 30.1.	841.603.737	1.362.647.387
a) repayable on demand		841.603.737	1.362.647.387
Amounts owed to customers	8, 15, 30.1.	1.826.491.962	1.159.659.186
a) repayable on demand		1.826.491.962	1.159.659.186
Other liabilities	9	1.142.046	2.185.057
Accruals and deferred income	10, 15	7.756.599	8.031.480
Provisions		6.465.624	4.754.631
a) provisions for taxation	11	5.409.139	3.777.770
b) other provisions	12	1.056.485	976.861
Subscribed capital	13	37.117.969	37.117.969
Reserves	14	77.800.912	50.700.912
Result brought forward	14	41.047	26.268
Profit for the financial year		26.203.648	27.143.492
TOTAL LIABILITIES	17	2.824.623.544	2.652.266.382

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

OFF BALANCE SHEET ITEMS

December 31, 2013

(in USD)

	Notes	2013	2012
Contingent liabilities	18, 30.1.	659.342	628.475
of which:			
guarantees and assets pledged as collateral security		659.342	628.475
Fiduciary operations	21	77.004.151.577	78.324.799.042

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

PROFIT AND LOSS ACCOUNT

Year ended December 31, 2013
(expressed in USD)

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

PROFIT AND LOSS ACCOUNT

Year ended December 31, 2013

(in USD)

	Notes	2013	2012
Interest receivable and similar income		9.698.265	13.288.424
Interest payable and similar charges		(1.538.622)	(4.475.091)
Income from securities		17	15
Income from shares and other variable yield securities		17	15
Commission receivable		107.246.076	100.999.419
Commission payable		(50.107.569)	(45.389.130)
Net profit on financial operations		3.548.410	1.890.669
Other operating income	22	143.060	950.289
General administrative expenses		(32.260.264)	(30.647.775)
a) staff costs	24, 25	(15.812.680)	(13.874.972)
of which:			
- wages and salaries		(12.847.942)	(11.445.536)
- social security costs		(1.791.205)	(1.588.218)
of which:			
- social security costs relating to pensions		(1.149.441)	(1.006.796)
b) other administrative expenses	16, 26	(16.447.584)	(16.772.803)
Value adjustments in respect of tangible and intangible assets		(1.527.631)	(942.766)
Other operating charges	23	(262.074)	(181.537)
Tax on profit on ordinary activities	11, 27.1.	(7.125.930)	(7.421.188)
Profit on ordinary activities after tax		27.813.738	28.071.329
Other taxes not shown under the preceding items	27.2.	(1.610.090)	(927.837)
Profit for the financial year		26.203.648	27.143.492

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2013

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2013

NOTE 1 - GENERAL

1.1. Corporate matters

Mitsubishi UFJ Global Custody S.A. (“the Bank”) was incorporated in Luxembourg on April 11, 1974 as a société anonyme.

On April 1, 1996, the Parent Bank, The Bank of Tokyo, Ltd., merged with The Mitsubishi Bank, Limited to form The Bank of Tokyo-Mitsubishi Ltd., and Bank of Tokyo (Luxembourg) S.A. changed its name to Bank of Tokyo-Mitsubishi (Luxembourg) S.A.

On October 1, 2005, the indirect shareholder, Mitsubishi Tokyo Financial Group, Inc. (MTFG) merged with UFJ Holdings, Inc. (UFJ) and formed a new financial group, Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG).

On January 1, 2006, the Parent Bank, The Bank of Tokyo-Mitsubishi, Ltd. merged with UFJ Bank Limited to form The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd., and Bank of Tokyo-Mitsubishi (Luxembourg) S.A. changed its name to Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (Luxembourg) S.A..

On April 2, 2007, the company became a jointly capitalized subsidiary of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation by 70% and Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd. by 30%, which are under the same holding company Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG). Consequently, Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (Luxembourg) S.A. changed its name to Mitsubishi UFJ Global Custody S.A. (MUGC).

On April 28, 2008, Mitsubishi UFJ Global Custody S.A., has issued 49.080 new shares and the capital of the company has been increased by USD 1.817.968,52. The total subscribed share capital is currently set at USD 37.117.968,52. The two mayor shareholders of MUGC hold 92,25% of the capital, Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation by 63,72% and Bank of Tokyo- Mitsubishi UFJ Ltd. by 28,53%.

The members of the Board of Directors are Senior Executives of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation Group and The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd. Group. The business policy and valuation principles, unless prescribed by the legal requirements existing in Luxembourg, are determined and monitored by the Board of Directors in accordance with those applied in Mitsubishi UFJ Financial Group.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.
NOTES TO THE ACCOUNTS
December 31, 2013
- continued -

1.2. Nature of business

The object of the Bank is the undertaking for its own account, as well as for the account of third parties either within or outside the Grand-Duchy of Luxembourg, of any banking or financial operations, as well as all other operations, whether industrial or commercial or in real estate, which directly or indirectly relate to the main object described above.

More specifically, the Bank concentrates its activities on investment management services.

A significant volume of the Bank's transactions is concluded directly or indirectly with companies of The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd. Group.

1.3. Annual accounts

The Bank prepares its annual accounts in US Dollars (USD), the currency in which the capital is expressed. The Bank's accounting year coincides with the calendar year.

NOTE 2 - SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

The Bank prepares its annual accounts under the historical cost principle in accordance with the laws and regulations in force in the Grand-Duchy of Luxembourg and on the basis of accounting principles generally accepted in the banking sector in the Grand-Duchy of Luxembourg.

In observing these, the following significant accounting policies are applied.

2.1. The date of recording of transactions in the balance sheet

Assets and liabilities are stated in the balance sheet on the date the amounts concerned become cleared funds, that is, on their date of effective transfer.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.
NOTES TO THE ACCOUNTS
December 31, 2013
- continued -

2.2. Foreign currencies

The Bank maintains a multi-currency accounting system which records all transactions in the currency or currencies of the transaction, on the day on which the contract is concluded.

Assets and liabilities are converted into USD at the spot exchange rates applicable at the balance sheet date. Both realised and unrealised profits and losses arising on revaluation are accounted for in the profit and loss account for the year, except for those resulting from items specifically covered by a forward foreign exchange contract (swap and hedging forward foreign exchange contract) which are recorded at historical exchange rates.

Revenues and expenses in foreign currencies are translated into USD daily at the prevailing exchange rates.

At the year-end, all unsettled forward transactions are translated into USD at the forward rate prevailing on the Balance Sheet date for the remaining maturities.

Results on unsettled forward transactions linked to spot transactions and on swap transactions are accrued at the balance sheet date. The revaluation of these transactions does not affect the result of the financial year.

2.3. Financial instruments derivatives

The Bank's commitments deriving from the derivatives financial instruments such as interest rate swaps, forward rate agreements, financial futures and options are recorded on the transaction date among the off balance sheet items.

At the year-end, where necessary, a provision is set up in respect of individual unrealised losses resulting from the revaluation of the Bank's commitments at market value.

The Bank has constituted a provision on forward derivatives as of December 31, 2013 for an amount of USD 83.244 (2012: USD 0).

No provision is set up in those cases where a financial instrument clearly covers an asset or a liability and economic unity is established or where a financial instrument is hedged by a reverse transaction so that no open position exists.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.
NOTES TO THE ACCOUNTS
December 31, 2013
- continued -

2.4. Specific value adjustments in respect of doubtful and irrecoverable debts

It is the Bank's policy to establish specific value adjustments in respect of doubtful and irrecoverable debts, as deemed appropriate by the Board of Directors.

Value adjustments, if any, are deducted from the assets to which they relate.

2.5. Value adjustments for possible losses on bills, loans and advances and leasing transactions

The value adjustments for possible losses on loans and advances, if any, are deducted from the assets to which they relate.

2.6. Lump-sum provision for risk exposures

In accordance with the Luxembourg tax legislation, the Bank can establish a lump-sum provision for risk exposures, as defined in the legislation governing prudential supervision of banks. The purpose of the provision is to take account of risks which are likely to crystallise but which have not yet been identified as at the date of preparation of the annual accounts.

Pursuant to the Instructions issued by the Directeur des Contributions on December 16, 1997, this provision should be made before taxation and should not exceed 1,25% of the Bank's risk exposures.

The Bank has not constituted any provision as of December 31, 2013 (2012: USD 0).

2.7. Transferable securities

Transferable securities are recorded initially at their purchase price. The average cost method is used for initial recognition. Value adjustments, calculated as described in note 2.5. or arising from a diminution of value, are deducted from the account balance.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.
NOTES TO THE ACCOUNTS
December 31, 2013
- continued -

2.8. Tangible and intangible assets

Tangible and intangible assets are valued at purchase price. The value of tangible and intangible fixed assets with limited useful economic lives is reduced by value adjustments calculated to write off the value of such assets systematically over their useful economic lives as follows:

Hardware equipment: 4 years;
Software: 4 years and 5 years;
Other intangible assets: 5 years;
Other tangible assets: 10 years.

2.9. Shares in affiliated undertakings

At the balance sheet date, shares in affiliated undertakings held as financial fixed assets are stated at the lower of cost or market value.

2.10. Taxes

Taxes are accounted for on an accruals basis in the accounts of the year to which they relate.

NOTE 3 - LOANS AND ADVANCES TO CREDIT INSTITUTIONS

Loans and advances to credit institutions other than those repayable on demand may be analysed according to their remaining maturity as follows:

	2013 USD	2012 USD
Not more than three months	202.921.100	128.000.000
More than three months but less than one year	422.000.000	474.000.000
	624.921.100	602.000.000

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.
NOTES TO THE ACCOUNTS
December 31, 2013
- continued -

NOTE 4 - TRANSFERABLE SECURITIES

Transferable securities shown under the items “Shares in affiliated undertakings” and “Shares and other variable yield securities” consist entirely of unlisted securities for USD 7.691.968 and USD 3.416 (2012: USD 841.416 and USD 3.269).

On October 17, 2013, the Bank has proceeded to an additional investment of EUR 5.000.000 (USD 6.889.750) in order to increase the share capital of "MUGC LUX MANAGEMENT S.A." (Management Company under Chapter 15 of the law of December 17, 2010 for collective undertaking investment).

Summary of shares in affiliated undertakings

At December 31, 2013, the Bank held at least 20 % of the capital of the following companies:

	Cost	Capital held	Capital and reserves at 31/12/2013	Result for the year ended 31/12/2013
	USD	%	USD	USD
MUGC LUX MANAGEMENT S.A.	7.406.539	100 %	9.460.700	234.827
MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY JAPAN Limited	285.429	100 %	761.034	133.445

次へ

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2013

- continued -

NOTE 5 - MOVEMENTS IN FIXED ASSETS

The following movements have occurred in the Bank's fixed assets in the course of the financial year:

FIXED ASSETS:

	Gross value at the beginning of the financial year	Additions	Disposals	Exchange difference	Gross value at the end of the financial year	Cumulative value adjustments	Net value at the end of the financial year
	USD	USD	USD	USD	USD	USD	USD
1. Shares in affiliated undertakings	841.416	6.889.750	0	(39.198)	7.691.968	0	7.691.968
2. Tangible assets	13.232.512	3.344.062	136.556	597.691	17.037.709	9.311.492	7.726.217
a) Hardware	1.082.330	325.989	49.073	48.887	1.408.133	880.248	527.885
b) Software	9.777.894	2.712.172	0	441.652	12.931.718	7.428.870	5.502.848
c) Other fixtures and fittings, flat furniture, equipment and vehicles	2.372.288	305.901	87.483	107.152	2.697.858	1.002.374	1.695.484
3. Intangible assets	1.945.439	0	0	0	1.945.439	1.945.439	0
Goodwill acquired for valuable Consideration	1.945.439	0	0	0	1.945.439	1.945.439	0

Goodwill acquired for valuable consideration represents the value of the takeover of part of the client base of another institution.

次へ

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.
NOTES TO THE ACCOUNTS
December 31, 2013
- continued -

NOTE 6 - PREPAYMENTS AND ACCRUED INCOME

The Bank's prepayments and accrued income may be analysed as follows:

	2013 USD	2012 USD
Prepaid income taxes	154.843	0
Accrued interest income	1.269.077	865.536
Prepaid general expenses	1.122.237	1.921.846
Commission on fiduciary operations	2.261.991	3.074.542
Commission on global custody	10.384.372	10.275.875
Commission on investment funds	5.091.460	4.942.419
Other prepayments (including VAT)	8.778.600	5.890.221
Neutralization of realized swap for own result	1.145.447	0
Commission from Management Companies	928.832	1.124.757
Other accrued income	289.387	117.781
	31.426.246	28.212.977

NOTE 7 - FOREIGN CURRENCY ASSETS

At December 31, 2013, the aggregate amount of the Bank's assets denominated in foreign currencies, translated into USD, is USD 921.184.434 (2012: USD 435.997.032).

NOTE 8 - AMOUNTS OWED TO CUSTOMERS

As at December 31, 2013, debts other than those repayable on demand amounted to USD 0 (2012: USD 0).

NOTE 9 - OTHER LIABILITIES

The Bank's other liabilities may be analysed as follows:

	2013 USD	2012 USD
Preferential creditors	405.116	767.782
Sundry creditors	736.930	1.417.275
	1.142.046	2.185.057

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.
NOTES TO THE ACCOUNTS
December 31, 2013
- continued -

NOTE 10 - ACCRUALS AND DEFERRED INCOME

The Bank's accruals and deferred income may be analysed as follows:

	2013 USD	2012 USD
Accrued interest expenses	99.254	203.986
Accrued general expenses	193.545	257.184
Accrued commission	7.453.300	7.226.271
Neutralization of realized swap for own result	0	263.242
Other accrued expenses	2.157	29.763
Other suspense receipt	8.343	51.034
	7.756.599	8.031.480

NOTE 11 - TAXATION - EXCHANGE DIFFERENCE: DEFERRED TAXATION

Under Luxembourg fiscal regulations, the Bank's fiscal Balance Sheet and its results of operations are required to be expressed in Euro. The earnings of the Bank as determined for fiscal purposes can differ substantially from earnings reported for accounting purposes as a result of unrealised profits or losses on the translation of the Bank's equity into Euro equivalents for fiscal purposes.

In accordance with the Law of July 16, 1987 (as modified), which allows the fiscal neutralisation of translation gains on exchange on the investment of equity in banks, unrealised gains which may be caused by a rise in the USD against the Euro can, under normal circumstances, be neutralised to the extent of the amount that exceeds the unrealised translation losses previously carried forward.

In accordance with the Law of July 23, 1983, however, which allows the fiscal neutralisation of translation gains on exchange on the investment of equity in banks, future unrealised gains which may be caused by a rise in the US dollar against the Euro can, under normal circumstances, only be neutralised to the extent of the amount that exceeds the unrealised translation losses previously carried forward..

Consequently, unrealised translation losses on equity are considered to result from a timing difference and the Bank has provided for revenue taxes on the accounting income as deferred taxation.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.
NOTES TO THE ACCOUNTS
December 31, 2013
- continued -

At December 31, 2013, due to the appreciation of the Euro against US dollars, the negative neutralisation position has increased and the Bank has recorded deferred taxes for the equivalent of USD 1.431.246 (2012: increased of USD 592.515). Deferred taxes provisions are shown in the Profit and Loss Account under “Tax on profit on ordinary activities”.

The balance of the provision for deferred taxation, which is kept in Euro and amounts to the equivalent of USD 3.805.528 (2012: USD 2.271.675) is shown under the liabilities item “Provisions: provisions for taxation”.

NOTE 12 - OTHER PROVISIONS

The Bank's other provisions may be analysed as follows:

	2013 USD	2012 USD
Provision for remuneration	973.241	976.861
Provision for unrealised losses on forward deals (note 2.3.)	83.244	0
	1.056.485	976.861

NOTE 13 - SUBSCRIBED CAPITAL

The Bank's subscribed and fully paid up capital amounts to USD 37.117.969 for 953.000 shares of Class A and 49.080 shares of Class B.

NOTE 14 - MOVEMENTS IN RESERVES AND RESULT BROUGHT FORWARD

	Legal reserve USD	Other reserves USD	Result brought forward USD
Balance at January 1, 2013	3.711.797	46.989.115	26.268
Profit for the year ended December 31, 2012	0	0	27.143.492
Appropriation of profit			
- Dividends paid to shareholders	0	0	(28.713)
- Transfer to reserves	0	27.100.000	(27.100.000)
Balance at December 31, 2013	3.711.797	74.089.115	41.047

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.
NOTES TO THE ACCOUNTS
December 31, 2013
- continued -

Under Luxembourg law, the Bank must appropriate to a legal reserve an amount equivalent to at least 5% of the annual net profit until such reserve is equal to 10% of the share capital. This appropriation is made in the following year. Distribution of the legal reserve is restricted. This requirement is satisfied as the Bank has reached 10% of the issued subscribed capital.

Based on the Luxembourg tax law, the Bank has elected to get a tax credit for all or part of the net worth tax due for that year. This tax credit is however, limited to the amount of the corporate income tax due for the same year before the imputation of any tax credits. In order to profit from this credit, the Bank must commit itself to post before the end of the subsequent year an amount equal to five times the net worth tax credit to a special reserve, which has to be maintained for a period of five years. The reserve for net worth tax is included in the Bank's other reserve for a total amount of USD 13.989.115 (2012: USD 13.989.115).

As resolved in the Annual General Meeting dated March 27, 2013, the Bank has allocated an amount of USD 3.304.122 to Reserve for Net Worth Tax. As at December 31, 2013, the Bank has an amount of USD 3.304.122 (2012: USD 2.498.676) as Reserve for Net Worth Tax.

Years	2013 Reserve for Net Worth Tax USD	2013 Reserve for Net Worth Tax EUR
2008	4.081.958	2.900.000
2009	373.035	260.000
2010	3.130.000	2.333.120
2011	3.100.000	2.388.014
2012	3.304.122	2.506.160
Balance at December 31, 2013	13.989.115	10.387.294

In 2005, the Shareholders approved the creation of a special “On-line costs reserve” for a total amount of USD 60.000.000. In the same year, the Bank used the amount of USD 50.000.000 from this reserve to absorb the losses created by the special “On-line costs”. The remaining balance of USD 10.000.000 is included in the Bank's other reserves as at December 31, 2013.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.
NOTES TO THE ACCOUNTS
December 31, 2013
- continued -

NOTE 15 - RELATED PARTY BALANCES

As at December 31, 2013 (and December 31, 2012), the following balances with related parties are outstanding:

ASSETS

	2013 USD	2012 USD
Loans and advances to credit institutions	2.074.772.175	2.358.642.573
Shares and other variable-yield securities	0	1
Shares in affiliated undertakings	7.691.968	841.416
Prepayments and accrued income	10.721.742	9.733.509
	2.093.185.885	2.369.217.499

LIABILITIES

	2013 USD	2012 USD
Amounts owed to credit institutions	825.519.547	1.359.848.279
Amounts owed to customers	322.891.006	64.998.919
Accruals and deferred income	1.987.230	2.082.110
	1.150.397.783	1.426.929.308

The Bank has not entered into any significant transactions with related parties as defined in International Accounting Standards 24 “Related Party Disclosures” which were not made on terms equivalent to those that prevail in arm's length transactions as of December 31, 2013 and for the year then ended.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.
NOTES TO THE ACCOUNTS
December 31, 2013
- continued -

At the request of the Bank, the CSSF has granted a total exemption for the exposures towards the group (Mitsubishi UFJ Financial Group) in the calculation of large exposure limits, in accordance with Part XVI, point 24 of Circular 06/273, as amended. As at December 31, 2013, the amount towards the group falling under this exemption amounts to USD 2.086.710.149 and can be analysed as follows:

	2013 USD
Loans and advances to credit institutions	2.074.772.175
Prepayments and accrued income	1.213.608
Foreign exchange transactions (Market Risk method)	10.724.366
	2.086.710.149

NOTE 16 - FEES PAYABLE TO THE AUDIT FIRM

Fees, excluding VAT, charged to the Bank by the audit firm and its respective entire network may be analysed as follows:

	2013 USD	2012 USD
Consultancy fees related to support in the migration of front office system *	616.426	1.333.461
Audit of the Annual Accounts	221.295	188.863
Tax advisory fees	99.485	17.674
Other fees	31.675	25.949
	968.881	1.565.947

Fees are shown on an accrual basis for the financial year.

*This item is capitalised in "Tangible Assets" and amortised over its useful economic life of the front office system.

NOTE 17 - FOREIGN CURRENCY LIABILITIES

At December 31, 2013, the aggregate amounts of liabilities denominated in foreign currencies translated into USD is USD 923.568.968 (2012: USD 437.770.388).

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.
NOTES TO THE ACCOUNTS
December 31, 2013
- continued -

NOTE 18 - CONTINGENT LIABILITIES

The Bank's contingent liabilities may be analysed as follows:

	2013 USD	2012 USD
Counter-guarantees issued	659.342	628.475

As at the year-end, there were no related party balances.

NOTE 19 - COMMITMENTS

The Bank has entered into certain commitments which are not disclosed neither in the Balance Sheet nor in the Off Balance Sheet Items, but which are significant for the purposes of assessing the financial situation of the Bank. Details of such commitments are as follows:

	2013 USD	2012 USD
Commitments in respect of fixed rental payments contracted on buildings	2.234.684	2.699.471

As at the year-end, there are no related party balances.

NOTE 20 - OPERATIONS LINKED TO CURRENCY EXCHANGE RATES, INTEREST RATES AND OTHER MARKET RATES

The following types of forward transactions are outstanding as at December 31, 2013 and 2012:

Operations linked to currency exchange rates

- Forward exchange transactions (swaps, outrights).

Operations linked to the foreign currency exchange rates are made to a large extent for the purposes of covering the existing positions.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.
NOTES TO THE ACCOUNTS
December 31, 2013
- continued -

NOTE 21 - INVESTMENT MANAGEMENT SERVICES AND UNDERWRITING FUNCTIONS

Management and agency services provided by the Bank include:

- Custody and administration of transferable securities;
- Fiduciary representations;
- Agency functions;
- Portfolio management and advice.

NOTE 22 - OTHER OPERATING INCOME

	2013 USD	2012 USD
Adjustment of overpayment of Net Worth Tax related to previous years	0	641.327
Income Tax refund related to previous years	0	98.414
Income from the adjustment of general expenses regarding previous years	44.196	115.448
Adjustment for interest previous years	206	1.525
Adjustment for commission previous years	63.368	54.553
Other	35.290	39.022
	143.060	950.289

NOTE 23 - OTHER OPERATING CHARGES

	2013 USD	2012 USD
Loss on the sale of fixed assets	0	59.562
Charges from the adjustment of general expenses regarding previous years	62.292	106.505
Commission previous years	14.367	8.924
Income taxes previous years	0	5.076
Others operating losses	185.415	1.470
	262.074	181.537

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.
NOTES TO THE ACCOUNTS
December 31, 2013
- continued -

NOTE 24 - STAFF NUMBERS

The average number or persons employed during the financial year by the Bank is as follows:

	2013 Number	2012 Number
Senior management	13	12
Middle management	46	40
Employees	70	65
	129	117

NOTE 25 - MANAGEMENT REMUNERATION

The Bank has granted emoluments in respect of the financial year to the members of the managerial body of the Bank by reason of their responsibilities as follows:

	2013 USD	2012 USD
Senior management	3.497.500	2.982.244

During the financial year, no pension commitments to the members of the Board of Directors and General Management were made.

As at December 31, 2013 and 2012, the Bank did not grant any advances and credits to the members of the Board of Directors and General Management.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.
NOTES TO THE ACCOUNTS
December 31, 2013
- continued -

NOTE 26 - OTHER ADMINISTRATIVE EXPENSES

	2013 USD	2012 USD
Rent and related expenses	993.513	931.110
Telecommunication expenses	358.762	323.068
Professional fees	688.726	507.823
Data charges	1.150.094	908.267
Maintenance	951.587	730.507
Travelling, moving, business trips	238.482	184.210
Service fee	3.473.334	3.922.478
System cost	4.509.983	5.690.050
Service contracts	3.199.045	2.753.442
Other expenses	884.058	821.848
	16.447.584	16.772.803

NOTE 27 - TAX

27.1. Tax on profit on ordinary activities

	2013 USD	2012 USD
Corporate Income Tax	4.382.732	5.222.638
Deferred Corporate Income Tax (note 11)	1.100.619	461.297
Municipal Business Tax	1.311.952	1.606.035
Deferred Municipal Business Tax (note 11)	330.627	131.218
	7.125.930	7.421.188

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.
NOTES TO THE ACCOUNTS
December 31, 2013
- continued -

27.2. Other taxes not shown under the preceding items

	2013 USD	2012 USD
Net worth tax*	29.488	0
VAT	1.539.239	888.807
Other taxes	41.363	39.030
	1.610.090	927.837

*This represents minimum net worth tax due of EUR 21.400 EUR (USD 29.488).

NOTE 28 - PARENT UNDERTAKING

As of December 31, 2013, the Bank is a jointly capitalized subsidiary of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation by 63,72% and Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd. by 28,53%, which are under the same holding company Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG), which is incorporated under the laws of Japan and whose registered office is in Tokyo.

The consolidated accounts of the holding company Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG) may be obtained from the head office at 7-1, Marunouchi 2-Chome, Chiyoda-Ku, Tokyo 100, Japan.

NOTE 29 - DEPOSIT GUARANTEE SCHEME

On September 25, 1989, all credit institutions in the Luxembourg banking sector became members of the non-profit making association “Association pour la Garantie des Dépôts, Luxembourg” (“AGDL”).

In accordance with the Law of April 5, 1993, as amended by the Law of June 11, 1997 and the Law of February 18, 2009, the sole object of AGDL is the establishment of a mutual guarantee scheme covering deposits made by customers of member credit institutions (“the Guarantee”). The customers covered by the Guarantee include all depositors who are physical persons, whatever their nationality or country of residence. Also covered by the Guarantee are small companies constituted under the law of a Member State of the European Union, whose size is such that they would be permitted to draw up abbreviated accounts pursuant to Article 35 of the Law of December 19, 2002 on commercial companies, as amended.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.
NOTES TO THE ACCOUNTS
December 31, 2013
- continued -

In the event of insolvency of a member establishment, the AGDL protects all cash depositors by guaranteeing the reimbursement of their deposits up to the amount of EUR 100.000 or its foreign currency equivalent. All currencies are protected without distinction. No depositor can receive more than this sum, regardless of the number of accounts or deposits held in the sole or joint name of the depositor with the same credit institution.

The Law of July 27, 2000 stipulates that banks must also belong to an investment Guarantee scheme. This additional Guarantee covers the reimbursement of claims resulting from investment transactions up to the amount of EUR 20.000.

The total amount of the Guarantee will in no case exceed EUR 120.000 per customer (EUR 100.000 deposit guarantee and EUR 20.000 investor compensation) represents an absolute figure and cannot be increased by any interest, or any other amount.

As at December 31, 2013 (and December 31, 2012), the Bank had not accepted any deposits from physical persons and had not to set up any provision in recognition of any potential liabilities under the Guarantee.

次へ

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.
NOTES TO THE ACCOUNTS
December 31, 2013
- continued -

NOTE 30 - FINANCIAL INSTRUMENT DISCLOSURES

30.1. Primary non-trading financial instruments

As at December 31, 2013, the analysis of primary non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

At carrying amount in USD	≤ 3 months	> 3 months ≤ 1 year	> 1 year ≤ 5 years	> 5 years	Total
	USD	USD	USD	USD	USD
FINANCIAL ASSETS					
Instrument class					
Cash on hand	564	0	0	0	564
Balances with the BCL	301.441.748	0	0	0	301.441.748
Loans and advances to credit institutions	2.054.331.814	422.000.000	0	0	2.476.331.814
Loans and advances to customers	1.123	0	0	0	1.123
Shares and other variable yield securities	0	0	0	3.416	3.416
Total	2.355.775.249	422.000.000	0	3.416	2.777.778.665
FINANCIAL LIABILITIES					
Instrument class					
Amounts owed to credit institutions	841.603.737	0	0	0	841.603.737
Amounts owed to customers	1.826.491.962	0	0	0	1.826.491.962
Off-balance sheet items disclosed as contingencies	659.342	0	0	0	659.342
Guarantees and assets pledged as collateral security					
Total	2.668.755.041	0	0	0	2.668.755.041

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2013

- continued -

As at December 31, 2012, the analysis of primary non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

At carrying amount in USD	≤ 3 months	> 3 months ≤ 1 year	> 1 year ≤ 5 years	> 5 years	Total
	USD	USD	USD	USD	USD
FINANCIAL ASSETS					
Instrument class					
Cash on hand	530	0	0	0	530
Balances with the BCL	20.570.036	0	0	0	20.570.036
Loans and advances to credit institutions	2.120.186.225	474.000.000			2.594.186.225
Loans and advances to customers	2.797.179	0	0	0	2.797.179
Shares and other variable yield securities	0	0	0	3.269	3.269
Total	2.143.553.970	474.000.000	0	3.269	2.617.557.239
FINANCIAL LIABILITIES					
Instrument class					
Amounts owed to credit institutions	1.362.647.387	0	0	0	1.362.647.387
Amounts owed to customers	1.159.659.186	0	0	0	1.159.659.186
Off-balance sheet items disclosed as contingencies	628.475	0	0	0	628.475
Guarantees and assets pledged as collateral security					
Total	2.522.935.048	0	0	0	2.522.935.048

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.
NOTES TO THE ACCOUNTS
December 31, 2013
- continued -

30.2. Derivative non-trading financial instruments

As at December 31, 2013, the analysis of OTC derivative non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

At notional payable amount in USD	≤ 3 months	> 3 months ≤ 1 year	> 1 year ≤ 5 years	> 5 years	Total	Fair value
	USD	USD	USD	USD	USD	USD
FINANCIAL ASSETS						
Instrument class						
Foreign exchange transactions						
Forwards	2.377.746.707	0	0	0	2.377.746.707	36.206.106
Swaps	305.460.353	6,889,750	0	0	312.350.103	1.988.280
Total	2.683.207.060	6.889.750	0	0	2.690.096.810	38.194.386
FINANCIAL LIABILITIES						
Instrument class						
Foreign exchange transactions						
Forwards	2.418.760.790	0	0	0	2.418.760.790	36.344.488
Swaps	395.764.821	0	0	0	395.764.821	693.763
Total	2.814.525.611	0	0	0	2.814.525.611	37.038.251

These amounts include OTC derivative non-trading financial instruments with a trade date before December 31, 2013 and a value date after December 31, 2013.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.
NOTES TO THE ACCOUNTS
December 31, 2013
- continued -

As at December 31, 2012, the analysis of OTC derivative non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

At notional payable amount in USD	3 months USD	> 3 months 1 year USD	> 1 year 5 years USD	> 5 years USD	Total USD	Fair value USD
FINANCIAL ASSETS						
Instrument class						
Foreign exchange transactions						
Forwards	1.620.942.374	0	0	0	1.620.942.374	43.014.918
Swaps	158.712.254	0	0	0	158.712.254	297.963
Total	1.779.654.628	0	0	0	1.779.654.628	43.312.881
FINANCIAL LIABILITIES						
Instrument class						
Foreign exchange transactions						
Forwards	1.661.342.460	0	0	0	1.661.342.460	43.066.474
Swaps	639.189.905	0	0	0	639.189.905	472.554
Total	2.300.532.365	0	0	0	2.300.532.365	43.539.028

These amounts include OTC derivative non-trading financial instruments with a trade date before December 31, 2012 and a value date after December 31, 2012.

次へ

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.
NOTES TO THE ACCOUNTS
December 31, 2013
- continued -

30.3. Information on credit risk on primary non-trading financial instruments

As at December 31, 2013, the Bank is exposed to the following credit risk on primary non-trading financial instruments:

	2013 Carrying amount in USD	2012 Carrying amount in USD
FINANCIAL ASSETS		
By instrument class and geographic location		
Cash, balances with the BCL	301.442.312	20.570.566
EU member countries	301.442.312	20.570.566
Loans and advances to credit institutions	2.476.331.814	2.594.186.225
EU member countries	343.710.530	23.522.872
North & Central America	1.171.519.975	1.728.179.977
Asia	955.164.323	842.443.179
Europe, non-EU member countries	4.698.921	1.111
Australia and New Zealand	1.238.065	39.086
Loans and advances to customers	1.123	2.797.179
EU member countries	0	2.789.221
Asia	0	7.913
North & Central America	1.123	45
Shares and other variable yield securities	3.416	3.269
EU member countries	3.416	3.269
Total	2.777.778.665	2.617.557.239

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.
NOTES TO THE ACCOUNTS
December 31, 2013
- continued -

30.4. Information on derivative non-trading financial instruments

As at December 31, 2013, the Bank is exposed to the following credit risk on derivatives non-trading financial instruments:

	2013 Notional/ payable amount in USD	2013 Risk equivalent amount in USD
FINANCIAL ASSETS		
By instrument class and geographic location		
Foreign exchange transactions		
Forwards		
EU member countries	964.798.775	12.853.476
America	1.412.947.932	42.417.807
Swaps		
EU member countries	312.350.103	1.022.356
Total	2.690.096.810	56.293.639

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.
NOTES TO THE ACCOUNTS
December 31, 2013
- continued -

As at December 31, 2012, the Bank is exposed to the following credit risk on derivatives non-trading financial instruments:

	2012 Notional/ payable amount in USD	2012 Risk equivalent amount in USD
FINANCIAL ASSETS		
By instrument class and geographic location		
Foreign exchange transactions		
Forwards		
EU member countries	1.160.894.108	23.217.882
Asia	12.316	246
America	460.035.950	9.200.719
Swaps		
EU member countries	158.712.254	3.174.245
Total	1.779.654.628	35.593.092

次へ

中間財務書類

ａ．管理会社の日本文の中間財務書類は、管理会社が作成した原文の中間財務書類を翻訳したものである。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第４項ただし書の規定の適用によるものである。

ｂ．管理会社の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第１条の３第７項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。

ｃ．管理会社の原文の中間財務書類は米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、平成27年３月31日現在における株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝120.17円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

次へ

(1) 資産及び負債の状況

ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ

貸借対照表

2014年６月30日現在

（単位：米ドル）

資産

		米ドル	千円
1.1	現金および中央銀行における現金残高	166,643,749.00	20,025,579
1.2	売買目的で保有される金融資産	12,741,166.00	1,531,106
1.2.1	売買目的で保有されるデリバティブ	12,741,166.00	1,531,106
1.2.2	持分証券		
1.2.3	債務証券		
1.2.4	ローンおよび貸付金		
1.3	損益計算書を通じて公正価値で測定される金融資産	0.00	0
1.3.1	持分証券		
1.3.2	債務証券		
1.3.3	ローンおよび貸付金		
1.4	売却可能金融資産	10,579,181.00	1,271,300
1.4.1	持分証券	10,579,181.00	1,271,300
1.4.2	債務証券		
1.4.3	ローンおよび貸付金		
1.5	ローンおよび未収金（ファイナンス・リースを含む）	2,051,387,292.00	246,515,211
1.5.1	債務証券		
1.5.2	ローンおよび貸付金	2,051,387,292.00	246,515,211
1.6	満期保有目的投資有価証券	0.00	0
1.6.1	債務証券		
1.6.2	ローンおよび貸付金		
1.7	デリバティブ―ヘッジ会計	0.00	0
1.7.1	公正価値ヘッジ		
1.7.2	キャッシュ・フロー・ヘッジ		
1.7.3	外国事業純投資のヘッジ		
1.7.4	金利リスクの公正価値ヘッジ		
1.7.5	金利リスク・キャッシュ・フロー・ヘッジ		
1.8	金利リスクのポートフォリオ・ヘッジにおけるヘッジ項目の公正価値変動		
1.9	有形資産	2,123,168.00	255,141
1.9.1	有形固定資産	2,123,168.00	255,141
1.9.2	投資不動産		
1.10	無形資産	5,758,216.00	691,965
1.10.1	営業権		
1.10.99	その他の無形資産	5,758,216.00	691,965
1.12	税金資産	153,854.00	18,489
1.12.1	現行税金資産	153,854.00	18,489
1.12.2	繰延税金資産		
1.13	その他の資産	29,475,495.00	3,542,070
1.14	売却目的保有に分類される非流動資産および売却グループ		
1.15	資産合計	2,278,862,121.00	273,850,861

ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ

貸借対照表

2014年６月30日現在

（単位：米ドル）

負債

		米ドル	千円
2.1	中央銀行預金		
2.2	売買目的で保有される金融負債	12,492,671.00	1,501,244
2.2.1	売買目的で保有されるデリバティブ	12,492,671.00	1,501,244
2.2.2	ショート・ポジション		
2.2.3	金融機関からの預金		
2.2.4	金融機関以外からの預金		
2.2.5	債務証書（短期間で買戻す予定の債券を含む）		
2.2.99	その他の金融負債		
2.3	損益計算書を通じて公正価値で測定される金融負債	0.00	0
2.3.1	金融機関からの預金		
2.3.2	金融機関以外からの預金		
2.3.3	債務証書（債券を含む）		
2.3.4	劣後債務		
2.3.99	その他の金融負債		
2.4	償却後原価で測定される金融負債	2,116,343,159.00	254,320,957
2.4.1	金融機関からの預金	770,002,106.00	92,531,153
2.4.2	金融機関以外からの預金	1,346,341,053.00	161,789,804
2.4.3	債務証書（債券を含む）		
2.4.4	劣後債務		
2.4.99	その他の金融負債		
2.5	譲渡された金融資産に関連する金融負債		
2.6	デリバティブ－ヘッジ会計	0.00	0
2.6.1	公正価値ヘッジ		
2.6.2	キャッシュ・フロー・ヘッジ		
2.6.3	外国事業純投資のヘッジ		
2.6.4	金利リスクの公正価値ヘッジ		
2.6.5	金利リスク・キャッシュ・フロー・ヘッジ		
2.7	金利リスクのポートフォリオ・ヘッジにおけるヘッジ項目の公正価値変動		
2.8	引当金	0.00	0
2.8.1	再編		
2.8.2	係属中の法的問題および租税訟務		
2.8.3	年金およびその他の退職後給付金債務		
2.8.4	ローン契約および保証		
2.8.5	有償契約		
2.8.99	その他の引当金		
2.9	税金負債	6,652,544.00	799,436
2.9.1	現行税金負債	2,871,321.00	345,047
2.9.2	繰延税金負債	3,781,223.00	454,390
2.10	その他の負債	15,318,840.00	1,840,865
2.11	要求払株式資本（例えば、共同株式）		
2.12	売却目的保有に分類される売却グループに含まれる負債		
2.13	負債合計	2,150,807,214.00	258,462,503

ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ
貸借対照表
2014年６月30日現在
（単位：米ドル）

資本

		米ドル	千円
3.1	**発行済み資本**	**37,117,969.00**	**4,460,466**
3.1.1	払込資本	37,117,969.00	4,460,466
3.1.2	未払込請求資本		
3.2	**株式発行差金**		
3.3	**その他のエクイティ**	**0.00**	**0**
3.3.1	複合金融商品のエクイティ部分		
3.3.99	その他のエクイティ商品		
3.4	**再評価準備金およびその他の評価差額：**	**2,906,721.00**	**349,301**
3.4.1	有形資産		
3.4.2	無形資産		
3.4.3	外国事業純投資のヘッジ（有効部分）		
3.4.4	外貨換算		
3.4.5	キャッシュ・フロー・ヘッジ（有効部分）		
3.4.6	売却可能金融資産	2,906,721.00	349,301
3.4.7	売却目的で保有される非流動資産および売却グループ	0.00	0
3.4.99	その他の項目		
3.5	**準備金（利益剰余金を含む）**	**77,823,159.00**	**9,352,009**
3.6	**＜自己株式＞**		
3.7	**当期利益**	**10,207,058.00**	**1,226,582**
3.8	**＜中間配当＞**		
3.10	**資本合計**	**128,054,907.00**	**15,388,358**
3.11	**負債および資本合計**	**2,278,862,121.00**	**273,850,861**

(2) 損益の状況

ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ
損益計算書
2014年６月30日に終了した期間
（単位：米ドル）

		米ドル	千円
5.1	金融および運用収益および費用（＋／－）	34,909,076.00	4,195,024
5.2	利息収益	4,009,074.00	481,770
5.2.1	現金および中央銀行における現金残高	28,541.00	3,430
5.2.2	売買目的で保有される金融資産（区別して計上される場合）	1,493,866.00	179,518
5.2.3	損益計算書を通じて公正価値で測定される金融資産		
5.2.4	売却可能金融資産		
5.2.5	ローンおよび未収金（ファイナンス・リースを含む。）	2,486,667.00	298,823
5.2.6	満期保有目的投資有価証券		
5.2.7	デリバティブ－ヘッジ会計、金利リスク		
5.2.99	その他の資産		
5.3	（支払利息）（－）	684,576.00	82,265
5.3.1	中央銀行からの預金	430.00	52
5.3.2	売買目的で保有される金融負債（区別して計上される場合）	40,022.00	4,809
5.3.3	損益計算書を通じて公正価値で測定される金融負債		
5.3.4	償却後原価で測定される金融負債	644,124.00	77,404
5.3.5	デリバティブ－ヘッジ会計、金利リスク		
5.3.99	その他の負債		
5.4	要求払株式資本に係る費用（－）		
5.5	受取配当（＋）	0.00	0
5.5.1	売買目的で保有される金融資産（区別して計上される場合）		
5.5.2	損益計算書を通じて公正価値で測定される金融資産		
5.5.3	売却可能金融資産	0.00	0
5.6	受取手数料（＋）	52,937,310.00	6,361,477
5.7	（支払手数料）（－）	23,120,092.00	2,778,341
5.8	損益計算書を通じて公正価値で測定されない金融資産および負債に係る実現利益（損失）、純額（＋／－）	69.00	8
5.8.1	売却可能金融資産	69.00	8
5.8.2	ローンおよび未収金（ファイナンス・リースを含む。）		
5.8.3	満期保有目的投資有価証券		
5.8.4	償却後原価で測定される金融負債		
5.8.99	その他		
5.9	売買目的で保有される金融資産および負債に係る利益（損失）、純額（＋／－）	2,250,805.00	270,479
5.9.1	デリバティブに関するエクイティ商品		
5.9.2	金利商品およびデリバティブ関連		
5.9.3	為替取引	2,250,805.00	270,479
5.9.4	信用リスク商品およびデリバティブ関連		
5.9.5	商品およびデリバティブ関連		
5.9.99	その他（ハイブリッド・デリバティブを含む。）		
5.10	損益計算書を通じて公正価値で測定される金融資産および負債に係る利益（損失）、純額（＋／－）		
5.11	ヘッジ会計からの利益（損失）、純額（＋／－）		
5.12	為替差額、純額（＋／－）		
5.13	売却目的以外で保有される資産の認識除外に係る利益（損失）、純額（＋／－）		
5.14	その他の事業収益（＋）	458,262.00	55,069

		米ドル	千円
5.15	その他の事業費用（－）	941,776.00	113,173
5.16	一般管理費（－）	19,461,134.00	2,338,644
5.16.1	従業員費用（－）	8,939,148.00	1,074,217
5.16.2	一般管理費用（－）	10,521,986.00	1,264,427
5.17	減価償却（＋／－）	917,408.00	110,245
5.17.1	有形固定資産	200,660.00	24,113
5.17.2	投資不動産		
5.17.3	無形資産（営業権を除く）	716,748.00	86,132
5.18	引当金（＋／－）	0.00	0
5.19	減損（＋／－）	0.00	0
5.19.1	損益計算書を通じて公正価値で測定されない金融資産に係る減損（＋／－）	0.00	0
5.19.1.1	取得原価で測定される金融資産（値付けされていないエクイティ）		
5.19.1.2	売却可能金融資産		
5.19.1.3	償却後原価で測定されるローンおよび未収金（ファイナンス・リースを含む）		
5.19.1.4	償却後原価で測定される満期保有目的投資証券		
5.19.2	非金融資産に係る減損、純額（＋／－）	0.00	0
5.19.2.1	有形固定資産		
5.19.2.2	投資不動産		
5.19.2.3	営業権		
5.19.2.4	その他の無形資産		
5.19.2.99	その他		
5.20	直ちに損益認識されるマイナスの営業権（＋）		
5.22	非流動資産および非継続事業の条件を満たさない売却目的保有に分類される除却グループからの損益（＋／－）		
5.23	継続事業からの税引前損益合計（＋／－）	14,530,534.00	1,746,134
5.24	継続事業からの損益に関する税金費用（収入）（－／＋）	4,323,476.00	519,552
5.25	継続事業からの税引後損益合計（＋／－）	10,207,058.00	1,226,582
5.26	非継続事業からの税引後損益（＋／－）		
5.27	当期利益または損失（＋／－）	10,207,058.00	1,226,582

４【利害関係人との取引制限】

サブ・ファンドの投資顧問会社、管理会社および受託会社の関係で利益相反が生じることがある。利益相反は、投資顧問会社、管理会社および受託会社とサブ・ファンドの運用成績に影響する可能性がある。各当事者は、常に、かかる利益相反の問題を公正に解消するために合理的な努力を行う。

管理会社および投資顧問会社は、サブ・ファンドの投資対象の運用において最善の努力を行うことを合意しているが、管理会社、投資顧問会社および投資顧問会社関係者は、ファンドまたはサブ・ファンドについて完全にまたは相当程度専念する義務を負うものではない。投資顧問会社関係者は、サブ・ファンドと類似した投資方針を有する投資信託を含む他の数多くの投資信託やサブ・ファンドと同一の投資対象を数多く保有するその他の顧客に対して助言を与えることができる。投資顧問会社関係者は、サブ・ファンドに対して特定の投資機会を提供する義務を負うものではない。

管理会社および投資顧問会社は、ファンドと類似の法主体を運営または組織することができる。

投資顧問会社関係者または投資顧問会社関係者が助言を行う顧客は、随時、ファンドもしくはサブ・ファンドが投資を行い、そこから投資を回収しまたは投資を行わない主体について、投資を行い、そこから投資を回収することができる。更に、投資顧問会社または副投資顧問会社は、助言を提供している他の顧客が売却または取得を行う投資対象についてファンドまたはサブ・ファンドに対して取得または売却を推奨することができる。

投資顧問会社関係者は、顧客勘定および自己勘定の双方で様々な証券に直接投資することができる。投資顧問会社関係者は、顧客勘定または自己勘定で取引を行う際、ファンドおよびサブ・ファンドの運用を行う過程で投資顧問会社関係者が取得した情報を利用することができる。投資顧問会社関係者は、かかる情報の利用から得た収益についてファンドおよびサブ・ファンドに説明を行い、またはかかる情報の受領についてファンドまたはサブ・ファンドに対して補償を行う義務を負わない。

かかる行動および利益相反は、受益者による受益証券の購入の必要な条件として、各受益者によって明示的に認識され、かつ承諾される。

受託会社の利益相反

受託会社または受託会社の関連会社は、第三者または顧客（場合による。）に対する場合と同一の条件で、結果として生じる利益につき説明することなく、サブ・ファンドに関する管理事務代行者、保管者、銀行またはその他の業務提供者として行為し、また、サブ・ファンドに関する業務を遂行することができる。受託会社は、受託会社の関連会社に口座を設定し、これらと業務に関する契約を締結することができ、利益相反を理由としてかかる取引を制限する法の原則または支配は適用されない。

受託会社およびその従業員または関連会社は、他の事業（証券業界および投資顧問業界における事業を含むがこれらに限られない。）を行うことができる。上記の一般性を制限することなく、受託会社およびその従業員または関連会社は、他者の投資顧問、投資運用者、受託者、受認者、管理事務代行者、保管者もしくは投資業務もしくはデータの提供者としてまたは類似の立場において行為すること、他者のために資金または資本を運用すること、自己名義でまたは他の法主体を通じて投資対象を保有し、投資を行い、かつ維持すること、一または複数の投資信託、パートナーシップ、証券会社または助言会社のコンサルタント、受託者、管理者、パートナーもしくは株主としてまたは類似の立場において行為すること、および、会社の取締役、役員もしくは従業員、信託の受託者、財団の執行人もしくは管財人、またはその他の事業主体の管理役員として行為することができる。

受託会社またはその従業員もしくは関連会社は、信託証書に基づき遂行される業務に類似する業務、および投資助言、運用、管理事務または保管業務を他の法主体に対して提供することができる。かかる他の法主体は、管理会社もしくはその関連会社、またはサブ・ファンドもしくは受益者がファンドと同一または類似の構造による投資を随時行うことができる他の投資信託に対し、投資を行うことができる。かかる他の法主体は、ファンドと同一または実質的に類似するポートフォリオ、投資信託、管理者または他の投資ビークルに対し、他の商品、証券または契約を通じて投資を行うことができる。異なるポートフォリオに保有される資産は、規模および構成の両方において異なっていることがあり、そのため、受託会社は、他の法主体に関するその責務の履行において受託会社が提供する情報と異なるかまたはかかる情報とは正反対の情報または助言を提供し、措置を講じ、または措置を講じる旨決定すること

ができる。受託会社は、かかる他の法主体に関する情報を受益者に提供することを要せず、また、受託会社、その従業員または関連会社のいずれも、他の活動を控えることまたはかかる活動からの利益を返還することを要しない。

5【その他】

(1) 定款の変更等

管理会社の定款の変更または管理会社の自発的解散もしくは清算に関しては、株主総会の決議が必要である。

(2) 事業譲渡または事業譲受

管理会社は、ルクセンブルグの一般原則に基づき、金融機関として認可されている他のルクセンブルグの会社にその業務を譲渡することができる。かかる場合、事業を譲渡した会社は、なお、法人として存続する。管理会社に対する認可付与の条件が充足されなくなった場合、管理会社が12か月間認可を利用せず、明示的に認可を放棄し、もしくは直前の６か月間にわたり業務を行わなかった場合、虚偽の申告もしくはその他の不正な方法により認可が取得された場合、または、管理会社がその債権者に対する債務を履行することができなくなった場合、ルクセンブルグの金融監督委員会は、1993年４月５日法（改正済）に基づき、管理会社に対する認可を撤回することができる。

(3) 出資の状況

該当事項はない。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、管理会社およびサブ・ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はない。

管理会社の会計年度は12月31日に終了する１年である。

管理会社の存続期間は無期限である。ただし、株主総会の決議によっていつでも解散することができる。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) ＣＩＢＣバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited）（「受託会社」）

（イ）資本金の額

平成27年３月末日現在、46,830,214米ドル（約56億2,759万円）

（ロ）事業の内容

ＣＩＢＣバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドは、トラストの資産に関する信託証書に基づく受託会社である。グランド・ケイマン、ジョージ・タウンに所在し、4,149億カナダ・ドルを超える資産を有する世界でも最大規模の銀行の一つであるカナディアン・インペリアル・バンク・オブ・コマースの間接的100%所有子会社である。1965年に設立され、受託会社はケイマン諸島でも最大規模の信託会社の一つであり、投資信託の管理事務だけでなく銀行、信託および投資サービスを提供している。顧客は、ケイマン諸島および世界中の個人、法人、銀行およびファンドである。

受託会社は、適式に設立され、有効に存在し、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（2013年改訂）の条項に従い、信託業務を行う免許を有する信託会社である。受託会社は、ミューチュアル・ファンド法に従い、投資信託管理者の免許を取得している。受託会社は、世界中の個人および法人の双方の顧客のために受託業務を提供している。

(2) エムユージーシー・ルックス・マネジメント・エス・エイ（MUGC Lux Management S.A.）（「副管理会社」）

（イ）資本金の額

平成27年３月末日現在、7,375,000ユーロ（約９億6,111万円）

（注）ユーロの円貨換算は、便宜上、平成27年３月31日現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１ユーロ＝130.32円）による。

（ロ）事業の内容

副管理会社は、ファンドを含む投資信託およびそのポートフォリオの設立、管理、運営および販売促進、組入証券の売買・買付けおよび交換を行うことができ、その管理運営するファンドおよびその他の契約型投資信託に関連するすべての権利を直接または間接に行使することができる。副管理会社は、その管理運営する他の投資信託の受益証券の発行および買戻しを実行し、それらの会計記録を維持することができる。副管理会社は、ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイの100%子会社である。副管理会社は、ルクセンブルグの金融監督委員会からＡＩＦＭとしての許可を得て、ＡＩＦＭＤに基づくＡＩＦＭとしての業務を提供している。

(3) 国際投信投資顧問株式会社（「投資顧問会社」）

（イ）資本金の額

平成27年３月末日現在、26億8,000万円

（ロ）事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を行った投資運用業者、投資助言・代理業者、第二種金融商品取引業者であり、投資信託の運用に関する業務、投資一任および投資助言に関する業務を行っている。

(4) 三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社（「日本における販売会社」兼「代行協会員」）

（イ）資本金の額

平成27年３月末日現在、405億円

（ロ）事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を行った第一種金融商品取引業者であり、有価証券の募集、引受、売買、媒介およびその他金融商品取引業に関連する業務を行っている。

2【関係業務の概要】

(1) ＣＩＢＣバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（「受託会社」）

信託証書に基づき、サブ・ファンドの受託業務を行う。

(2) エムユージーシー・ルックス・マネジメント・エス・エイ（「副管理会社」）

投資運用およびリスク・マネジメント委託契約に基づき、サブ・ファンドのリスク・マネジメント業務およびサブ・ファンド資産の運用管理業務を行う。

(3) 国際投信投資顧問株式会社（「投資顧問会社」）

投資顧問契約に基づき、サブ・ファンドの資産に関する投資顧問業務の提供を行う。

(4) 三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社（「日本における販売会社」兼「代行協会員」）

受益証券の日本における販売および買戻しの取扱業務ならびに代行協会員としての業務を行う。

3【資本関係】

エムユージーシー・ルックス・マネジメント・エス・エイは、ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイの100%子会社である。また、ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ、エムユージーシー・ルックス・マネジメント・エス・エイ、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社および国際投信投資顧問株式会社の最終的親会社は、株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループである。

第３【投資信託制度の概要】

１．ケイマン諸島における投資信託制度の概要

1.1　ミューチュアル・ファンド法が制定された1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を規制する単独法は存在しなかった。それ以前は、投資信託は特別な規制には服していなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行・信託会社法（2013年改訂）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行・信託会社法（2013年改訂）、会社管理法（2003年改訂）または地域会社（管理）法（2007年改訂）の下で規制されていた。

1.2　ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃から設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。

1.3　2013年12月現在、活動中の規制を受けているオープン・エンド型投資信託の数は11,379であった。

1.4　ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会（マネー・ロンダリング）およびオフショア・バンキング監督者グループ（銀行規制）のメンバーである。

２．投資信託規制

2.1　1993年に最初に制定されたミューチュアル・ファンド法（2013年改訂）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）は、オープンエンド型の投資信託に対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。クローズドエンド型ファンドは、ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制の対象ではない。銀行、信託会社、保険会社および会社のマネージャーをも監督しており金融庁法（2013年改訂）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「ＣＩＭＡ」という。）が、ミューチュアル・ファンド法のもとでの規制の責任を課せられている。ミューチュアル・ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。

2.2　投資信託とは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。

2.3　ミューチュアル・ファンド法第４(4)条のもとで規制を免除されている投資信託は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によって投資信託の取締役、受託会社もしくはジェネラル・パートナーを選任または解任することができる投資信託およびケイマン諸島外で設立され、ケイマン諸島において公衆に対して勧誘を行う一定の投資信託である。

３．規制を受ける投資信託の三つの型

3.1　免許投資信託

この場合、投資信託によってＣＩＭＡに対して、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を記述した法定の様式（ＭＦ３）による目論見書がその概要とともに提出され、登録時および毎年4,268米ドルの手数料が納入されなければならない。設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有した健全な評判の者が存在しており、かつファンドの業務および受益権を募ることが適切な方法で行われると考えられるものとＣＩＭＡが判断した場合には、免許が与えられる。それぞれの場合に応じて、投資信託の取締役、受託会社およびジェネラル・パートナーに関する詳細な情報が要求される。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であっ

て、投資信託管理者としてケイマン諸島の免許を受けた者が選任されない投資信託に適している（下記第3.2項参照）。

3.2　管理投資信託

この場合、投資信託は、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する。同管理者および投資信託により作成された目論見書が、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を要約した法定様式（ＭＦ２およびＭＦ２Ａ）とともにＣＩＭＡに対して提出されなければならない。投資信託管理者は、設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判の者により管理されること、投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われること、および投資信託がケイマン諸島において設立または設定されていない場合には、ＣＩＭＡにより承認された国または領土において設立または設定されていることを満たしていることが要求される。当初手数料および年間手数料は4,268米ドルである。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託（もしくはいずれかの設立計画推進者、その取締役、受託会社、もしくはジェネラル・パートナー）がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、ＣＩＭＡに対して報告しなければならない。

3.3　登録投資信託（第４条３項投資信託）

(a) 規制投資信託の第三の類型はさらに三つの類型に分けられる。

（ｉ）一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの

（ii）受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

（iii）投資信託が（ミューチュアル・ファンド法で定義される）マスター・ファンドであり、下記のいずれかに該当するもの

(A) 一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの、または

(B) 受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

(b) 上記の（ｉ）および（ii）に分類される投資信託は、投資信託と業務提供者の一定の詳細内容をＣＩＭＡに対して届け出なければならず、かつ4,268米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。上記の（iii）に分類される投資信託で、販売用書類が存在しない場合、投資信託は、マスター・ファンドの一定の詳細内容をＣＩＭＡに対して届け出なければならず（ＭＦ４様式）、かつ3,049米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。

４．投資信託の継続的要件

4.1　いずれの規制投資信託も、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が投資するか否かの判断を十分情報を得た上でなし得るようにするために必要なその他の情報を記載した目論見書を発行しなければならない。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモンロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更、例えば、取締役、受託会社、ジェネラル・パートナー、投資信託管理者、監査人等の変更の場合には改訂目論見書を提出する義務を負っている。

4.2　すべての規制投資信託は、ＣＩＭＡが承認した監査人を選任しなければならず、決算終了から６か月以内に監査済み会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはＣＩＭＡに対し報告する法的義務を負っている。

(a) 投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合

(b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合

(c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

(d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合

(e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（2013年改訂）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

4.3　すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをＣＩＭＡに通知しなければならない。

4.4　2006年12月27日に効力を生じた2006年投資信託（年次申告書）規則に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後６か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、ＣＩＭＡに提出しなければならない。ＣＩＭＡは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、ＣＩＭＡにより承認された監査人を通じてＣＩＭＡに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をＣＩＭＡに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

５．投資信託管理者

5.1　免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。ケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投資信託の管理を行う場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供することを含むものとし、管理と定義される。

5.2　いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、マネージャーまたは役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をＣＩＭＡに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも２名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に２名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行為することができる。

5.3　投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託にのみ主たる事務所を提供し、上記第3.2項に定めた状況においてＣＩＭＡに対して知らせる法的義務を遵守することである。

5.4　制限的投資信託管理者は、ＣＩＭＡが承認する数の免許投資信託に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託・マネジャーの会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連のファミリー・投資信託を管理することを認める。ＣＩＭＡの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、ミューチュアル・ファンド法第４(3)条（上記第3.3項参照）に基づき規制されていない場合またはミューチュアル・ファンド法第４(4)条（上記第2.3項参照）に基づく例外にあたる場合は、別個に免許を受けなければならない。

5.5　投資信託管理者は、ＣＩＭＡの承認を受けた監査人を選任しなければならず、決算期末から６か月以内にＣＩＭＡに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託管理者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはＣＩＭＡに対し報告する法的義務を負っている。

(a) 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合

(b) 投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようと意図している場合

(c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

(d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合

(e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（2013年改訂）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

5.6　ＣＩＭＡは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。

5.7　投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはＣＩＭＡの承認が必要である。

5.8　非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う当初手数料は、24,390米ドルまたは30,488米ドルであり（管理する投資信託の数による。）、また、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルである。一方、非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う年間手数料は、36,585米ドルまたは42,682米ドルであり（管理する投資信託の数による。）、また、制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。

６．ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている法的類型は以下のとおりである。

6.1　免除会社

(a) 最も一般的な投資信託の手段は、会社法（2013年改訂）に従って通常額面株式を発行する（無額面株式の発行も認められる）伝統的有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免除会社は、投資信託にしばしば用いられており、以下の特性を有する。

(b) 設立手続には、会社の基本憲章の制定（会社の目的、登記上の事務所、授権資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款）、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授権資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。

(c) 存続期限のある／存続期間限定会社－存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上（例えば米国）非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。

(d) 投資信託がいったん登録された場合、会社法（2013年改訂）の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。

(ⅰ) 各会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。

(ⅱ) 取締役、代理取締役および役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならず、その写しを会社登記官に提出しなければならない。

(ⅲ) 会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。

(ⅳ) 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。

(ⅴ) 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。

(ⅵ) 会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。

(e) 会社は、株主により管理されていない限り、取締役会を持たなければならない。取締役は、コモン・ロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ会社の最善の利益のために行為しなければならない。

(f) 会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。

(g) 額面株式または無額面株式の発行が認められる（ただし、会社は額面株式および無額面株式の両方を発行することはできない。）。

(h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。

(i) 株式の買戻しも認められる。

(j) 収益または払込剰余金からの株式の償還または買戻しの支払に加えて、会社は資本金から株式の償還または買戻しをすることができる。ただし、会社は、資本金からの支払後においても、通常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができる（すなわち、支払能力を維持する）ことを条件とする。

(k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有することを確認しなければならない。

(l) 免除会社は、今後30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の当局が与える本約定の期間は20年間である。

(m) 会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。

(n) 免除会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2　免除ユニット・トラスト

(a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。

(b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。

(c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行・信託会社法（2013年改訂）に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてＣＩＭＡによる規制・監督を受ける。

(d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、この問題に関する英国の信託法の相当程度の部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法（2011年改訂）は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、（受益者である）投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。

(e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。

(f) 大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、信託証書およびケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者としない旨宣言した受託者の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出される。

(g) 免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができる。

(h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。

(i) 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3　免除リミテッド・パートナーシップ

(a) 免除リミテッド・パートナーシップは、少人数の投資者のベンチャーキャピタルまたはプライベート・エクイティ・ファンドにおいて一般的に用いられる。

(b) リミテッド・パートナーシップの概念は、基本的に米国において採用されている概念に類似している。それは法によって創設されたものであり、その法とは、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置き、今日では他の法域（特に米国）のリミテッド・パートナーシップ法の諸側面を組み込んでいるケイマン諸島の2014年免除リミテッド・パートナーシップ法である。

(c) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー（個人、企業またはパートナーシップである場合は、ケイマン諸島の居住者であるか、同島において登録されているかまたは同島で設立されたものでなければならない。）およびリミテッド・パートナーにより形成され、2014年免除リミテッド・パートナーシップ法により登録されることによって形成される。登録はジェネラル・パートナーが、リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。

(d) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して免除リミテッド・パートナーシップの業務の運営を行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態（例えば、リミテッド・パートナーが業務の運営に積極的に参加する場合）がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。

(e) ジェネラル・パートナーは、誠意をもって、かつパートナーシップ契約において別途明示的な規定により異なる定めをしない限り、パートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている。また、たとえばコモンローの下での、またはパートナーシップ法（2013年改訂）の下での、ジェネラル・パートナーシップの法理が適用される。

(f) 免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。

(ⅰ) ケイマン諸島に登録事務所を維持する。

(ⅱ) 商号および所在地、リミテッド・パートナーに就任した日ならびにリミテッド・パートナーを退任した日の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を（ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に）維持する。

(ⅲ) リミテッド・パートナーの登録簿が維持される所在地に関する記録を登録事務所に維持する。

(ⅳ) リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所で保管される場合は、税務情報庁法（2014年改訂）に従い税務情報庁による指示または通知に基づき、リミテッド・パートナーの登録簿を電子的形態またはその他の媒体により登録事務所において入手可能にする。

(ⅴ) リミテッド・パートナーの出資額および出資日ならびに当該出資額の引出額および引出日を（ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に）維持する。

(ⅵ) 有効な通知が送達した場合、リミテッド・パートナーが許可したリミテッド・パートナーシップの権利に関する担保権の詳細を示す担保権記録簿を登録事務所に維持する。

(g) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、リミテッド・パートナーシップの権利はパートナーシップを解散せずに買い戻すことができる。

(h) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。

(i) 免除リミテッド・パートナーシップは、50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。

(j) 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更およびその解散についてリミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。

(k) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

７．ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁（ＣＩＭＡ）による規制と監督

7.1　ＣＩＭＡは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつＣＩＭＡが特定する時までにＣＩＭＡにそれを提出するように指示できる。

7.2　規制投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）は、上記１項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ１万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。

7.3　ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行なっているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がＣＩＭＡにある場合、ＣＩＭＡは、その者に対して、ＣＩＭＡが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をＣＩＭＡに対して提供するように指示できる。

7.4　何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

7.5　第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをＣＩＭＡに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

7.6　投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がＣＩＭＡにある場合は、ＣＩＭＡは、（高等裁判所の管轄下にある）グランドコート（以下「グランドコート」という。）に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。

7.7　ＣＩＭＡは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。

(a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合

(b) 規制投資信託がその投資者もしくは債権者に有害な方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合

(c) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合

(d) 規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合

(e) 規制投資信託の取締役、マネージャーまたは役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合

7.8　第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてＣＩＭＡを警戒させるために、ＣＩＭＡは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。

(a) ＣＩＭＡが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること

(b) 会計監査を受け、監査済会計書類をＣＩＭＡに提出すること

(c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと

(d) ＣＩＭＡに指示されたときに、会計監査を受けるか、または監査済会計書類をＣＩＭＡに対して提出すること

7.9　第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しＣＩＭＡがとる行為は以下のとおりとする。

(a) 第４(1)(b)条（管理投資信託）または第４(3)条（第４(3)条投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと

(b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること

(c) 投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること

(d) 事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること

(e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること

7.10　ＣＩＭＡが第7.9項の行為を行った場合、ＣＩＭＡは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。

7.11　ＣＩＭＡは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、ＣＩＭＡは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。

7.12　第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりＣＩＭＡに発生した費用は、投資信託がＣＩＭＡに支払う。

7.13　第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。

7.14　第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。

7.15　第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。

(a) ＣＩＭＡから求められたときは、ＣＩＭＡの特定する投資信託に関する情報をＣＩＭＡに対して提供する。

(b) 選任後３か月以内またはＣＩＭＡが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してＣＩＭＡに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をＣＩＭＡに対して行う。

(c) 第7.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後ＣＩＭＡが特定する情報、報告書、勧告をＣＩＭＡに対して提供する。

7.16　第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはＣＩＭＡの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、ＣＩＭＡは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。

7.17　投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、ＣＩＭＡは以下の措置を執ることができる。

(a) ＣＩＭＡが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること

(b) 投資信託が会社の場合、会社法（2013年改訂）の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること

(c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること

(d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること

(e) また、ＣＩＭＡは、第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとることができる。

7.18　ＣＩＭＡが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。

7.19　規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でＣＩＭＡが第7.9(a)項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。

7.20　グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。

7.21　ＣＩＭＡのその他の権限に影響を与えることなく、ＣＩＭＡは、ファンドが投資信託として事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、第４(1)(b)条（管理投資信託）または第４(3)条（第４(3)条投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。

８．投資信託管理に対するＣＩＭＡの規制および監督

8.1　ＣＩＭＡは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、ＣＩＭＡが特定する合理的期間内にＣＩＭＡに対し提出するように指示することができる。

8.2　免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ１万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。

8.3　ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がＣＩＭＡにある場合は、ＣＩＭＡは、その者に対して、ＣＩＭＡがミュー

チュアル・ファンド法による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をＣＩＭＡに対して提供するように指示できる。

8.4　何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

8.5　第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるのにかかわらず、これをＣＩＭＡに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

8.6　ＣＩＭＡが以下に該当すると判断する場合には、ＣＩＭＡは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。

(a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ

(b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。

8.7　ＣＩＭＡは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。

8.8　ＣＩＭＡは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。

(a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合

(b) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合

(c) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのように意図している場合

(d) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合。

(e) 免許投資信託管理業務について取締役、マネージャーまたは役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合

(f) 上場されている免許投資信託管理業務を支配しまたは所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合

8.9　ＣＩＭＡは、第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについて注意を払うために、ＣＩＭＡは、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。

(a) 免許投資信託管理者の以下の不履行

(ｉ) ＣＩＭＡに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと

(ii) ＣＩＭＡの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること

(iii) 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること

(iv) 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をＣＩＭＡに対して行うこと

(ｖ) ＣＩＭＡの命令に従い、名称を変更すること

(vi) 会計監査を受け、ＣＩＭＡに対して監査済会計書類を送ること

(vii) 少なくとも２人の取締役をおくこと

(viii) ＣＩＭＡから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をＣＩＭＡに対し提出すること

(b) ＣＩＭＡの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること

(c) ＣＩＭＡの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること

(d) ＣＩＭＡの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること

8.10　第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてＣＩＭＡがとりうる行為は以下の通りである。

(a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること

(b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは取り消すこと
(c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはジェネラル・パートナーの交代を請求すること
(d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること
(e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること

8.11 ＣＩＭＡが第8.10項による措置を執った場合、ＣＩＭＡは、グランドコートに対して、ＣＩＭＡが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。

8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりＣＩＭＡに発生した費用は、管理者がＣＩＭＡに支払うべき金額となる。

8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために（管財人、清算人を除く）他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。

8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。

8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
(a) ＣＩＭＡから求められたときは、ＣＩＭＡの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をＣＩＭＡに対して提供する。
(b) 選任後３か月以内またはＣＩＭＡが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してＣＩＭＡに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をＣＩＭＡに対して行う。
(c) 第8.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後ＣＩＭＡが特定する情報、報告書、推奨をＣＩＭＡに対して提供する。

8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、
(a) 第8.15項の義務に従わない場合、または
(b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとＣＩＭＡが判断する場合、ＣＩＭＡは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。

8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、ＣＩＭＡは以下の措置を執ることができる。
(a) ＣＩＭＡが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること
(b) 投資信託管理者が会社の場合、会社法（2013年改訂）の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
(c) ＣＩＭＡは、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。

8.18 ＣＩＭＡが第8.16項の措置をとった場合、ＣＩＭＡは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。

8.19 ＣＩＭＡのその他の権限に影響を与えることなく、ＣＩＭＡは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
(a) ＣＩＭＡは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことまたは行おうとすることをやめてしまっているという要件を満たした場合
(b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合

8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、ＣＩＭＡが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。

8.21　投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行・信託会社法（2013年改訂）によりＣＩＭＡによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

９．ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行

9.1　下記の解散の申請がＣＩＭＡ以外の者によりなされた場合、ＣＩＭＡは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に出廷することができる。

(a) 規制投資信託
(b) 免許投資信託管理者
(c) 規制投資信託であった人物、または
(d) 免許投資信託管理者であった人物

9.2　解散のための申請に関する書類および9.1(a)項から9.1(d)項に規定された人物またはそれぞれの債権者に送付が要求される書類はＣＩＭＡにも送付される。

9.3　ＣＩＭＡにより当該目的のために任命された人物は、以下を行うことができる。

(a) 9.1(a)項から9.1(d)項に規定された人物の債権者会議に出席すること
(b) 仲裁または取り決めを審議するために設置された委員会に出席すること
(c) 当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること

9.4　執行官が、ＣＩＭＡまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はＣＩＭＡまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下のことを授権する令状を発行することができる。

(a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること
(b) それらの場所またはその場所にいる者を捜索すること
(c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して捜索をすること
(d) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること
(e) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってＣＩＭＡに対して引き渡すこと

9.5　ＣＩＭＡが記録を持ち去ったとき、またはＣＩＭＡに記録が引き渡されたときＣＩＭＡはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。

9.6　何人もＣＩＭＡがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

10．ＣＩＭＡによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示

10.1　ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、ＣＩＭＡは、下記のいずれかに関係する情報を開示することができる。

(a) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにＣＩＭＡに対してなされた申請。
(b) 投資信託に関する事柄
(c) 投資信託管理者に関する事柄

ただし、これらの情報は、ＣＩＭＡがミューチュアル・ファンド法により職務を行い、その任務を実行する過程で取得したもので次のいずれかの場合に限られる。

(a) ＣＩＭＡがミューチュアル・ファンド法により付与された職務を行うことを援助する目的の場合

(b) 例えば秘密関係（保護）法（2009年改訂）、犯罪収益に関する法律（2014年改訂）または薬物濫用法（2014年改訂）等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合

(c) 開示される情報が投資者の身元を開示することなく（当該開示が許される場合を除く）、要約または統計的なものである場合

(d) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、ＣＩＭＡにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合。ただし、ＣＩＭＡは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。

(e) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合

11．ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込む者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば（場合に応じ）ファンド、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 欺罔的な不実表明

事実の欺罔的な不実表明（約束、予想、または意見の表明でなくとも）に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。ここにいう「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。

11.3 契約法（1996年改訂）

(a) 契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。

(b) 一般的に、関連契約はファンド自身（または受託会社）とのものであるため、ファンド（または受託会社）は、次にそのマネージャー、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者またはアドバイザーに対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

(a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し（契約上でなく不法行為上の民事請求権）、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。

（ｉ）重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。

（ii）そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。

(b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。だます意図があったことまたは欺罔的な不実表明が投資者を受益権購入に誘引した唯一の原因であったことを証明する必要はない。

(c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。

(d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。

(e) 事実の表明とは違い、意見または期待の表明は、本項の責任を生じることはないであろうが、表現によっては誤っていれば不実表示を構成する事実の表明となることもありうる。

11.5 契約上の債務

(a) 販売書類もファンド（または受託会社）と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。

(b) 一般的事柄としては、当該契約はファンド（または受託会社）そのものと締結するので、ファンドは取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド（または受託会社）である。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定的に授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12．ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般刑事法

12.1 刑法（2013年改訂）第257条

会社の役員（もしくはかかる者として行為しようとする者）が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに７年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 刑法（2013年改訂）第247条、第248条

(a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、５年間の拘禁刑に処せられる。

(b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。

(c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

12.3 秘密関係（保護）法（2009年改訂）第５(3)条

秘密情報を保有している者で、これを許可なく個人的利益のためまたは他の者のため使用する者は、罪に問われるとともに４年間の拘禁刑に処せられ、さらに１万ケイマン諸島ドルの罰金および発生した利益に相当する罰金を課される。

13．清算

13.1 会社

会社の清算（解散）は、会社法（2013年改訂）、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの（すなわち、株主の議決に従うもの）、または債権者、出資者（すなわち、株主）または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。ＣＩＭＡも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する（参照：上記第7.17(b)項および第8.17(b)項）。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。ＣＩＭＡは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。（参照：第7.17(c)項）剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3　リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの解散は、2014年免除リミテッド・パートナーシップ法およびパートナーシップ契約に準拠する。ＣＩＭＡは、パートナーシップを解散させるべしとの命令（参照：第7.17(d)項）を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、パートナーシップを解散する責任を負っている。パートナーシップが一度解散されれば、ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、免除リミテッド・パートナーシップの登記官に解散通知を提出しなければならない。

13.4　税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対してまたはよって行われるあらゆる支払に適用されるいかなる国との間でも二重課税防止条約を締結していない。免除会社、受託会社、およびリミテッド・パートナーシップは、将来の課税に対して誓約書を取得することができる（上記第6.1(l)項、第6.2(g)項および第6.3(i)項参照）。

14．一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）

14.1　一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）（一般投資家向け投資信託（日本）規則（2012年改正）により改正済。）（以下、総称して「本規則」という。）は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法第４条(1)(a)項に基づく免許を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている信託、会社またはパートナーシップである投資信託をいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日現在存在している投資信託、または同日現在存在し、同日後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをＣＩＭＡに書面で届け出ることによって、かかる選択（当該選択は撤回不能である）をすることができる。

14.2　ＣＩＭＡが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはＣＩＭＡが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。

14.3　本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。

14.4　一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。

14.5　一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから６か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。

14.6　また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の６か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をＣＩＭＡに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、ＣＩＭＡに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユ

ニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。

14.7　管理事務代行会社

(a) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。

(ｉ) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること

(ii) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること

(iii) 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること

(iv) 本規則、会社法（2013年改訂）およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること

(ｖ) 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること

(vi) 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること

(vii) 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること

(viii) 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること

(b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにＣＩＭＡに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。

(c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をＣＩＭＡに通知しなければならない。

(d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または別表３の領域で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にＣＩＭＡに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。「別表３の領域」とは、マネー・ロンダリング防止規則（2013年改訂）の別表３に記載するリストに含まれている法域をいう。

14.8　保管会社

(a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表３の領域またはＣＩＭＡが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の１か月前までにその旨を書面でＣＩＭＡ、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。

(b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。

(c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。

(d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、１か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を充分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9　投資顧問会社

(a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表３の領域またはＣＩＭＡが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「投資顧問会社」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関する投資運用業務を提供する目的で、一般投資家向け投資信託により、または一般投資家向け投資信託のために任命された事業体をいう。かかる事業体により任命された副投資顧問会社はこれに含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の証券投資業法（2011年改正）の別表２第３項に規定される活動が含まれる。

(b) 投資顧問会社を変更する場合には、変更の１か月前までにＣＩＭＡ、投資家およびその他の業務提供者に当該変更について通知しなければならない。更に、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の１か月前までに書面でＣＩＭＡに通知することが要求される。

(c) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。

(ｉ) 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること

(ii) 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社に送金されるようにすること

(iii) 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること

(iv) 一般投資家向け投資信託の資産が、当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に記載される当該投資信託の投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること

(ｖ) 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること

(d) 本規則は、現在、一般投資家向け投資信託の投資顧問会社がユニット・トラストに対して投資顧問業務を行っているか、または会社に対して行っているかを区別しており、それに応じて、異なる投資制限が適用されている。

(e) 投資信託がユニット・トラストである場合、本規則第21条(4)項は投資顧問会社がかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。

(ｉ) 結果的に当該一般投資家向け投資信託のために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。

(ii) 結果的に当該投資信託のために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後に当該投資信託の純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、

(A) 特殊事情（一般投資家向け投資信託と別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。）において、12か月を超えない期間に限り、本（ii）項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、

(B) １　当該一般投資家向け投資信託が、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、

２　投資顧問会社が、当該一般投資家向け投資信託の資産の健全な運営または当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、

本（ⅱ）項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。

(ⅲ) 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する一会社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。

(ⅳ) 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、投資顧問会社は、当該投資対象の評価方法が当該一般投資家向け投資信託の目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。

(ⅴ) 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引（投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。）を行ってはならない。

(ⅵ) 本人として自社またはその取締役と取引を行ってはならない。

(f) 一般投資家向け投資信託が会社である場合、本規則第21条(5)項は、投資顧問会社が当該会社のために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。

（ⅰ）株式取得の結果、当該一般投資家向け投資信託が保有する一会社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。

（ⅱ）当該一般投資家向け投資信託が発行するいかなる証券も取得してはならない。

(ⅲ) 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引（当該一般投資家向け投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。）を行ってはならない。

(g) 上記にかかわらず、本規則第21条(6)項は、本規則第21条(4)項または第21条(5)項によって、投資顧問会社が、一般投資家向け投資信託のために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者のすべてのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げないことを明記している。

（ⅰ）投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合

（ⅱ）マスター・ファンド、フィーダー・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合

(ⅲ) 一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合

(h) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他の業務提供者、運営者およびＣＩＭＡに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

(a) 本規則パートⅥは一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから６か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびＣＩＭＡに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。

(b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。

(c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

(a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は１か月前までに書面でＣＩＭＡ、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にＣＩＭＡの承認を得なければならない。

(b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。

(c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。

(d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

(a) 本規則パートⅧは、ミューチュアル・ファンド法第４条(1)および第４条(6)に従ってＣＩＭＡに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もＣＩＭＡに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。

(b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。

(ⅰ) 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所

(ⅱ) 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日（存続期間に関する制限の有無を表示する）

(ⅲ) 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述

(ⅳ) 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日

(ⅴ) 監査人の氏名および住所

(ⅵ) 下記の（xxⅱ）、（xxⅲ）および（xxⅳ）に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所

(ⅶ) 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授権株式および発行済株式資本の詳細（該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む）

(ⅷ) 証券に付与されている主な権利および制限の詳細（通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む）

(ⅸ) 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述

(ⅹ) 証券の発行および売却に関する手続および条件

(xⅰ) 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況

(xⅱ) 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明

(xⅲ) 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述

(xⅳ) 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明

(xⅴ) 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定（取引の頻度を含む）に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明

(xvi) 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報

(xvii) 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明

（xviii）一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合（または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合）、その旨の記述

（xix）投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細

（xx）一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則

（xxｉ）以下の記述

「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」

（xxii）管理事務代行会社（管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む）

（xxiii）保管会社および副保管会社（下記事項を含む）

(A) 保管会社および副保管会社（該当する場合）の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所

(B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動

（xxiv）投資顧問会社（下記事項を含む）

(A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所

(B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定

(C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定

第４【参考情報】

本会計年度中、サブ・ファンドについては、下記の書類が関東財務局長に提出されている。

平成26年５月30日　　半期報告書（第１期中）
平成26年７月29日　　臨時報告書
平成27年５月８日　　臨時報告書

第５【その他】

該当事項なし。

別紙Ａ

定義

決算日	各年の11月30日をいう。ただし、最初の決算日は平成26年11月30日とする。
管理事務代行会社	管理事務代行会社としての地位を有するミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイをいう。
代行協会員	日本における代行協会員としての地位を有する三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社をいう。
ＡＩＦＭ	ＡＩＦＭＤで定められた意味を有する。
ＡＩＦＭＤ	オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011年６月８日付欧州議会および理事会指令2011／61／ＥＵをいう。
営業日	(1) ニューヨーク、ロンドン、ルクセンブルグおよび東京において国、州または地域の銀行が営業を行っている日であり、かつ(2) ロンドン証券取引所およびニューヨーク証券取引所の取引日である日をいう。
ＣＩＭＡ	ケイマン諸島金融庁をいう。
クラス	受益証券の個別のクラスをいう。
ＣＳＳＦ	ルクセンブルグの金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）をいう。
保管会社	保管会社としての地位を有するミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイをいう。
日本における販売会社	サブ・ファンドの日本における販売会社としての地位を有する三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社をいう。
公課・費用	信託証書に定義される公課・費用をいう。

適格投資家	非米国人またはＥＵ非加盟国の者で、以下のいずれにも該当しない者をいう。すなわち、(ｉ）適用ある法令に違反しない限り受益証券を取得できず、または保有できない者、会社もしくは法主体、または(ii）いずれかのＥＵ加盟国においてまたはいずれかのＥＵ加盟国の法律に基づき創設され、創立され、または設立され、かつ／またはいずれかのＥＵ加盟国に主たる事業所を有する会社、パートナーシップその他の法主体の保管人、名義人もしくは受託者である。 疑義を避けるために付言すると、ケイマン諸島に居住し、または住所地を有する者（ケイマン諸島の免除会社もしくは通常の非居住会社を除く。）は、適格投資家とみなされない。
ＥＵ加盟国	欧州連合の加盟国である、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ 、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、オランダおよび英国、ならびに随時欧州連合に参加するその他の国々をいう。
ユーロ	欧州連合の参加国の法定通貨であるユーロをいう。
特別決議	すべてのサブ・ファンドの発行済受益証券の90%にあたる受益者による書面により可決される決議、または信託証書に規定された条項に従い正当に招集され、開催されたすべてのサブ・ファンドの受益者集会において、挙手により投票する受益者により投じられた票の４分の３以上を構成する多数により支持される決議か、もしくは投票が正当に要求された場合には当該投票において投じられた投票数の４分の３以上を構成する多数により可決される決議をいう。
会計年度	毎年12月１日に開始し翌年の11月30日に終了する12か月の期間をいう。ただし、第１会計年度は平成25年９月18日から平成26年11月30日までの期間とする。
被補償者	受託会社および受託会社により任命される一切の役員、取締役、従業員、代理人、使用人その他の者をいう。
英文目論見書	募集に関連し随時発行される、ファンドの受益証券の英文の目論見書およびサブ・ファンドの受益証券の英文の目論見書補遺をいう。
払込日	平成25年９月18日または管理会社が決定するその他の日をいう。
投資顧問会社	国際投信投資顧問株式会社をいう。

投資顧問会社関係者	投資顧問会社の主要業務担当者および関連会社をいう。
投資対象	信託証書に定義される投資対象をいう。
円	日本の法定通貨である日本円をいう。
ミューチュアル・ファンド法	ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2013年改訂）をいう。
管理会社	管理会社としての地位を有するミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイをいう。
投資先ファンド	ケイマン諸島の法律に基づき設定されたオープンエンド型の免除ユニット・トラストであるコクサイ － ＭＵＧＣマスター・トラストのサブ・ファンドであるグローバル短期高利回り社債ファンド４をいう。
投資先ファンド投資運用会社またはＭＳＩＭ	モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクをいう。
投資先ファンド受益証券	投資先ファンドの米ドルヘッジクラス受益証券をいう。
申込単位	受益証券１口をいう。
純資産価額	本書および信託証書に従い計算される、ファンドまたはサブ・ファンド（場合による。）の資産総額からファンドまたはサブ・ファンド（場合による。）の負債総額を控除した額をいう。
受益証券１口当たり純資産価格	サブ・ファンドの純資産価額を当該時点におけるサブ・ファンドの発行済受益証券口数で除した額をいう。
買戻価格	信託証書に従い算定される、受益証券が買い戻される価格をいう。
証券業協会規則	日本証券業協会の外国証券の取引に関する規則をいう。
米国証券法	1933年米国証券法をいう。
サブ・ファンド	コクサイ － ＭＵＧＣトラストのサブ・ファンドである短期高利回り社債ファンド2013-09 円建 円高ヘッジ・円安追随型をいう。

サブ・ファンド決議	関連するサブ・ファンドの発行済受益証券の90%にあたる受益者による書面により可決される決議、または信託証書に規定された条項に従い正当に招集され、開催された関連するサブ・ファンドの受益者集会において、挙手により投票する当該サブ・ファンドの受益者により投じられた票の４分の３以上を構成する多数により支持される決議か、もしくは投票が正当に要求された場合には当該投票において投じられた投票数の４分の３以上を構成する多数により可決される決議をいう。
取得申込書	受益証券の購入を希望する適格投資家により記入される様式をいう。
副管理会社	エムユージーシー・ルックス・マネジメント・エス・エイまたは副管理会社およびファンドのＡＩＦＭとして任命されるその他の者をいう。
償還日	平成30年９月28日または管理会社が決定する同日より前の日をいう。
ファンド	コクサイ －ＭＵＧＣトラストの名称で知られる、信託証書により設立されたオープンエンド型アンブレラ型免除ユニット・トラストをいう。
受託会社	受託会社としての地位を有するＣＩＢＣバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドをいう。
信託証書	ファンドに関し受託会社および管理会社間で締結された平成23年７月29日付信託証書（随時補足され、または変更される。）をいう。
ファンド設立費用	ファンドの設立に関連する費用および経費をいう。
受益者	ファンドの受益証券の保有者をいう。
受益証券	サブ・ファンドに関して、その１個の不可分の持分をいい、当該受益証券の端数を含む。
米ドル	アメリカ合衆国の法定通貨であるアメリカ合衆国ドルをいう。

別紙Ｂ

レギュレーションＳに定める米国人の定義

(1) 米国証券法のレギュレーションＳに基づき、「米国人」とは以下のいずれかに該当する者をいう。

（ｉ）米国に居住する自然人

（ii）米国の法律に基づいて組織または設立されたパートナーシップまたは会社

（iii）執行人または管財人が米国人である財団

（iv）受託者が米国人である信託

（ｖ）米国外の法主体の米国に所在する代理機関または支店

（vi）米国人のためまたは米国人の勘定でディーラーまたはその他の受託者により保有される非一任運用口座または類似の口座（財団または信託を除く。）

（vii）米国で組織もしくは設立された、または（自然人の場合）米国に居住する、ディーラーまたはその他の受託者により保有される一任運用口座または類似の口座（財団または信託を除く。）

（viii）以下に該当するパートナーシップまたは法人

(a) 米国以外の法域の法律に基づき組織または設立され、かつ

(b) 米国証券法に基づき登録されていない証券への投資を主たる目的として米国人により設立されたパートナーシップまたは法人。ただし、自然人、財団または信託ではない認可投資家（米国証券法に基づくルール501(a)に定義される。）により組織または設立され、これにより所有されている場合を除く。

(2) 前記(1)にかかわらず、米国で組織もしくは設立された、または（自然人の場合）米国に居住する、ディーラーまたはその他の専門的受託者により、非米国人のためまたは非米国人の勘定で保有される一任運用口座または類似の口座（財団または信託を除く。）は、「米国人」とはみなされない。

(3) 前記(1)にかかわらず、執行人または管財人を務める専門的受託者が米国人である財団は、以下のすべてに該当する場合には米国人とはみなされない。

（ｉ）米国人ではない財団の執行人または管財人が、財団の資産について単独または共同の投資裁量権を有しており、かつ

（ii）財団が米国以外の法域の法律に準拠する場合。

(4) 前記(1)にかかわらず、受託者を務める専門的受託者が米国人である信託は、米国人ではない受託者が信託財産について単独または共同の投資裁量権を有しており、かつ信託の受益者（および信託が取消可能な場合の信託委託者）が米国人ではない場合には、米国人とはみなされない。

(5) 前記(1)にかかわらず、米国以外の国の法律ならびに当該国の慣習的実務および文書記録に従って設定され管理されている従業員福利制度は、米国人とはみなされない。

(6) 前記(1)にかかわらず、米国人の米国外に所在する代理機関または支店は、以下のすべてに該当する場合には「米国人」とはみなされない。

（ｉ）代理機関または支店が有効な事業上の理由により運営されており、かつ

（ii）代理機関または支店が保険または銀行業務に従事しており、かつその所在する法域において実質的に保険または銀行業に関する規制をそれぞれ受けている場合。

(7) 国際通貨基金、国際復興開発銀行、米州開発銀行、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、国際連合およびそれらの機関、関係者ならびに年金プラン、ならびにその他類似の国際組織、その機関、関係者ならびに年金プランは、「米国人」とはみなされない。

独立監査人の監査報告書

受託会社御中

我々は、添付のコクサイ－ＭＵＧＣトラストのサブ・ファンドである短期高利回り社債ファンド2012-10、短期高利回り社債ファンド2012-10　円建 円高ヘッジ・円安追随型、短期高利回り社債ファンド2013-09　毎月分配型、短期高利回り社債ファンド2013-09　円建　円高ヘッジ・円安追随型、短期高利回り社債ファンド2013-09　日経平均上昇追随型および短期高利回り社債ファンド2013-09　円建 円安追随・日経平均上昇追随型（以下、総称して「サブ・ファンド」という。）の財務書類、すなわち、2014年11月30日現在の純資産計算書、同日に終了した年度における運用計算書および純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針の概要およびその他の説明情報からなる注記の監査を行った。

財務書類に関する経営陣の責任

経営陣は、ルクセンブルグにおいて投資信託に適用ある一般に認められた会計原則に準拠した当財務書類の作成および公正な表示、ならびに不正によるか誤謬によるかを問わず、重大な虚偽記載のない財務書類の作成を可能にするために必要であると経営陣が判断する内部統制について責任を負っている。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類について意見を表明することである。我々は、国際監査基準に準拠して監査を行った。当該基準は、財務書類に重要な虚偽記載がないかどうかについての合理的な保証を得るために、我々が倫理規定に従い、監査を計画し実施することを求めている。

監査は、財務書類上の金額および開示内容に関する監査証拠を得るための手続の実施を含んでいる。不正によるか誤謬によるかを問わず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、選択された手続きは我々の判断に依拠する。これらのリスク評価を行うにあたり、我々は、サブ・ファンドによる財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制を考慮に入れるが、これは状況に照らして適切である監査手続きを策定するためであって、サブ・ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明することが目的ではない。監査は、経営陣が採用した会計方針の適切性および行われた会計上の見積りの合理性についての評価も含め、全体としての財務書類の表示を検討することを含んでいる。

我々は、我々が入手した監査証拠が、我々の監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

意見

我々の意見では、当財務書類は、ルクセンブルグにおいて投資信託に適用ある一般に認められた会計原則に準拠して、サブ・ファンドの2014年11月30日現在の財政状態ならびに2014年11月30日終了年度における財務成績を、すべての重要な点において公正に表示しているものと認める。

ケーピーエムジー
2015年５月22日

次へ

Independent Auditors' Report to the Trustee

We have audited the accompanying financial statements of Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2012-10, Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2012-10 JPY-denominated JPY Appreciation Hedged and Depreciation Followed Type, Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 Monthly Dividend Type, Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 JPY-Denominated JPY Appreciation Hedged and Depreciation Followed Type, Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 Nikkei Stock Average Appreciation Followed Type and Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2013-09 JPY-Denominated JPY Depreciation Followed and Nikkei Stock Average Appreciation Followed Type (collectively the“Sub-trusts”), sub-trusts of Kokusai – MUGC Trust, which comprise the statement of net assets as at Nobember 30, 2014 , the statements of operations and changes in net assets for the period then ended, and notes, comprising a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Management's Responsibility for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg generally accepted accounting principles applicable to investment funds, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditors' Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on our judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, we consider internal control relevant to the Sub-trusts' preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Sub-trusts' internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Sub-Trusts as at November 30, 2014 and their financial performance for the period then ended in accordance with Luxembourg generally accepted accounting principles applicable to investment funds.

KPMG
May 22, 2015

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

次へ

ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ
取締役会各位

承認された監査人の報告書

財務書類に関する報告

取締役会において任命された後、我々は、2013年12月31日現在の貸借対照表、同日に終了した年度の損益計算書、重要な会計方針の要約およびその他の説明情報から構成されるミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイの財務書類について監査を行った。

財務書類に対する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成に関するルクセンブルグにおける法律および規制の要件に準拠して本財務書類を作成することおよび公正に表示すること、ならびに不正によるか誤謬によるかを問わず、重大な虚偽記載のない財務書類の作成に必要であると取締役会が判断する内部統制について責任を負う。

承認された監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて、当該財務書類に対する意見を表明することである。我々は、ルクセンブルグの金融セクター監視委員会によって適用された国際監査基準に準拠して監査を実施した。当該基準は、関連する倫理規定を遵守することならびに財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるように我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査は、財務書類中の金額および開示事項を支える監査証拠を入手するための手続の実施を含んでいる。当該手続は、不正または誤謬による財務書類における重要な虚偽記載のリスク評価を含む承認された監査人の判断によって選定される。承認された監査人は、当該リスク評価を行うに当たって、財務書類の作成および公正な表示に関連するファンドの内部統制について検討する。これは、状況に適した監査手続を策定するためであって、ファンドの内部統制の有効性に意見を表明することを目的とするものではない。

監査はまた、取締役会により採用された会計方針の適正性および会計見積りの合理性の評価とともに、財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。我々は、我々が入手した監査証拠は、我々の監査意見の基礎を提供するに十分かつ適切であると確信している。

意見

我々の意見では、本財務書類は、財務書類の作成に関するルクセンブルグにおける法律および規制の要件に準拠して、ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイの2013年12月31日現在の財務状態ならびに同日に終了した年度の営業成績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

その他の法律および規制の要件に関する報告

取締役会が責任を負う経営者報告書は、本財務書類と一致している。

デロイト・オーディット、公認の監査法人

〔署名〕
マーティン・フローネ、公認の監査人
パートナー

2014年３月12日

次へ

To the Board of Directors of
MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.
287-289, Route d'Arlon
L-1150 Luxembourg

REPORT OF THE REVISEUR D'ENTREPRISES AGREE

Report on the annual accounts

Following our appointment by the Board of Directors, we have audited the accompanying annual accounts of MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A., which comprise the Balance Sheet as at December 31, 2013 and the Profit and Loss Account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Responsibility of the Board of Directors for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the réviseur d'entreprises agréé

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the Commission de Surveillance du Secteur Financier. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the réviseur d'entreprises agréé's judgement, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the réviseur d'entreprises agréé considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A. as of December 31, 2013, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts.

Report on other legal and regulatory requirements

The management report, which is the responsibility of the Board of Directors, is consistent with the annual accounts.

For Deloitte Audit, Cabinet de révision agréé

Martin Flaunet, Réviseur d'entreprises agréé
Partner

March 12, 2014

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。